

令和6年 第3回

大 仙 市 議 会 定 例 会 会 議 録

令和6年8月23日 開会

令和6年9月20日 閉会

大 仙 市 議 会

令和6年第3回大仙市議会定例会会議録目次

○第1日目（8月23日）

議事日程第1号	1
出席議員	4
欠席議員	4
遅刻議員	4
早退議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	5
開 会	5
市長招集あいさつ	5
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定（29日間）	6
諸般の報告	6
市政報告	6
議案説明・質疑・討論・表決	14
議案第101号及び議案第102号	14
議案説明・質疑・委員会付託	15
報告第 9号から議案第104号まで	15
休 憩	18
再 開	18
委員長報告・質疑・討論・表決	18
各 常 任 委 員 長（報告第 9号）	18
各 常 任 委 員 長（議案第103号）	20
各 常 任 委 員 長（議案第104号）	21
議案説明	23
議案第105号から議案第116号まで	23
議案第114号	27
議案第117号から議案第131号まで	27
議案第132号	33
議案第133号から議案第135号まで	35
休会の件	38
散 会	38

○第2日目（9月4日）

議事日程第2号	39
出席議員	39
欠席議員	39
遅刻議員	39
早退議員	39
説明のため出席した者	39
事務局職員出席者	40
開 議	40
一般質問	40
○高橋徳久議員	40
○秩父博樹議員	46
休 憩	54
再 開	54
○金谷道男議員	59
休 憩	68
再 開	68
○佐藤隆盛議員	68
○挽野利恵議員	80
散 会	85

○第3日目（9月5日）

議事日程第3号	87
出席議員	89
欠席議員	90
遅刻議員	90
早退議員	90
説明のため出席した者	90
事務局職員出席者	90
開 議	90
一般質問	90
○戸嶋貴美子議員	91
○佐藤文子議員	96
休 憩	107
再 開	107

○小笠原 昌 作 議員	1 0 7
質疑・委員会付託	1 1 1
議案第 1 0 5 号から議案第 1 3 5 号まで	1 1 1
議案説明・質疑・委員会付託	1 1 1
議案第 1 3 6 号及び議案第 1 3 7 号	1 1 1
委員会付託	1 1 3
陳情第 4 4 号及び陳情第 4 5 号	1 1 3
休会の件	1 1 3
散 会	1 1 3

○第 4 日 目（9 月 2 0 日）

議事日程第 5 号	1 1 5
出席議員	1 1 8
欠席議員	1 1 8
遅刻議員	1 1 8
早退議員	1 1 8
説明のため出席した者	1 1 8
事務局職員出席者	1 1 9
市長の発言	1 1 9
開 議	1 2 0
諸般の報告	1 2 0
委員長報告・質疑・討論・表決	1 2 0
総務企画常任委員長（議案第 1 0 8 号）	1 2 0
" （議案第 1 0 9 号）	1 2 0
" （議案第 1 1 0 号）	1 2 0
教育厚生常任委員長（議案第 1 0 5 号）	1 2 1
" （議案第 1 1 1 号）	1 2 2
" （議案第 1 1 2 号）	1 2 2
産業建設常任委員長（議案第 1 0 6 号）	1 2 4
" （議案第 1 0 7 号）	1 2 4
" （議案第 1 1 3 号）	1 2 5
" （議案第 1 1 4 号）	1 2 5
" （議案第 1 3 6 号）	1 2 5
各 常 任 委 員 長（議案第 1 1 5 号）	1 2 5
産業建設常任委員長（議案第 1 1 6 号）	1 2 9

各 常 任 委 員 長 (議案第 1 3 7 号)	1 2 7
各 常 任 委 員 長 (議案第 1 1 7 号)	1 3 0
教育厚生常任委員長 (議案第 1 1 8 号)	1 3 1
" (議案第 1 1 9 号)	1 3 1
" (議案第 1 2 0 号)	1 3 1
" (議案第 1 2 1 号)	1 3 1
産業建設常任委員長 (議案第 1 2 2 号)	1 3 2
" (議案第 1 2 3 号)	1 3 2
教育厚生常任委員長 (議案第 1 2 4 号)	1 3 1
産業建設常任委員長 (議案第 1 2 5 号)	1 3 2
総務企画常任委員長 (議案第 1 2 6 号)	1 3 0
" (議案第 1 2 7 号)	1 3 0
" (議案第 1 2 8 号)	1 3 0
" (議案第 1 2 9 号)	1 3 0
" (議案第 1 3 0 号)	1 3 0
" (議案第 1 3 1 号)	1 3 0
教育厚生常任委員長 (議案第 1 3 2 号)	1 3 1
産業建設常任委員長 (議案第 1 3 3 号)	1 3 3
" (議案第 1 3 4 号)	1 3 3
" (議案第 1 3 5 号)	1 3 3
休 憩.....	1 3 8
再 開.....	1 3 8
委員長報告・質疑・討論・表決.....	1 3 9
総務企画常任委員長 (陳情第 4 4 号)	1 3 9
教育厚生常任委員長 (陳情第 4 5 号)	1 3 9
質疑・討論・表決.....	1 4 0
意見書案第 1 8 号・第 1 9 号.....	1 4 0
議案説明・質疑・委員会付託.....	1 4 1
議案第 1 3 8 号.....	1 4 1
休 憩.....	1 4 2
再 開.....	1 4 2
委員長報告・質疑・討論・表決.....	1 4 2
教育厚生常任委員長 (議案第 1 3 8 号)	1 4 2
各委員会から閉会中の継続審査及び調査の申し出について.....	1 4 3
議員の派遣について.....	1 4 4

閉 會	1 4 4
○署 名	1 4 5
○參考資料	
日程表	1 4 7
一般質問通告者	1 5 1
議案等一覽	1 5 2
議 案	1 5 2
報 告	1 5 5
陳 情	1 5 5
意見書案	1 5 5

令和6年第3回大仙市議会定例会会議録第1号

令和6年8月23日（金曜日）

議事日程第1号

令和6年8月23日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定（29日間）

- 第3 議長報告
- ・専決処分報告（法第180条関係）
 - ・株式会社神岡ふるさと振興公社第28期（令和5年度）決算
 - ・株式会社神岡ふるさと振興公社第29期（令和6年度）事業計画
 - ・物産中仙株式会社第34期（令和5年度）決算
 - ・物産中仙株式会社第35期（令和6年度）事業計画
 - ・株式会社協和振興開発公社第20期（令和5年度）決算
 - ・株式会社協和振興開発公社第21期（令和6年度）事業計画
 - ・株式会社TMO大曲第20期（令和5年度）決算
 - ・株式会社TMO大曲第21期（令和6年度）事業計画
 - ・令和5年度大仙市継続費精算報告書
 - ・教育に関する事務の点検・評価報告書（令和5年度事業）
 - ・例月現金出納検査結果
 - ・議会動静報告書

第4 市政報告

第5 議案第101号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（説明・質疑・討論・表決）

第6 議案第102号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（説明・質疑・討論・表決）

- 第 7 報告第 9 号 専決処分報告について（令和 6 年度大仙市一般会計補正予算
（第 4 号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 8 議案第 103 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 9 議案第 104 号 令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1
号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 10 議案第 105 号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て （説 明）
- 第 11 議案第 106 号 大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に
関する条例の一部を改正する条例の制定について（説 明）
- 第 12 議案第 107 号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制
定について （説 明）
- 第 13 議案第 108 号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について （説 明）
- 第 14 議案第 109 号 字の区域の変更について （説 明）
- 第 15 議案第 110 号 字の区域の変更について （説 明）
- 第 16 議案第 111 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
（説 明）
- 第 17 議案第 112 号 大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の
一部変更について （説 明）
- 第 18 議案第 113 号 令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更に
ついて （説 明）
- 第 19 議案第 115 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号） （説 明）
- 第 20 議案第 116 号 令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）
（説 明）
- 第 21 議案第 114 号 令和 5 年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について （説 明）
- 第 22 議案第 117 号 令和 5 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について
（説 明）

- | | | | |
|-------|-------------|---|-------|
| 第 2 3 | 議案第 1 1 8 号 | 令和 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について | (説 明) |
| 第 2 4 | 議案第 1 1 9 号 | 令和 5 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について | (説 明) |
| 第 2 5 | 議案第 1 2 0 号 | 令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定
について | (説 明) |
| 第 2 6 | 議案第 1 2 1 号 | 令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて | (説 明) |
| 第 2 7 | 議案第 1 2 2 号 | 令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の
認定について | (説 明) |
| 第 2 8 | 議案第 1 2 3 号 | 令和 5 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について | (説 明) |
| 第 2 9 | 議案第 1 2 4 号 | 令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認
定について | (説 明) |
| 第 3 0 | 議案第 1 2 5 号 | 令和 5 年度大仙市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認
定について | (説 明) |
| 第 3 1 | 議案第 1 2 6 号 | 令和 5 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について | (説 明) |
| 第 3 2 | 議案第 1 2 7 号 | 令和 5 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について | (説 明) |
| 第 3 3 | 議案第 1 2 8 号 | 令和 5 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて | (説 明) |
| 第 3 4 | 議案第 1 2 9 号 | 令和 5 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について | (説 明) |
| 第 3 5 | 議案第 1 3 0 号 | 令和 5 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて | (説 明) |
| 第 3 6 | 議案第 1 3 1 号 | 令和 5 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて | (説 明) |
| 第 3 7 | 議案第 1 3 2 号 | 令和 5 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について | (説 明) |

第 38 議案第 133 号 令和 5 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
(説 明)

第 39 議案第 134 号 令和 5 年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について
(説 明)

第 40 議案第 135 号 令和 5 年度大仙市下水道事業会計決算の認定について
(説 明)

出席議員 (23 人)

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴 美 子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	7 番 青 柳 友 哉
8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久	10 番 佐 藤 芳 雄
11 番 橋 本 琢 史	12 番 小 笠 原 昌 作	13 番 小 松 栄 治
14 番 本 間 輝 男	15 番 佐 藤 育 男	16 番 山 谷 喜 元
17 番 石 塚 柏	18 番 高 橋 敏 英	19 番 橋 村 誠
20 番 渡 邊 秀 俊	21 番 金 谷 道 男	22 番 後 藤 健
23 番 鎌 田 正	24 番 古 谷 武 美	

欠席議員 (1 人) 6 番 秩 父 博 樹

遅刻議員 (0 人)

早退議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸	総 務 部 長	福 原 勝 人
企 画 部 長	伊 藤 公 晃	市 民 部 長	伊 藤 敬
健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸	こ ども 未 来 部 長	田 口 美 和 子
農 林 部 長	斎 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹

病院事務長 藤原孝之 教育委員会事務局長 藤原秀一
総務部次長兼総務課長 小林孝至

議会事務局職員出席者

局	長	大沼利樹	参	事	佐藤和人
主	幹	佐藤真理子	主	幹	佐々木孝子
主	査	藤澤正信			

午前10時01分開会

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより令和6年第3回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） おはようございます。

本日、令和6年第3回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告1件、人事案2件、条例案3件、単行案7件、補正予算案4件及び令和5年度決算認定19件の合計36件であります。

このうち、去る7月9日からの大雨及び7月24日からの大雨に伴う災害復旧経費や農業経営の再開支援に関する補助などの補正予算に係る専決処分報告1件、人権擁護委員に係る人事案2件並びに、仙北ちびっこランド園舎統合の実施設計に関する補助やツキノワグマ対策に関する助成など、早期の着手が必要な事業に係る補正予算案2件につきましては、本日、採決をお願いするものであります。

なお、準備が整い次第、企業団地の整備造成工事請負契約の変更に係る単行案並びにパリ・オリンピック女子マラソンにおいて、本市出身の鈴木優花選手が6位入賞を果たしたことをお祝いする花火打ち上げ経費に係る補正予算案につきまして、追加提案したいと存じます。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

【老松市長 降壇】

午前10時02分 開 議

○議長（古谷武美） これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は6番秩父博樹議員であります。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において14番本間輝男議員、15番佐藤育男議員、16番山谷喜元議員を指名いたします。

○議長（古谷武美） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今次定例会の会期は、本日から9月20日までの29日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

○議長（古谷武美） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

議会の委任による専決処分報告、出資法人並びに同出資法人に準ずる法人の経営状況を説明する書類、令和5年度大仙市継続費精算報告書が市長から、教育に関する事務の点検・評価報告書が教育委員会から、例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されておりますので、お手元に配付のとおり報告いたします。

また、6月定例会初日から昨日までの議会動静報告書を、併せてお手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（古谷武美） 日程第4、市長から市政報告の申し出がありますので、これを許します。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 令和6年第3回大仙市議会定例会に当たり、諸般の状況について申し上げます。

はじめに、大雨による災害についてであります。

東北地方を通過した活発な梅雨前線の影響で、県内では立て続けに大雨による災害に見舞われており、特に7月24日から26日にかけて発生した豪雨では、本県と山形県の県境付近を中心に観測史上最大となる雨量を記録するなど、甚大な被害をもたらしております。

市では、この大雨災害に際し、刻一刻と変化する局面に合わせて対策組織の見直しを行いながら警戒や対策に当たるとともに、避難所を開設した上で河川の増水による被害や土砂災害の恐れがある大曲、神岡、西仙北、協和及び南外地域の延べ4,324世帯9,770人に避難指示を発令するなど、早め早めの対応に努めたところであります。

また、18カ所42基に増強した常設ポンプに加え、排水の状況にあわせ可搬式ポンプや国や県との連携により排水ポンプ車を随時配備するなど、水害被害を最小限に防ぐため、万全の体制で内水対策に当たっております。

幸いにして、一連の大雨による人的被害はなかったものの、断続的に降り続いた大雨により、大曲地域で33棟、神岡地域で7棟、西仙北地域で4棟、協和及び南外地域で各1棟、合わせて46棟の住家に床下浸水被害が生じたほか、17事業所に床上・床下浸水被害が生じております。さらに、市内全域において通行止めなどの交通障害や土砂崩れ等による道路への被害が確認されているほか、冠水や浸水による農作物への被害が814ヘクタールに及び、農地・農業用施設144カ所、林道17路線63カ所にも被害が生じております。

被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

市では、復旧事業に係る補正予算を8月9日付で専決処分させていただくなど、迅速な対応に努めているところであり、引き続き早期の復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、新しい時代を予感させる革新的な開会式で幕を開けた「パリ・オリンピック」の最終日を飾る女子マラソンにおいて、本市出身の鈴木優花選手が6位入賞を果たし、花の都でひときわ一際輝く「優花スマイル」を見せてくれました。本県出身マラソン選手のオリンピック入賞は、男女通じて初の快挙であり、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

激しいアップダウンが続く、史上最も過酷と評される難コースでありましたが、持ち前の勝負強さと粘り強さを発揮され、海外の実力者と肩を並べ、終盤まで先頭争いを繰り広げるなど、歴史や芸術、文化が薫る街並みを颯爽^{さつそう}と駆け抜ける会心の走りで、初となるオリンピックの舞台において、自己記録を更新しての堂々の入賞となりました。

当日は、中仙市民会館ドンパルを会場にパブリックビューイングを開催しており、「鈴木優花選手を応援する会」の皆様や中仙小学校、中仙中学校の児童・生徒など約400人が詰めかけ、熱いエールを送っております。私も参加させていただきましたが、ご自身が勝負どころとする上り坂での力走や先頭集団に食らいつく勇姿に、会場にいる誰もが胸を熱くし、会場全体が「優花コール」の大声援に包まれ、ゴールの瞬間には惜しみない拍手が送られております。不断の努力により、「夢」を「現実」のものに変えたオリンピックでの大躍進は、我々大仙市民の大きな誇りであり、市民の皆様にご元気と感動を、そして未来を担うこどもたちに勇気と希望をもたらすとともに、本市のスポーツ振興に大きく貢献するものであります。

市といたしましては、このたびの活躍を称え、大仙市民賞を授与するとともに、今般の入賞を弾みに、ロサンゼルス・オリンピックへの出場をはじめ、さらなる高みに向けたご活躍を大いに期待し、引き続き市を挙げて応援してまいりたいと考えております。

次に、花火産業推進プロジェクトについてであります。

インバウンドの拡大や「大曲の花火」の海外展開に向け、国際的な認知度の向上を図る取り組みの一つとして、「大曲の花火」実行委員会がカナダの「モントリオール国際花火競技大会」に初出場を果たし、現地時間の7月4日、割物や和火などの日本の伝統的な花火に加え、型物やグラデーション花火をはじめとした日本特有の花火を織り交ぜながら「THE GREATEST HANABI SHOW」と題した約4,600発の花火を打ち上げております。

目標とする金賞には届かなかったものの、花火一発一発の品質の高さが評価され銅賞を受賞するとともに、環境に配慮した取り組みが認められ、特別賞も同時に受賞しております。また、日本の花火を目にする機会が少ない現地の観客の皆様からは、大きな拍手と多くの賞賛の声をいただいたところであり、世界中の人々に日本の花火の素晴らしさを伝えるとともに、大曲の花火の創造性や技術力の高さを発信し、グローバル展開に向けた確かな足がかりを得ることができたものと捉えております。

クラウドファンディングや企業版ふるさと納税を通じ寄附をいただいた皆様をはじめ、

大曲の花火の挑戦を後押ししていただいた全ての皆様に心から感謝と御礼を申し上げますとともに、この挑戦を一つの契機に、関係団体と一丸となり、観光誘客や海外での打ち上げ機会の増加、花火玉の輸出拡大など、グローバルな花火産業基盤の確立に向けた取り組みを、より一層推進してまいります。

次に、大仙市誕生20周年記念事業についてであります。

大仙市誕生20周年記念ロゴマークとキャッチフレーズの決定を受け、この7月から記念事業が本格的にスタートしております。冠事業のうち、先行事業として6月16日に開催した「座間市・大仙市友好交流都市協定締結10周年アニバーサリーコンサート」では、友好交流都市である座間市から在日米陸軍軍楽隊をお迎えし、大仙市消防団音楽隊や中仙、西仙北及び南外中学校の吹奏楽部との共演により、この節目を祝福する素晴らしいハーモニーが満員の会場を包み込んでおります。

8月5日には、全国を舞台に活躍されている市内在住のアーティスト小野崎^{あき}晶さんが制作した花火アートパネルをJR大曲駅の東西自由通路に設置し、除幕式を行っております。また、誰でも気軽にアートを楽しむことができるスペースとして、6日にイオンモール大曲内に開設した「大仙市民ギャラリー」では、第1弾となる企画展として、小野崎さんの作品展を開催しているほか、はなび・アムでは「大仙市と『大曲の花火』20年のあゆみ」と題した特別企画展を開催しております。

8月15日に開催した「大仙市^{はたち}二十歳を祝う会」では、大仙市消防団音楽隊のアニバーサリー演奏や、アカペラグループ「夜にワルツ」によるスペシャルステージなどのコラボ企画をお届けしたほか、広報への特集記事掲載や協賛事業の募集なども行っているところであり、協賛事業には現在、6団体からの申請を受け付けております。今後も様々な記念事業が予定されておりますので、多くの皆様にご参加いただき、メモリアルイヤーを盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、主な部局ごとに諸般の報告を申し上げます。

はじめに、企画部関係についてであります。

若者チャレンジ応援プロジェクトにつきましては、現在、「若者チャレンジ応援補助金」の提案事業を募集しており、8月20日時点でプロジェクトチャレンジに2件、ユースチャレンジに3件と、昨年度を上回る申請を受け付けております。

このほか、市内でフィールドワークを行う大学生等に対する旅費等の支援や、様々な分野で活動する女性を対象に、SNSを通じたコミュニティの形成を促進する取り組み

など、様々なサポートを展開しておりますが、若者の考えやアイデアを幅広く伺い、ニーズに即した、より効果的な支援策を検討するため、新たに「若者チャレンジモニター制度」を7月に開始しており、29人の皆様に登録をいただいております。

今後も、様々な機会を捉えて若者の多様な声を積極的に伺いながら、若者がチャレンジできる環境づくりをより一層推進してまいります。

次に、市民部関係についてであります。

地球温暖化防止対策につきましては、ゼロカーボンシティ推進事業として、一般住宅への太陽光発電設備の導入や、EV自動車の購入などに対する支援を行っておりますが、今般、脱炭素に向けた事業者の皆様との積極的な取り組みを後押しするため、太陽光発電設備の導入に対する支援を行うこととしており、今次定例会に予算の補正をお願いしております。

また、この10月には、連携協定を締結している、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のご協力の下、脱炭素に向けた意識の高揚を図るため、市内の事業所を対象に、環境と安全への配慮を競う「エコドライブ選手権」を開催することとしております。

公共施設へのEV充電器の設置につきましては、急速充電器の導入を予定している「道の駅協和」及び「道の駅なかせん」への設置を先行して進めることとしており、その他の施設につきましても、国の補助金採択を受け次第、順次設置してまいります。

次に、健康福祉部関係についてであります。

熱中症対策につきましては、改正気候変動適応法に基づく「クーリングシェルター」として、各地域の拠点施設を中心に基準を満たす18の公共施設に加え、株式会社タカヤナギ、イオン大曲店及び株式会社グランドパレス川端に協力をいただき、民間の6施設を指定しております。また、市内29の郵便局にもご協力いただき、市が指定するクーリングシェルターと同様の利用が可能となっており、引き続き民間施設に協力を呼びかけながら熱中症対策の強化に努めてまいります。

介護予防事業につきましては、市民の皆様が身近な場所において自身の体力や、加齢に伴う運動機能の状態を把握できる機会として、新たに「体力測定会」を実施しております。この測定会については、8月2日に健康福祉会館を会場に実施しておりますが、今後は町内会や老人クラブなど希望する団体を対象に、出張型で実施することとしており、測定結果をもとに、一人一人の体力にあわせた運動指導や定期的な健康相談ができる「通年型の運動教室」を市内三つのエリアで行うなど、健康づくりや介護予防活動に

結びつけてまいります。

次に、こども未来部関係についてであります。

「こどもに寄り添い、子育てに優しいまち」づくりの羅針盤となる「大仙市こども計画」につきましては、子どもや子育て世帯の声を計画に反映するため、高校生を対象としたワークショップのほか、市内の小・中学校や特別支援学校に在学する児童・生徒と、その保護者を対象としたアンケート調査を実施しております。

ワークショップでは、市内四つの高校から21名の生徒に参加いただき、高校生の視点から大仙市の「今」を考え、そして「未来」を展望しながら、理想的なまちづくりについて活発な話し合いが行われており、最終日には私も出席させていただき、直接ご意見やアイデアを伺っております。今後も様々な機会を通じて当事者の声を伺い、こども計画はもとより、市の各種計画や施策にも反映しながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、農林部関係についてであります。

大豆産地化推進事業につきましては、生産技術の高位平準化を目的に、7月30日、西仙北地域において現地検討会を開催しております。当日は大豆生産者のほか、農研機構東北農業研究センターをはじめ、国や県、クボタグループなどの関係者が参加し、収量・品質の向上に向けた栽培技術について理解を深めております。

スマート農業の推進につきましては、県や秋田県立大学と連携し、農業用ドローンを活用した^{ちよくは}水稻直播栽培の実証を進めており、8月7日に開催した現地検討会において順調な生育を確認しております。

畜産振興につきましては、7月1日、笹倉公園を会場に第18回大仙・仙北・美郷畜産共進会が開催され、大曲農業高等学校が飼養した肉用牛2頭を初めて出品し、いずれの牛も上位入賞を果たしております。今回の入賞は、3年後に開催される「第13回全国和牛能力共進会」への出品に向け、確かな手応えになったものと考えており、県や関係団体などと連携を図りながら、引き続き挑戦を後押ししてまいります。

鳥獣被害防止対策につきましては、8月22日現在、ツキノワグマの目撃情報が99件寄せられており、昨年と同時期と比較して8件程度の増となっております。県内では、既に人身被害が複数件発生しているほか、目撃件数が高止まりしており、秋田県のツキノワグマ出没警報の延長が繰り返される予断を許さない状況にあります。

こうした状況を受け、例年、目撃件数が増加するこれからの季節に備え、国の総合支

援事業を活用した緩衝帯の整備や、捕獲へのデジタル技術の導入に加え、放任果樹の伐採に対する支援など、被害防止対策のさらなる強化を図るため、今次定例会に予算の補正を上程しており、本会議初日での議決をお願いしております。

次に、経済産業部関係についてであります。

雇用・就業対策につきましては、7月9日、大曲交流センターを会場に令和6年度「仙北地域求人説明会」が開催されており、ハローワーク大曲と角館管内の企業31社が出展し、来年3月に卒業予定の高校3年生101人が参加しております。管内の就職希望者240人のうち県内への就職希望者は185人で、県内就職希望率は前年同時期とほぼ同率の77.1パーセントとなっており、依然として高い水準を維持しております。今後も関係機関と連携を図りながら、地元就職を希望する若者へのきめ細やかな支援を通じ、定着を促進してまいります。

次に、観光文化スポーツ部関係についてであります。

親父たちの甲子園「第6回全国500歳野球大会」につきましては、県外25チームと県内7チームをお迎えし、7月13日から3日間の日程で開催しております。決勝戦は、全県大会を2連覇している追分野球クラブと、全国大会2連覇中の岩手県のアイ・オー・エフ・クラブが対戦し、大熱戦の末、I・O・F・Cが3連覇を成し遂げております。

次に、建設部関係についてであります。

「雄物川改修整備促進期成同盟会」「国道13号大曲・秋田間整備促進期成同盟会」並びに「高規格道路本荘大曲道路整備促進期成同盟会」につきましては、近隣自治体の同盟会とともに、6月14日から8月1日までの間、内閣官房、国土交通省、財務省、秋田県選出国會議員、秋田県などに対し、集中的に要望活動を行っております。今後も、重要な社会基盤である道路や河川の機能向上が早期に図られるよう、関係自治体と連携しながら要望活動を積極的に展開してまいります。

次に、教育委員会事務局関係についてであります。

「大仙市中学生サミット」につきましては、8月8日、仙北ふれあい文化センターを会場に開催しております。メインテーマである「大仙市の未来は私たちがつくる」の下、今年度のサミットでは「SDGsプロジェクト 私たちの思いを広げ、未来につなげていこう」を活動テーマに、各校の活動が見える化することにより、SDGsとのつながりを見つめ直すとともに、活動の共有や深化を図りながら、未来につなげていくための方策について活発な意見交換が行われております。

サミットの冒頭では、今年度新たに開始した「大仙市SDGsレポーター」制度に基づき、レポーターに任命された大曲南中学校の生徒3名が活動成果の発表や「地球温暖化」をテーマにした提案を行い、SDGsの達成に向け、協力して行動することの重要性を訴えております。本市の未来を担う子どもたちが、グローバルな課題を自分事として捉え、ローカルの視点で考える機会は非常に意義深いものと考えており、今後もこうした機会の創出に努めてまいります。

最後に、令和5年度の決算及び財政状況について申し上げます。

令和5年度決算につきましては、歳入において市税収入が当初見込みを大きく上回ったことや普通交付税の追加配分があったことに加え、歳出では、少雪による除排雪経費の縮減や、国の総合経済対策により施設運営費が縮減されたことなどから、普通会計の実質収支は過去2番目となる21億7,152万5千円の黒字となっております。実質単年度収支につきましても、財政調整基金の積み増しを図ったことなどにより、6年連続の黒字決算となる2億7,611万6千円を確保しております。

国民健康保険事業特別会計をはじめとする各特別会計の決算につきましては、全ての会計において実質収支がゼロまたは黒字となっており、市立大曲病院事業会計など四つの企業会計の決算における収益的収支は、いずれも黒字となっております。

主な財政指標につきましては、速報値ではありますが、実質公債費比率は、単年度比率が11.6パーセントに改善したものの、3カ年の平均では、0.4ポイント増の11.4パーセントとなる見込みであります。

また、将来負担比率については、全会計の市債残高が減少していることに加え、財政調整基金や減債基金、特定目的基金の積み増しにより、前年度から13.3ポイント減の72.4パーセントと、大きく改善する見込みとなっております。

今後の財政見通しにつきましては、高水準の賃上げや堅調な企業収益、設備投資などにより、経済の持続的な成長が期待される一方で、不安定な世界情勢や金利変動リスクを背景に、先行きは依然として不透明な状況にあります。

加えて、加速する人口減少などにより財政構造のさらなる硬直化が懸念される中、社会保障をはじめとした義務的経費や金利のある世界の到来に伴う利払い費の増加、待ったなしの少子化対策、インフラの更新と強^{きょうじん}靱化、学校再編をはじめとした公共施設の統廃合などによる歳出の増大が見込まれており、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。

さらには、激甚化・頻発化する災害などの有事に迅速に対応するため、一定の財政余力の確保も不可欠であります。

こうした見通しの下、より踏み込んだ事業の選択と集中や公共施設等総合管理計画の着実な実行、市債の発行額抑制、中長期的展望に立った基金の造成など、引き続き将来にわたり持続可能な行財政運営に努めながら、こども・子育て施策やDX、GXなどの「未来への投資」については積極的に推進してまいります。

以上、諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、市政の報告とさせていただきます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第5、議案第101号及び日程第6、議案第102号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第101号及び議案第102号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の2ページと3ページをご覧いただきたいと存じます。

本市人権擁護委員であります五十嵐榮作氏、並びに中沢宏哉なかがわ こうさい氏の任期が、来る令和6年12月31日をもって満了することに伴い、その後任候補者の推薦について、秋田地方法務局から依頼があったところであります。

本2案は、五十嵐榮作氏並びに中沢宏哉氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、

委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本2件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 討論なしと認めます。

これより議案第101号及び議案第102号の2件を一括して採決いたします。本2件は、同意と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本2件は、同意することに決しました。

○議長(古谷武美) 日程第7、報告第9号から日程第9、議案第104号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長(福原勝人) はじめに、報告第9号、令和6年度大仙市一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書〔8月専決〕をご覧ください。

資料は3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、7月に発生した2回の大雨災害に係る応急復旧経費や市道、河川、農地農業用施設、林道における小規模災害の復旧経費などについて補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,500万円を追加し、補正後の予算総額を481億2,662万6千円としたものであります。

概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

資料は8ページをお願いいたします。

16款県支出金は、農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金及び緊急農村整備事業費補助金で2,500万円の補正、20款繰越金は前年度繰越金として1億9,000万円の補正であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

2 款総務費は、庁舎管理費で、西仙北庁舎の空調設備の不具合による緊急工事費として176万円の補正であります。

10 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費は、農業経営等復旧・再開支援事業費で、大雨により農作物等に被害を受けた農家に対し、経営再開に係る種子や資材購入などの補助金として2,207万9千円の補正であります。

11 ページをお願いいたします。

9 款消防費は、災害応急対策費で、大雨災害により発生したごみ運搬処理や内水の排水作業経費のほか、災害対応のため出動した消防団員の費用弁償や市職員の勤務手当など、7,525万9千円の補正であります。

12 ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費は1億1,590万2千円の補正であります。

主な内容といたしまして、公共土木施設災害復旧費は、被災した道路橋りょう及び河川の応急復旧経費で、それぞれ1,646万5千円、2,717万6千円の補正、農林水産施設災害復旧経費は、被災した農地農業用施設及び林道の応急復旧経費で、それぞれ503万8千円、2,273万7千円の補正であります。

以上、補正予算の専決処分報告について、ご説明申し上げましたが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年8月9日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

次に、議案第103号、令和6年度大仙市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー3、補正予算書〔9月補正①〕をご覧願います。

3 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、法人立保育所の改修実施設計に係る市補助金やクマ出没における被害防止関連経費などについての補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,028万9千円を追加し、補正後の予算総額を481億5,691万5千円とするものであります。

補正の概要について、歳入からご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金は、生活保護費補助金で75万円の補正、16 款県支出金は、農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金で100万円の補正、20 款繰越金は、前年度繰越金として2,853万9千円の補正であります。

続いて、歳出につきまして、9 ページをお願いいたします。

3 款民生費は、855万7千円の補正であります。

内容といたしまして、法人立保育所補助金は、社会福祉法人大空大仙の経営改善計画に基づく仙北地域の2園舎統合に伴う仙北ちびっこランド「わかば園」の改修実施設計費に対する補助金として682万3千円の補正、生活保護事務費は、生活保護制度における就労自立及び進学準備の給付に伴うシステム改修経費として173万4千円の補正であります。

10 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費は、有害鳥獣駆除対策事業費で、クマを住宅周辺へ誘引する要因となっている放任果樹伐採に対する補助や鳥獣被害対策実施隊入隊に係る狩猟免許取得に対する支援など566万6千円の補正であります。

11 ページをお願いいたします。

7 款商工費は、大綱サロン管理費で、大綱サロンの増築工事費として1,606万6千円の補正であります。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

13 ページをお開き願います。

議案第104号、令和6年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年12月2日からの国民健康保険被保険者証の新規発行の終了に伴い、マイナ保険証を所持していない方への資格確認証発行に係るシステム改修費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ286万円を追加し、補正後の予算総額を85億2,791万9千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております報告第9号から議案第104号までの3件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほどご連絡いたします。

午前10時37分 休 憩

.....

午後 1時28分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（古谷武美） 日程第7、報告第9号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第9号「専決処分報告について（令和6年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、はじめに、財産活用課所管分の内容説明に対して、委員から「西仙北庁舎の冷温水ポンプが故障し、空調機能が停止しているとのことだが、当該ポンプの点検はしっかり行われているか。また、復旧はいつ頃になるか。」との質疑があり、当局から「定期点検は実施しており、これまで異常は検知されていなかったことから、突発的な故障であると考えている。モーターの部品調達に時間を要し、9月中頃の復旧完了を予定している。」との答弁がありました。

また、総合防災課所管分の内容説明に関連して、委員から「毎年、大雨が降ると決まって浸水する箇所がある。特に道路の冠水は、災害時の応援・救援体制にも支障を来たすため、路面のかさ上げを行うといった抜本的な改善策についても検討してもらいた

いかどうか。」との質疑があり、当局から「毎回、被害のある箇所には、排水ポンプを常設、または可搬式ポンプによる早期排水で対応している。道路の冠水については、関係機関等と問題を共有しながら、今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第9号「専決処分報告について（令和6年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、当委員会に付託された所管する補正予算につきましては、はじめに、農業振興課所管の農業経営等復旧・再開支援事業費について、委員から「積算の根拠について、被害に遭われた農家が今後、全員申請した場合でも100パーセント補助金交付される認識でよいか。」との質疑があり、当局から「作目や被害面積により積算したものであり、対象となった申請があった農家には100パーセント交付する。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の予算説明に対して、委員から「今回の災害について県の対応はどのようになっているか。」との質疑があり、当局からは「7月の災害については、過去の実績と同じ補助率で進めている、と県より回答をいただいている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委

員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより報告第9号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第8、議案第103号及び日程第9、議案第104号の2件を再び議題といたします。

本2件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） 休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件について、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第103号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、質疑において、子育て支援課所管の法人立保育所補助金について、委員から「認可定員と利用定員の違いに対する国の補助金、あるいは保育支援費にどのように関わるのか。」との質疑があり、当局からは「認可定員は、年齢ごとに保育する面積基準に基づき、園が保育できる最大人数としている。利用定員は、子ども子育て支援法により認可定員の範囲内において利用実績などにより市が認めるも

のとし、利用定員によって給付費の計算が行われる。」との答弁がありました。

また、委員から「これまで市では保育園運営に関して補助金を投じてきた。それまで大空大仙では赤字が続き、保育士さんたちに我慢をお願いしてきたが、それを改善してきているか、把握されている面がありましたら教えていただきたい。」との質疑があり、当局からは「毎年、経営状況を聞く機会を設けており、令和4年度には、数年続いている赤字経営に対して緊急支援を行っております。その後、法人では職員にアンケート調査を実施するなど、満足度の向上に努めるとともに、令和6年度は給与のベースアップを行っております。園長を中心に経営の改善を図っており、市としても、引き続き状況の把握に努めてまいります。」との答弁がありました。

その他、質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第104号「令和6年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、質疑において、委員から「システム改修はたびたびある案件だが、当初に請け負った業者と随意契約することが一般的であるのか。」との質疑があり、当局からは「システム改修に当たっては、当初システムを構築した業者が内容を十分に熟知しており、改修中に不具合があった場合など緊急時にも対応できることから、随意契約としている。」、また、委員から「マイナ保険証を持たない方に交付する資格確認書の有効期限はあるのか。」との質疑があり、当局からは「有効期限は1年であり、毎年送付される。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第103号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、農林整備課所管の有害鳥獣駆除対策事業費について、委員から「鳥獣被害防止総合支援事業でICT機器を導入することだが、導入する機器や台数の予定はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「今回の事業で導入予定の複合センターでは、LPWAを使った罌センサー2基、西部地域では電話回線を使用した機器を2基、合計4基を導入する予定でいる。」との答弁がありました。

また、別の委員から「誘引樹木伐採事業の対象となる樹木は、カキ、クリの木以外にもあると思う。他の樹木についてどのように考えているのか。」との質疑があり、当局からは「どんぐりやクルミなどについても被害防止を進めていくため、対象としたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号及び議案第104号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第10、議案第105号から日程第20、議案第116号までの11件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、議案第105号、大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の4ページと5ページをお開き願います。

本案は、いわゆるマイナンバー法などの改正により、現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行することに伴い、関係の罰則に関する規定を削るもので、所要の経過措置を設け、令和6年12月2日から施行するものであります。

次に、議案第106号、大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は6ページと7ページをご覧ください。

本案は、総務省令の改正により、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に対する固定資産税の軽減措置に係る減収補填制度の期限が延長されたことに伴い、本市条例においても同様の期限の延長を行うほか、対象施設の範囲が拡大されたことに伴う規定の整理を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第107号、大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の8ページと9ページをご覧ください。

本案は、建築基準法の改正に伴い、法律の条項を引用している部分の条項ずれの整理を行うもので、改正法の一部施行の日または条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものであります。

次に、議案第108号、大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について及び議案第109号、字の区域の変更についての2件につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案書は10ページから13ページをご覧ください。

本2案は、本市仙北地域の一部を事業区域に含む県営ほ場整備事業の施行に伴い、整理後のほ場の形に合わせて、大仙市と美郷町との境界及び事業区域内の字界を変更することについて議決をお願いするものであります。

次に、議案第110号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

議案書は14ページから50ページまでとなります。

本案は、西仙北地域の強首地区における県営ほ場整備事業の施行に伴い、整理後のほ場の形に合わせて、同地区内の字界を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第111号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

議案書の51ページと52ページをご覧ください。

本案は、いわゆるマイナンバー法などの改正により、現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行することに伴いまして、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、議決をお願いするものであります。

内容といたしましては、これまでの被保険者証及び資格証明書に代えて、マイナ保険証を保有しない方については、新たに資格確認書などが交付されることに伴い、関係市町村において行う事務に係る規定の整備を行うもので、秋田県知事の許可を受け、令和6年12月2日から施行するものであります。

次に、議案第112号、大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

議案書の53ページと54ページをご覧ください。

本案は、大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務のうち、老人介護支援センターに関する事務を廃止し、併せて同組合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議することについて議決をお願いするものであります。

規約の変更内容といたしましては、組合の負担金について、大仙市が3分の2、美郷町が3分の1を負担することとしているところ、新たに、負担金の額については、組合の議会の議決を経て定めることとするほか、所要の文言整理を行うもので、秋田県知事の許可を受けた日から施行するものであります。

次に、議案第113号、令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について、ご説明申し上げます。

議案書は55ページをご覧ください。

本案は、スキー場事業特別会計に一般会計から繰り入れる額を4,360万9千円以内から、4,545万9千円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第115号、令和6年度大仙市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、補正予算書〔9月補正②〕をご覧ください。

資料3ページをお開き願います。

今回の補正予算は、母子手帳アプリを活用した小児予防接種予診票のデジタル化経費や市内事業所の省エネ設備導入に対する市独自の補助のほか、大曲中学校の台湾教育交流に係る経費などについての補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,448万8千円を追加し、補正後の予算総額を482億7,140万3千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、当初予算に計上済みの、道の駅かみおかの再整備に係る基本計画策定業務について、1年を通じた利用客の動向などを反映した計画策定とするため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

補正の概要について、歳入からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、デジタル田園都市国家構想推進交付金で362万1千円の補正、16款県支出金は、市町村移住支援事業補助金及び畑地化促進事業費補助金で494万1千円の補正、20款繰越金は、前年度繰越金として1億592万6千円の補正であります。

続いて、歳出につきまして、10ページをお願いいたします。

2款総務費は、1,676万円の補正であります。

主な内容といたしまして、国際交流事業費は、姉妹校締結協定に基づき、大曲中学校生徒が台湾^{シンペイ}新北市へ訪問し交流する経費として198万7千円の補正、移住・定住推進事業費は、住宅取得や就業支援等に対する補助金が不足することから820万円の補正であります。

11ページをお願いいたします。

4款衛生費は、1,118万7千円の補正であります。

主な内容といたしまして、子育て世代包括支援センター事業費は、母子手帳アプリ「母子モ」を活用し、16種類の予防接種予診票と接種記録をデジタル化するもので724万2千円の補正、ゼロカーボンシティ推進事業費は、小規模の省エネ設備の導入を行う企業に対する市独自の補助金として180万円の補正であります。

12ページをお願いいたします。

5款労働費は、大仙市雇用助成金で、企業の正規雇用に対する補助金が不足することから450万円の補正であります。

13ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、2,049万1千円の補正であります。

主な内容といたしまして、畜産業費補助金は、市内畜産事業者の家畜運搬車及び家畜資材運搬車導入に対する補助金として1,530万円の補正、土地改良事業費等補助金は、協和地域^{ふくべら}福部羅揚水機の改修工事費に対する補助金として250万円の補正であります。

14ページをお願いいたします。

7款商工費は、3,900万8千円の補正であります。

主な内容といたしまして、市所有温泉施設管理費は、柵の湯の特別浴槽ろ過装置更新工事費として1,355万8千円の補正、特産品発送支援事業費は、3,000円以上の大仙市の特産品などを購入した際の発送送料を無料とするもので、市観光物産協会への委託経費として1,350万円の補正であります。

15ページをお願いいたします。

8款土木費は、駐車場管理運営費で、大曲ヒカリオ駐車場周辺の消雪井戸の水中ポンプ更新工事費として233万9千円の補正であります。

16ページをお願いいたします。

10款教育費は、2,020万3千円の補正であります。

主な内容といたしまして、鈴木空如資料保存活用事業費は、鈴木空如が模写した「法隆寺金堂壁画」の表装経費の資金調達に係るクラウドファンディング実施経費として173万円の補正、屋外体育施設管理費は、大曲球場及び太田球場のグラウンド整備や芝刈り作業車の更新費用として993万円の補正であります。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

資料は17ページをお開き願います。

議案第116号、令和6年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、大台スキー場のスノーモービル故障による更新経費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ185万円を追加し、補正後の予算総額を4,548万9千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第21、議案第114号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷上下水道事業管理者。

【舩谷上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者（舩谷祐幸） 議案第114号、令和5年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の56ページをご覧ください。

本案は、令和5年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金6億483万2,880円を経営安定化のため資本金に組み入れることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【舩谷上下水道事業管理者 降壇】

○議長（古谷武美） 日程第22、議案第117号から日程第36、議案第131号までの15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 議案第117号、令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について並びに議案第118号から131号までの令和5年度大仙市特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、関連がありますので一括してご説明をいたします。

今回ご審議いただく令和5年度の一般会計・特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定によりまして大仙市監査委員

の審査をいただいております。その審査結果は、提出されております審査意見書のとおりでございます。

決算内容は、タブレットの第3回定例会第1日目のフォルダ内の資料ナンバー5の「令和5年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりでございます。

決算の概要についてご説明をいたします。

説明の資料は、資料ナンバー5-1になりますが、「令和5年度大仙市の決算概要」についてをご覧願います。

2ページをお願いいたします。

はじめに、一般会計・特別会計の決算の状況についてご説明いたします。

令和5年度一般会計の決算規模は、歳入総額523億575万4千円、歳出総額497億8,982万8千円、歳入歳出の差引残額は25億1,592万6千円であります。

また、翌年度への繰越財源を控除した実質収支額は、21億5,834万6千円の黒字となっております。

次に、令和5年度の各特別会計決算につきましては、国民健康保険事業特別会計から淀川財産区特別会計までの14の特別会計を合算した決算額は、資料の下から2段目の合計の欄になりますが、歳入総額112億2,741万9千円、歳出総額109億4,668万円、歳入歳出差引残額は2億8,073万9千円となり、全会計でゼロまたは黒字決算となっております。

3ページをお願いいたします。

次に、普通会計の状況についてご説明をいたします。

令和5年度普通会計決算規模についてであります。一般会計に学校給食事業及び奨学資金の二つの特別会計を含めた普通会計ベースにおける決算規模は、総務省が定めた決算統計上のルールに基づき、実際の決算額から普通会計内の繰り出しや繰り入れ、県振興資金を活用した借換え債の発行額などを控除したものであります。

歳入総額523億8,048万4千円、歳出総額498億3,926万6千円、歳入歳出差引額は25億4,121万8千円であります。

前年度と比較しまして、歳入は20億6,508万4千円の増、歳出は18億655万9千円の増となっております。

主な増の要因としましては、歳入では、エネルギー及び物価高騰に伴います財源不足

を補うための財政調整基金や公共施設の改修等の財源としての公共施設適正管理基金の繰入金などの増によるものです。

また、歳出では、国の低所得世帯を対象とした給付金や、地方創生臨時交付金を活用した、だいせん子ども応援給付金をはじめとした市独自の物価高騰対策事業の実施などによるものであります。

次に、令和5年度の普通会計の決算収支についてであります。

歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を控除した実質収支額は、市税収入が当初見込みを上回ったことや普通交付税の追加配分があったことに加えまして、少雪による除排雪経費や国の電気料金補助の継続による施設運営費の縮減などによりまして、過去2番目の黒字額となります21億7,152万5千円を確保したものであります。

また、実質単年度収支は、財政調整基金につきまして財政運営における剰余財源を活用し、取り崩しを超える積み立てを行い、さらに公債費の任意の繰上償還を行ったことによりまして2億7,611万6千円となり、6年連続の黒字となっております。

4ページをお願いいたします。

次に、令和5年度の普通会計の歳入の決算内訳についてであります。

自主財源及び依存財源とも伸び率が同程度であったため、構成比は前年度と同率であります。

それぞれの主な内訳ですが、自主財源では、前年度繰越金が減少したものの、財政調整基金や公共施設適正管理基金など基金繰入金が増加しております。また、依存財源では、国の物価高騰対策としての低所得世帯への給付金に関わる国庫支出金や住民税非課税世帯の灯油購入助成に関わる県支出金の増、大曲仙北広域市町村圏組合が実施主体の新中央し尿処理センター建設事業などに関わる市債の発行額が増となったものであります。

次に、5ページをお願いいたします。

普通交付税・臨時財政対策債の推移についてご説明いたします。

令和5年度の普通交付税は166億5,935万6千円で、当初配分額につきましては前年度より下回ったものの、国税収入の増収に伴う追加配分があったため、最終的な交付額につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

また、普通交付税の代替財源となります臨時財政対策債は、地方交付税や地方税の増収を受け、地方の財源不足が大幅に解消されたことから、国と地方で半分ずつ穴埋めす

るという臨時財政対策債の「折半ルール」が解消されたことによりまして、地方財政の収支不足に伴う新たな発行はなく、既往債の償還のみとして大幅な減額となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

特別交付税の推移についてご説明をいたします。

令和5年度の特別交付税は20億6,608万7千円で、令和5年7月の大雨被害に関わる復旧経費や出没が多発したクマの捕獲駆除対策のほか、大仙市独自の物価高騰対策事業の特殊事業が反映されたことなどにより、前年度より微増となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

普通会計歳出決算の目的別の概要についてご説明をいたします。

目的別の構成比は、民生費、教育費、総務費、公債費の順に多く、この四つの項目で全体の3分の2を占めております。

前年度比の増減率の大きいものとして、衛生費は、大曲仙北広域市町村圏組合が実施主体の新中央し尿処理センター及び南部斎場の改築事業に加え、市立大曲病院の医業収益の減収に伴う補填分の繰出金の増などから、対前年度比13.4パーセント増の38億3,808万7千円となっております。

消防費は、令和5年7月の大雨を受け、排水能力が不足する箇所への可搬式ポンプの配置のほか、広域消防本部の指令センター改修に関わる負担金の増など、対前年度比12パーセント増の18億8,513万2千円となっております。

災害復旧費は、同じく昨年大雨による道路・河川及び農業用施設などの災害復旧事業の実施によりまして、対前年度比162.2パーセント増の2億5,676万円となっております。

商工費は、令和4年度に物価高騰対策事業として実施したプレミアム付地域商品券発行事業費や市内飲食店などを対象とした各種の給付金の終了などによりまして、対前年度比8.8パーセント減の19億6,811万円となっております。

土木費は、少雪に伴う除雪対策費の大幅な減や令和4年度に実施した道路照明灯のLED化の事業の終了などによりまして、対前年度比5.4パーセント減の44億961万1千円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

普通会計歳出決算の性質別の概要についてご説明いたします。

義務的経費の総額は、対前年度比4パーセント増の194億7,139万1千円で、その構成比は39.1パーセントであります。これは、物価高騰対策としての国の給付金事業に加え、県の灯油購入助成、市単独の18歳以下の子ども1人につき2万円を給付した、だいせん子ども応援給付金事業などの実施によりまして扶助費が対前年度比12.1パーセントの増となったこと、また、市債の任意繰上償還の実施によりまして公債費が対前年度比1.2パーセントの増となったことなどが主な要因でございますが、歳出全体が増となっていることから、その構成比につきましては、前年度とほぼ変動はございません。

9ページをお願いいたします。

次に、普通建設事業費の状況についてご説明をいたします。

普通建設事業費は50億3,502万9千円で、前年度比12.6パーセントの増となっております。これは、建設工事が本格化しました四ツ屋公民館の改築工事や社会福祉法人水交會が運営する障がい者支援施設「まつくら」の改修工事に関わる補助金などから、普通建設事業費単独分では、対前年度比21.9パーセント増の30億2,259万8千円となったことや、国の補助を受けて実施する橋りょうの長寿命化を図る改修工事の事業量の増や、小・中学校のトイレの洋式化の工事等の実施などから、普通建設事業費の補助分では、対前年度比5.1パーセント増の14億2,533万9千円となっております。資料には棒グラフで各年度の推移を示しております。また、各年度の主な普通建設事業の項目を記載しておりますので、後ほどご覧をお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

次に、積立金の状況についてご説明をいたします。

主なものとして、財政調整基金は、エネルギー及び物価高騰による財源不足を補うため6億5,000万円を取り崩ししたものの、地方交付税や各譲与税・交付金の決算剰余金を活用しまして8億9万円を積み立て、令和5年度末には過去最大となる約45億円の残高を確保したところでありますが、令和6年度当初予算におきまして、財源不足調整分として8億3,000万円の取り崩しを計上しているところであります。令和6年度末における残高見込みとしては、現時点では36億7,962万6千円を見込んでいます。

減債基金につきましては、普通交付税の追加配分1億2,227万円を積み立てまし

て、令和6年度と7年度の2カ年分に当たります臨時財政対策債の元金償還の財源とするほか、決算剰余金5,000万円を積み立てております。

特定目的基金は、庁舎整備基金と学校施設再編整備基金に、それぞれ1億5,000万円を積み立てたほか、市出身の方から毎年1,000万円を寄附したいとの申し出によりまして、大仙市給付型奨学金の財源としまして「コスモス奨学基金」を新設しております。

全部で21基金の残高は、前年度より7億2,575万2千円の増となります116億5,923万4千円を確保したところでございます。引き続き、各年度の予算執行状況を勘案しながら、それぞれの基金への積み増し、基金の活用事業につきまして検討を図ってまいります。

11ページをお願いいたします。

次に、市債の状況の①についてご説明をいたします。

全会計の元利償還金と実質公債費比率の相関表になります。

財政指標の一つであります実質公債費比率につきましては、地方公共団体の実質的な公債費の負担の尺度を表すものであります。令和5年度の決算では、市税や地方消費税交付金の増収による基準財政収入額の増に伴い標準財政規模が拡大したことに加え、令和4年度にピークを迎えました元利償還金の公債費が減少に転じたことから、単年度比率につきましては減少しておりますが、3カ年平均では前年度より0.4ポイント上昇の11.4パーセントとなっているところであります。

令和3年度から5年度におきましては、普通交付税の追加交付に伴う標準財政規模の拡大により、比率の上昇が抑えられていたこともありますが、今後、大幅な比率の改善は難しいことから、市債の繰上償還など着実な比率改善に努めてまいりたいと思います。

12ページをお願いいたします。

次に、市債の状況の②についてご説明をいたします。

この表は、全会計の市債現在高と将来負担比率の相関表になります。

財政指標の一つでもあります将来負担比率につきましては、市及び市が関係する一部事務組合などの負債が標準財政規模の何年分に相当するのかを図る指標でございます。

令和5年度の全会計の市債残高は、これまでの市債発行額の抑制や市債の任意の繰上償還に努めてきた結果、ピーク時が平成19年でありましたけれども、この時と比べ、約31パーセント減の763億円程度となっております。市債残高が減少したことに加

え、財政調整基金や減債基金をはじめとする各基金の積み増しにより、前年度から13.3ポイント改善し、72.4パーセントとなっております。

今後も継続して比率の改善を図るために、市債発行額の抑制のほか、基金の積み増し、市債の繰上償還に努めてまいります。

13ページをお願いいたします。

最後に、主な財政指標についてでございます。

本表は、主要な財政指標であります経常収支比率と財政力指数の推移でございます。当市と人口及び産業構造等により分類された同規模にある類似団体の平均数値を比較したのになります。資料については後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、令和5年度の全国類似団体の平均につきましては、今年度末の公表となる予定であります。

以上、令和5年度の大仙市一般会計及び特別会計の決算の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第37、議案第132号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤原市立大曲病院事務長。

【藤原病院事務長 登壇】

○病院事務長（藤原孝之） 議案第132号、令和5年度市立大曲病院事業会計決算の認定についてご説明いたします。

資料ナンバー6、令和5年度市立大曲病院事業会計決算書をお開きください。

病院事業の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものです。

はじめに、15ページの事業報告書、1.概況をご覧願います。

令和5年度の病院利用状況であります。入院の年間延べ患者数は3万5,048人で、前年度と比較すると1,334人の減であります。1日平均患者数は95.8人で病床利用率は79.8パーセントであります。外来の年間延べ患者数は1万2,921人で、前年度と比較すると85人の減となり、1日平均患者数は53.2人であります。

次に、決算の内容についてご説明申し上げます。

決算書は、ページをお戻りいただき、2ページ・3ページをお願いいたします。

説明に当たり、千円未満は省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出は、病院の経営活動によって発生した収益と費用となります。

収入の部、第1款病院事業収益は、決算額9億3,026万2千円で、予算額に対し1,866万7千円の減となっております。

主な内容といたしまして、第1項医業収益は、入院収益や外来収益などで5億9,453万9千円、第2項医業外収益は、一般会計からの負担金と長期前受金戻入益などで3億3,466万9千円、第3項特別利益は105万4千円の決算額であります。

次に、支出の部は、第1款病院事業費用は、決算額8億9,281万1千円で、不用額は5,060万9千円であります。

主な内容といたしましては、第1項医業費用は、職員の給与費、医薬品などの材料費、光熱水費など病院施設管理のための経費、それに減価償却費などで8億7,285万1千円、第2項医業外費用は、企業債の利息の支払い等で1,232万円、第3項特別損失は763万9千円の決算額であります。

4ページ・5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出は、施設設備の更新を行う建設改良費や企業債の償還元金などであり、資産を形成するためのものとして計上しております。

収入の部は、第1款資本的収入は、決算額2億4,867万3千円で、内訳は、第1項一般会計からの出資金が9,417万3千円、第2項屋根屋上改修工事と自動火災報知設備更新工事などに関わる企業債が1億5,450万円であります。

次に、支出の部、第1款資本的支出は、決算額3億773万1千円で、不用額は364万3千円であります。

主な内容といたしましては、第1項屋根屋上改修工事と自動火災報知設備更新工事などに係る建設改良費が1億5,810万5千円、第2項企業債の元金償還額が1億4,962万6千円であります。

以上により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、減債積立金などで補填しております。

次に7ページ、損益計算書をお願いいたします。

下から3行目に記載の当年度純利益は3,745万1千円であり、前年度繰越利益剰

余金を加えた当年度未処分利益剰余金は5, 121万2千円であります。

8ページ・9ページをお願いいたします。

次に、この剰余金の処分についてであります。下段に記載の剰余金処分計算書により、当年度未処分利益剰余金5, 121万2千円を、企業債の償還を目的として積み立てる減債積立金に4, 000万円を積み立て処分し、残額1, 121万2千円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

以上、令和5年度市立大曲病院事業会計決算の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

【藤原病院事務長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第38、議案第133号から日程第40、議案第135号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舛谷上下水道事業管理者。

【舛谷上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者（舛谷祐幸） はじめに、議案第133号、令和5年度大仙市上下水道事業会計決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

資料ナンバー7、「令和5年度大仙市上下水道事業会計決算書」をお願いいたします。

14ページの事業報告書、1の概況をご覧願います。

アの給水状況であります。給水戸数は1万5, 394戸で、前年度比で49戸増加しております。給水人口は3万717人で、397人の減となっております。計画給水人口に対する普及率は91.6パーセントであります。

次に、決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

ページの方戻っていただきまして2ページ・3ページをお願いいたします。

説明に当たりまして千円未満は省略させていただきます。

（1）収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴って発生した収益と、それに対応した費用であります。

収入の部、第1款上水道事業収益は、決算額8億8, 120万5千円であります。

支出の部、第1款上水道事業費用は、決算額7億6, 112万4千円で、不用額は8, 165万円であります。

4ページ・5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出は、施設の整備等の建設改良費や、企業債の償還元金など
であります。

収入の部、第1款資本的収入は、決算額2,154万1千円であります。

支出の部、第1款資本的支出は、決算額3億8,850万8千円で、翌年度への繰越
額1,976万7千円、不用額は2,517万9千円であります。

以上により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、過年度分損
益勘定留保資金等で補填しております。

7ページをお願いいたします。

損益計算書であります。下から3行目に記載の当年度純利益は9,809万2千円
であり、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は1億
2,201万円です。

8ページをお願いいたします。

この剰余金の処分についてであります。下の段に記載の剰余金処分計算書により、
減債積立金として1億円を処分し、企業債の償還への充当を目的に積み立てし、残額
2,201万円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

続きまして、議案第134号、令和5年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定につ
きまして、ご説明を申し上げます。

54ページの事業報告書、1の概況をご覧ください。

アの給水状況であります。給水戸数は8,827戸で、前年度比で6戸減少して
おり、給水人口は2万1,653人で482人の減となっております。計画給水人口に
対する普及率は74.7パーセントです。

ページの方戻っていただきまして42ページ・43ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出についてであります。

収入の部、第1款簡易水道事業収益は、決算額12億9,391万5千円です。

支出の部、第1款簡易水道事業費用は、決算額10億7,321万円で、不用額は
5,596万8千円です。

44ページ・45ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出についてであります。

収入の部、第1款資本的収入は、決算額4億8,804万3千円です。

支出の部、第1款資本的支出は、決算額8億8,797万2千円、翌年度への繰越額

1億6,949万6千円、不用額は4万2千円であります。

以上により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

47ページをお願いいたします。

損益計算書であります。下から3行目に記載の当年度純利益は2億142万6千円であり、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は2億2,249万6千円であります。

48ページをお願いいたします。

この剰余金の処分についてであります。下の段に記載の剰余金処分計算書により、減債積立金として2億円を処分し、企業債の償還への充当を目的に積み立てし、残額2,249万6千円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

続きまして、議案第135号、令和5年度大仙市下水道事業会計決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

108ページの事業報告書、1の概況をご覧ください。

アの事業概要であります。処理区域内人口は5万2,115人で、前年度比で718人減少し、行政区域内人口に対する下水道普及率は69.8パーセントであります。また、水洗化人口は3万8,240人で、411人減少し、処理区域内人口に対する水洗化率は73.4パーセントであります。

ページの方戻っていただきまして94ページ・95ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出についてであります。

収入の部、第1款下水道事業収益は、決算額34億837万6千円であります。

支出の部、第1款下水道事業費用は、決算額27億7,982万4千円で、不用額は5,253万9千円であります。

96ページ・97ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出についてであります。

収入の部、第1款資本的収入は、決算額14億5,972万7千円であります。

支出の部、第1款資本的支出は、決算額23億2,430万1千円で、翌年度への繰越額1億1,729万2千円、不用額は3,822万3千円あります。

以上により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をしております。

99ページをお願いいたします。

損益計算書であります。下から3行目に記載の当年度純利益は6億483万2千円で、当年度未処分利益剰余金となります。

100ページをお願いいたします。

この剰余金の処分につきましては、先の議案第114号でご説明しましたとおり、経営安定化のため資本金に組み入れを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

【舩谷上下水道事業管理者 降壇】

○議長（古谷武美） これにて、本定例会に上程された議案についての説明が終了いたしました。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。議案等調査のため、8月24日から9月3日まで11日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、8月24日から9月3日まで11日間、休会することに決しました。

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る9月4日、本会議第2日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午後 2時35分 散 会

令和6年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

令和6年9月4日（水曜日）

議事日程第2号

令和6年9月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（24人）

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 後藤 健	23番 鎌田 正	24番 古谷武美

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
上下水道事業管理者	舩谷祐幸	総務部長	福原勝人
企画部長	伊藤公晃	市民部長	伊藤 敬
健康福祉部長	佐々木隆幸	こども未来部長	田口美和子

農 林 部 長	齋 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真 理 子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前 9時59分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに、9番高橋徳久議員。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、9番。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○9番（高橋徳久） おはようございます。だいせんの会の高橋徳久でございます。

31日、第96回全国花火競技大会が開催されました。昼花火の前後に若干の雨はありましたが、夜の部では雨もなく、無事に開催できましたこと、まずは心よりお慶びを申し上げたいと思います。

また、多くの職員の皆様が、当日いろんな係をとということであちこちに張り付けになり、仕事に従事をされました。心から感謝と敬意を表したいと思います。また、心からご慰労申し上げたいと思います。お疲れさまでございました。

それでは、通告に従い一般質問させていただきますので、当局の皆様におかれまして

は、ご答弁方よろしくお願い申し上げます。

先般6月24日から29日までの6日間で11カ所におきまして市政懇談会が開催され、多くの市民の皆様からご要望やご意見、ご質問が出されました。その中で、今、全国の自治体の間で広がりを見せている「オーガニック給食について、どのように思っているのか。」との質問があり、司会の方が、給食担当は教育厚生常任委員会ということで答弁者に私を指名されました。「私自身、この件について不勉強なので申し訳ありません。持ち帰って勉強し、当局側にお伝えしたいと思います。」と答弁してとりあえず納得していただきました。市民の思いを質問や提案といった形で伝えるのが議員の本職と心得ており、今回「オーガニック給食」というテーマで質問いたしますが、内容の性質上、農業の在り方等にも触れることとなります。農業に素人の個人的な考えですので、無理なことを申し上げるかと思いますが、素人だからこそ思いついた提案だというふうを受け止めていただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

「オーガニック給食とは何か？」と言われれば、有機農産物を用いた給食ということになります。そこでお伺いいたします。

お米についてですが、農水省の農林水産関係市町村別データによると、令和5年度産水稻6万6,900トンで新潟市に次ぐ全国第2位の大仙市において、いわゆる有機米はどれくらいの割合で作付けされているのか、お分かりでしょうか。把握しておられるのであれば、お教え願います。

全国第2位を誇ってはいるものの、農業従事者の後継者不足や高齢化の問題も深刻化しております。国では、大規模ほ場整備やスマート農業を推進していますが、残念ながら機械や燃料、さらには化学肥料の高騰により、農業から離れる人の増加なども先行きは不透明になっていると思います。

今回の私の質問のベースとなる有機農業については、手間が2倍、3倍とかかり、作業効率が悪いということから踏み切ることができない方がおられる一方で、有機肥料の方が値上がり率は低く、化学肥料と比べて安価で入手できるようなので、切り替えるにはよいタイミングだと言う方もおられるようです。

また、大規模農業ではなく、中山間地域の農業の今後の在り方等考えた場合、有機農業の推進は重要になってくるのではないのでしょうか。これまでは、とにかく収量を上げるためにはどうすればよいかについての農業施策が中心でしたが、今後の農業の在り方を考えた時、これからは安心・安全な品質や産地化といったことも併せて考えることが

必須になってきていると思います。

有機農業についての本市における取り組みやご所見についてお伺いしたいと思います。

今、国では、みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業産地づくり推進により、有機農業の面的な拡大に向けて、生産から消費まで一貫した取り組みを進める市町村が「オーガニックビレッジ宣言」をすることで、これまでの慣行栽培から有機栽培へ転換するための技術確立に対する取り組みや、学校給食での利用のために要する経費などを支援するなど、市町村が一体となって有機農業を推進する取り組みを応援しております。

また「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」というものが結成されているようで、都道府県会員として秋田県を含む24県、市町村会員には秋田県内から大潟村と大館市が参加するなど109市町村が名を連ねておりました。東北6県では山形県が抜きん出ており、町の大小とは関係なく山形市・米沢市・鶴岡市ほか三つの町の6市町が参加されております。

公民連携による学校給食需要に着目した産地づくりに取り組んでいる千葉県いすみ市、有機農業の産地づくりを推進している兵庫県豊岡市などが先進地として挙げられますが、近くの山形県鶴岡市では、独自の農産物認証事業により、有機栽培・特別栽培・慣行栽培に種別する事業を実施しているようです。

大仙市には「農業と食に関する活性化基本構想」及び「アクションプラン」により大仙市農業を前に進めておられますが、さらに強固なものにするためにも、「有機農業の在り方」をも併せて検討していただけたらと思います。

白紙の状態から物事を立ち上げるのは至難の業です。それは、自治体だけで済むことではないからです。まずは有機農業に理解のある生産者の確保が重要になりますが、加えて市が掲げるビジョン、農産物の高付加価値化や産地化、環境保全型農業に対する思いを双方が共有すること。そして、形になった物を消費する力が必要になります。給食についてオーガニックなものにしてほしいという保護者の思いは、市政懇談会という小規模な会合で意見が出されたものでありますが、これは全国的に広まっている無視できない重要な案件であります。先進地の事案を拝見すると、いずれも首長さんの深い熱意と生き残りをかけた生産者の強い決意が結びついてオーガニック給食の実施に至っていると感じました。細かいことを言えば、単価や栄養学の問題、さらに食中毒や食物アレルギーへの対応など、今現在でも並々ならないご労苦を担当者におかけしており、実施

となればさらにご負担をかけることとなりますが、国から「SDGs 未来都市」に選定されている本市において、この事案に何も対処しないというわけにはいかないと思います。いきなりの完全実施ではなくても、例えば、今、作物等が入手できるものを用いて月1、2回程度のものを実施するためにはどうすればよいかなどを詳細に検討する場を設けていただきたいと思いますし、まずはそのためのビジョン、シナリオを策定していただきたいと思います。市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の「有機農業とオーガニック給食」に関する質問につきましては、農林部長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（古谷武美） 農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の有機農業とオーガニック給食についてであります。

有機米の作付け状況についてであります。化学肥料や化学合成農薬を使用しない有機米の取り組みとして、日本農林規格等に関する法律に基づき認証されている有機JAS認証事業者は県内で13者おりますが、本市では該当する事業者がなく、作付けされておりません。また、野菜や果樹なども、同様に認証を受けている例はございません。

有機農業につきましては、国のみどり食料システム戦略においても有機農業に関する事業が推進されております。有機農業は、信頼性の高い農産物の出荷や環境に配慮した農業経営、高付加価値化に加え、地域環境の継承に貢献できるものと認識しているところであります。一方、生産に当たりましては、病虫害や雑草対策による労力の増加、加えて収量の減少、労働収益性の確保など課題が多いものと認識しております。

本市の学校給食の現状についてであります。大仙市食育推進計画において、地域の特性を生かした農産物の積極的な活用を目標の一つとして掲げており、地域の生産者の皆様にご協力をいただきながら地場産の食材による給食が提供されております。

学校給食への有機農産物の活用に当たりましては、生産・供給面での課題や、市内において取り組まれていない現状を踏まえ、現時点では、オーガニック給食に係るビジョンの策定は難しいものと認識しております。

今後といたしましては、本県では、来年度からサキホコレが全量、減農薬・減化学肥料の特別栽培米に移行するなどの取り組みが開始される例もあります。引き続き、有機農業や特別栽培などの環境に配慮した取り組みを注視するとともに、食育という観点か

らも関係機関等と意見交換の場を設けながら、特色ある産地化づくりに向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、9番。

○9番（高橋徳久） ありがとうございます。残念ながら作付けされている方はいないと、現在そのJASの認定を受けている方はいないということ、それから、野菜とかうんぬん、地場産のものを利用するようにしているということでありました。そして、現在取り組んでいる方がいないので、ビジョンやシナリオというの、なかなか策定するのも厳しいというふうなことでありました。現状はそのとおりだというふうに、現状のご説明をいただいたものというふうに解釈いたしました。

で、私が言いたいのは、それでいいんですかというふうな意味合いであります。実は先進地の事例というのが、あちこち何件か出ておりますが、見れば、2反歩から始めたというふうなものもあります。要は田んぼ2枚です。そこから、その首長さん、役所の方の思いと生産者の方が、あんだんと、有機というのをやってみるがというのでやってもらって、スタートが2反歩から始めて、今その自治体は完全実施に向けて動いているというふうなことにまで広がりを見せているそうです。要は、その有機米を作付けされた方へのお米の買い取りというの、これは農業支援という形で1俵当たり幾らというふうなもので支援をしながら、そうすると農家の方は、そなたにたげえ金額で買ってくれるんだば、手間かかって難儀はするんでしょうけども、収入になるということで、あえて分かりましたということでチャレンジされ、それがどんどん広がりを見せているという事例もあるようです。それがこちらの大仙市とピタリ条件が合うかどうかは分かりませんが、いずれやればできるのかなとかいうのがもし、そういうのを検討する場というのを私は作ってほしいなということでもあります。はなっからでぎねがらやらねではなくて、先進地というものがあるので、それを参考に、当市においてのやり方なり何なりというのを検討して、そしてやれるものであればその時にやる、できないものであればその時にできないという判断をするというふうにしていただきたいなという思いであります。今ここでできるできないとかではなくて、その判断をするための情報をいっぱい仕入れていただいて、そしてどうなのかというのを検討していただいて、そし

てできるできないの判断をするぐらい、私はしてもいいのではないかというふうに思ったので質問をさせていただいたところでございます。

SDGsは皆様ご承知のとおり、食の問題、そして農業の持続的な農業を確立するというふうなことであります。全国200の自治体の中の一つに選定されている大仙市でございますので、どうか私はこの問題についても農業の在り方等を含め、このオーガニック給食、実現するかどうかは別にしても、実現に向けての計画というか、調査というか、そういったものをしてみるということが私はSDGs未来都市選定都市にふさわしい事業かと思うところでございます。市長さん、何と申しますでしょうか。特に首長さんの思いがいろんな自治体では一番の関わりだというふうに捉えられておりますので、できねものはできないであれすけども、ただやっぱりこれは検討していくような価値のある私は事業になるのではないかというふうに思います。何とぞご所見をいただければありがたいと思います。お願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

有機農業の関係のメリットといいますかね、そうしたことについては、今、高橋議員の方から縷々ご指摘がありましたけれども、その点については異論はございませんけれども、やはり先ほどメリット、デメリットで答弁がありましたけれども、なかなか農家の皆さんには、取り組めないようなそうしたね課題もあるというようなことでありますので、その辺はこの後検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれ世の中の流れっていいですかね、有機農業の流れになっっていると思っております。有機農業のそうした付加価値、それから何ていいですかね、間違いなくあると思っておりますので、そうした意味ではしっかりと検討させていただきたいというふうに思っております。

令和8年度から第5次農業振興計画を新たに策定するということにもなっておりますので、その際にはもちろんこうした点についても検討の上、掲げていきたいというふうに思っております。まずはいろんな課題ですね、そうしたことを調査、まとめていきたいというふうに思っておりますし、いずれ大仙市も進めております耕畜連携ということからしてもですね、この有機農業というのは当然関連があることでありますので、そうした意味で、農家の皆さんからそうした有機農業、生産をね、していただけるような形にしていきたいというふうに思っておりますので、まずは少し時間をいただきながら、

実態がね、今先ほど説明があったようにどこの、部分的なあれに取り組んでいるのはあるんですけども、完全にそうした有機JASの認証まではいっていないということでもありますのでね、そうした形になるような形で支援できないかということも含めて検討させていただきたいと思います。いずれこの後の新たな計画には、しっかり検討の上、乗せていきたいといふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて9番高橋徳久議員の質問を終わります。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、6番秩父博樹議員。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。今回3項目通告させていただいております。よろしくお願ひいたします。

まずはじめに、日常生活用具給付事業についてお伺ひいたします。

まず、この事業の目的を確認したいというふうに思いますが、この日常生活用具給付事業は、市町村が行う地域生活支援事業のうち、必須事業の一つとして規定されているものであり、障がい者等の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付または貸与することにより福祉の増進に資することを目的とした事業であります。

例えば、移動用リフトや歩行支援用具、また、特殊寝台、情報通信支援用具などが提供されることで、日常生活の中での不便さが軽減され、生活の質が向上されます。また、必要な用具を提供することで、利用者が自分自身でできることを増やし、自己決定や自己管理の力を高めることができ、これにより、利用者の自尊心や自己肯定感の向上も期待されます。そのほか、例えば日常生活用具が提供されることで、介護者や家族の負担が軽減され、特に介護が必要な家族にとっては大きな支援となります。また、移動やコミュニケーションが容易になることで、社会参加の機会が増え、孤立を防ぐことができ、これにより地域社会とのつながりが深まり、孤独感の軽減や精神的な安定に寄与することも期待されます。

日常生活の不便さを解消する用具の提供は、転倒や事故、健康状態の悪化を防ぐことができ、その結果として医療費の削減にもつながるものと考えます。障がいを持つ人が地域社会で自立し、社会参加を促進するための支援を行うことを目的として施行されたのが障害者自立支援法、これは平成18年4月になります。これで、現在は障害者総合支援法、これは平成25年の4月ですけれども、こういうふうになりまして、障がい者の定義に難病が追加されております。これにより、身体障がい、知的障がい、精神障がい、そして難病に対する支援サービスが統合され、一元的に提供する体制が整えられました。また、障がい者が支援サービスを利用する際の費用負担についても定められており、所得に応じた利用者負担が導入されています。これにより、経済的に困難な状況にある人も、支援が届くよう工夫されております。この「障害者自立支援法施行の意義」から考えると、日常生活用具給付事業において、品目ごとに定める基準額は、生活用具の購入額に合わせて設定するのが妥当であるというふうに考えます。

日常生活用具給付事業における自己負担額については、障害者自立支援法が施行されてから1割負担が原則となりました。これは、市町村の判断によるものではありませんが、一般的な基準としては、購入価格の9割を公費負担で、1割を自己負担でということが基本になるものと考えます。本年4月より、本市の日常生活用具給付事業に暗所視支援眼鏡が追加されましたが、追加いただいたことに、改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。この暗所視支援眼鏡を必要とする視覚障がいは、夜盲症です。夜盲症は、進行性の国の指定難病、網膜色素変性症として、夜盲のほかに視力低下や視野狭窄、羞明、この羞明というのは、明るい場所で見えにくくなるということですが、こういった症状があります。また、視力の低下とともに失明につながることもあり、いまだに治療方法が確立されていないことから難病指定に至っております。夜盲症の多くは先天性で、生まれてから一度も星空を見たことのない患者も多く、夜間の外出や車の運転、映画鑑賞などで不便が生じ、日常行動が制限されるなどの課題があります。このような患者を支援するのが、この暗所視支援眼鏡であり、暗所や夜間の環境下では、より明るい視界を、視野狭窄の方には、より広い視野を提供できる器具であります。

一方で、以前にもお伝えしましたが、この暗所視支援眼鏡ですけれども、価格が約40万円、正確には税込み43万4,500円と非常に高額なことから、購入時の負担が大きく、購入を躊躇している患者が多いのが現状であります。本年4月より、本市の日常生活用具に認定いただいたことには感謝申し上げます。しかしながら、基準

額が19万8千円と設定されていることから、これでは患者の自己負担額が、基準額の10パーセントプラス差額の23万6,500円で、合計25万6,300円と高額になってしまい、購入をちゅうちょする現状は変わらないものというふうに考えます。

本市において、昨年3月末時点のこの視覚障がい者は223人で、このうち、この網膜色素変性症を起因とする方は33名というふうに伺いました。昨年、この課題を取り上げさせていただいた時には、これまで市に対して当該機器の給付に関する相談等はないとのご答弁でしたが、私は患者への情報提供が不足しているのではないかと感じております。その根拠は、この情報を私なりに周知したところ、この当該機器を購入したいという市民が実際にいたことです。県内で当該機器を取り扱っている眼科が2カ所しかないということも、この情報不足の要因というふうに考えられます。

いずれにしても、この事業は日常生活補助事業ではなく、日常生活給付事業ですので、高額な自己負担が壁となって患者が事業の活用を諦めるような状況があれば、この当該機器に限らず全ての種目において、購入できる額の1割を自己負担とすることを基本に、また、複数の価格帯がある場合は、安価なものを基準に1割を自己負担とするよう、見直しを図るべきではないかというふうに考えるものですが、いかがでしょうか。市当局のご所見をお伺いしたいと思います。

一つ目、以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の一つ目の発言通告であります日常生活用具給付事業に関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、日常生活用具給付事業についてであります。日常生活用具の給付にしましては、利用者からの相談や障がい者団体等からの要望により、基準額の見直しや新規品目の追加などを必要に応じて実施しております。

昨年、議員よりご要望がありました暗所視支援眼鏡につきましては、夜盲症等の症状がある視覚障がい者の日常生活の支援や社会参加の促進につながることから、本年4月より給付対象に追加させております。基準額の設定に際しましては、これまで例のない製品であったため、県内の先進自治体の状況等を参考に、本市の給付対象である情報・

意思疎通支援用具の分類から、文字や画像を大きくモニターに映し出す「視覚障がい者用拡大読書器」と同じ基準額とし、19万8千円に設定したところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり高額な自己負担の発生や情報提供不足等により、日常生活用具の給付を必要としながらも利用ができないという現状は改善していく必要があると考えます。

障がいのある方に必要な支援が届くよう、当該機器に限らず全ての給付品目について、実勢価格を鑑み、適切な基準額となるよう検討するとともに、より多くの方に情報が届くよう事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。そうすれば、実勢価格に合わせて改定というふうに向ったところで、よかったなというふうに思います。対応の方、よろしく願いいたします。

さっき質問の中でお伝えさせていただいたんですけど、実際、今回この暗所視支援眼鏡に関しては、実際販売されているものの約半分ぐらいが設定されているということで、実勢価格と合わないから引き上げる方向で検討されると思うんですけど、逆にですね、さっき福祉部長の方からありました、この視覚障がい者用拡大読書器ですか、これについては当初これも19万8千円で設定されたと思います。恐らくこの設定された時は、これがその製品の価格であったというふうに思います。その後、恐らく今これよりも安価なものが今、市販であると思いますので、そういうものに関しては、この19万8千円の設定を下げるという、安価なものに合わせて下げるという方向でも、この後検討していただきたいというふうに思うんですけど、その辺も併せて、いずれ実際販売されているその価格が幾らなのかというのを調査してもらって、それにしっかり合わせて設定するというのを、全品目において、調べればほかにもいろいろ出てくるかと思うんですけど、全品目においてそういうふうな形でお願いしたいと思います。

まずそれ一つと、あとそれから、この対象者への周知、今しっかり進めていくというふうに向ったところで、よかったなと思うんですけど、実際その実効性を持たせる周知方法という、そこを今どのように考えていらっしゃるのかお願いしたいと思います。特

にこの夜盲症に起因する方々が実際この暗所視支援眼鏡、例えばこのほかにも必要とされている方、いるかいないか自分も分からない状態ですので、そういう方たちにしっかりこういう眼鏡がありますよという情報が届くような情報提供の方法を模索してもらいたいと思うんですけど、具体的にその辺どのように考えていらっしゃるのか、もし今考えがありましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 秩父博樹議員のご質問にお答えいたします。

視覚障がい者用の拡大読書器、こちらですけれども、大仙市としてはこちらの給付、平成18年から実施しております。これまでの給付実績といたしましては、24人に対して延べ28件の給付実績があります。視覚障がい者用の拡大読書器ですけれども、耐用年数が8年となっておりますので、1人で複数回購入された方がおられるというもので考えております。こちらの方につきましても、現状の価格等を再調査いたしまして、今回、品目の見直しにあわせて一緒に検討していきたいというふうに考えております。

それから、周知方法ですけれども、やはり地域の方の障がい等がある方、それから経済的な負担がちょっと大きい方ということで困っている方々、こちらの方の把握につきましては、やはり民生児童委員の方が細かく地域のことを把握しているようですので、そちらの方を通じまして今回のこういう支援用具の給付事業につきましては、再度改めまして皆さんに紹介していただくように市の方でもお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

そのほかいろいろな手段がありましたら、その都度、有効な手段がありましたら市民の方にお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

気象防災アドバイザーの採用について質問させていただきます。

これについては、令和3年の第3回定例会におきまして「地域気象防災支援のための気象庁等による取り組みの活用について」、このような項目で取り上げさせていただいておりましたが、当時、この気象防災アドバイザーは、東北では青森県と宮城県の2県

のみしか配置されていないという状況でした。その後、本県でも配置されたことから、改めてこの課題について取り上げさせていただきたいと思えます。

この気象防災アドバイザーとは、自治体の防災の現場で即戦力となる者として、気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家であります。自治体に自らのリソースとして活用することで、気象台では手の届きづらい部分まで、よりきめ細かな支援を期待することができます。

近年、異常気象による豪雨災害が頻発化しています。異常気象とは、過去に経験した現象から大きく外れた現象であり、今後、地球温暖化などの気候変動により、世界的に異常気象が増加する可能性が指摘されております。

気象防災アドバイザーの必要性についてですが、まず1点目に、天候の急変や自然災害が頻発する現代社会において、専門的な知識や経験を持った人材が重要になるという点であります。同アドバイザーは、最新の気象情報や災害対策に関する情報を提供し、被災者や地域住民の安全を守る役割を果たします。

2点目に、災害が発生した際に適切な対応策や避難場所を指示することで、被災者の救助や被害の最小化に貢献するという点です。被災地の混乱を避けるためにも重要であります。

3点目に、地域の住民や自治体、企業などに対して気象リスクに関する啓発活動や訓練を行うことで、災害への備えを促進するという点であります。同アドバイザーの活動により、地域全体の気象防災意識が高まり、災害リスクの軽減につながります。

4点目に、気象予測や防災対策の専門知識を持っており、災害の発生リスクや被害の予測を行うことができるという点であります。同アドバイザーの助言によって、被災地域のリスクマネジメントや防災計画の策定が効果的に行われることが期待されます。

5点目に、最近の気候変動や異常気象の影響により、災害リスクが増加している現状において、同アドバイザーの存在は、ますます重要性を増しているという点であります。地域社会の安全を守るために必要不可欠な存在であるというふうに言えます。

気象防災アドバイザーを採用していた事例についてお伝えしたいと思えますが、昨年の6月2日、三河地方各地に大きな被害をもたらした記録的豪雨において、豊田市街地では2日午後1時までの1時間に35ミリの雨を観測し、道路の冠水などの大きな被害が発生しました。この時、豊田市では前日の1日のうちに市立学校の臨時休校を決め、2日には市内全域に避難指示を発令するなど、豪雨に見舞われる前に最大の警戒態勢を

取っています。市がこうした態勢を取った背景には、5月31日昼頃、この豊田市の気象防災アドバイザーからの「台風の接近に伴い、6月2日から、1時間に50ミリの非常に激しい雨が想定される線状降水帯が形成される懸念もある」との助言でありました。この気象防災アドバイザーの長年の知見と気象台の情報を基にした助言を参考に、市は翌6月1日、対策会議を開催。市民の命を守るため、市立小・中学校など計104校を2日に臨時休校する方針をいち早く決めました。2日には、アドバイスの的中し、県上空に線状降水帯が発生。激しい大雨により、河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、市内で100件超えの建物などに被害が出ました。1級河川の矢作川も氾濫直前まで増水しましたが、学校の休校に加え、市が2日午前市内全域に避難指示を素早く発令するなど、最大の警戒態勢を取った結果、人的被害はゼロに抑えられました。

本市においても、この異常気象による災害が発生する確率は年々増しているというふうに言えます。この異常気象による災害を事前に予測して、適切に対応することにより、地域住民の生命や暮らしを守ることは自治体の大きな使命であります。そこで、本市においても、この気象防災アドバイザーを採用し、異常気象による豪雨災害などに対して、災害発生前からの適切な対応が取れる態勢をさらに強化しておくことが重要だと考えますが、いかがでしょうか。市当局のご所見をお伺いいたします。

2点目、以上です。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の気象防災アドバイザーの採用につきましてお答えを申し上げます。

気象防災アドバイザーとは、気象予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える気象防災のスペシャリストであります。現在、秋田県内には4名の方が在籍されており、自治体への任用につきましては、気象台から提供された活動可能な気象防災アドバイザーリストの中から自治体で選考・契約する仕組みとなっております。

現在の災害発生前における市の防災体制は、日頃から定期的に情報交換を実施しております気象台の予報官からの気象情報の提供や、Web説明会への参加による情報の収集、また、市長と気象台長とのホットラインによる緊急連絡体制などにより対応しております。

加えて、気象予報士の資格を持っております総合防災課職員による本市の地理的条件

やこれまでの災害経験を踏まえた気象の予測や、面識のある気象防災アドバイザーの方と個別に情報交換を行い、最新の気象情報の見通しについて解説をいただくなど、多面にわたる情報収集を講じて対応しております。

また、災害対応に備えた防災専門監の設置、そして現在、気象予報士の資格を持つ職員が気象防災アドバイザーの資格を今現在習得中でございます。年度内には所定の研修を修了する見込みであることから、現在よりもワンランク上の防災体制の強化が図られるものというふうに考えているところであります。

今後も、現在構築しております防災体制を高めるために、災害時には気象台からのJETT、気象庁の防災対応支援チーム派遣の検討や、平時においては、間もなく誕生する予定であります市の気象防災アドバイザーによる気象情報に関する分析勉強会などの防災教育を実施するなどして、市職員のスキルアップを図り、さらなる地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。前回質問させていただいた時には、佐藤副市長からご答弁いただいて、また続いてありがとうございます。

ちょっと確認なんですけど、自分も情報不足で知らなかった部分あるんですけど、そうすれば今実際にいる職員がこの気象防災アドバイザーの資格の取得に向けて、今動いているという把握でよかったのか、ちょっと確認しながらなんですけど、そうすれば、国の方で示しているこの任用形態の例って、自分の手元にあるやつは3形態ついているんですけど、そうすればこの常駐という形での、気象防災アドバイザーが常駐しているという形、多分一番上のランクになると思うんですけど、そういう形に取れる形で今進めている状況なのか、ちょっと再確認をお願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 秩父議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、最初の職員が気象予報士で、今総合防災課に配属されておりますけども、令和4年の10月に試験に合格して気象予報士の登録をされております。私たちが申告を受

けたのは令和4年の年末のあたりだったと思いますけども、当時まだ別の課におりましたので、そういった資格を取得したということでありましたので、令和5年の定期人事異動の際に総合防災課の方に配置させていただきました。

気象予報士の資格を取ってから、その気象防災アドバイザーの資格を取るまでというのは、本人の自分のスキルアップも兼ねてですね、今回気象防災アドバイザーの資格に向かうということで、現在取っております、この後ですね本人からお話を聞きますと、秋田地方気象台での実地研修を終えて、年度内には国交大臣から委嘱をいただけるというふうに伺っておりますので、今、議員からご質問いただきました雇用の形態については、一番上のランクに相当するものというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえて、それはおのずとほかの職員のスキルアップにもつながっていくものというふうに考えているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 分かりました。ありがとうございます。ちょっと想定していなかった答弁いただいたところで、市の職員がそういう取得に向けて動いていると、ほかの方からのちょっと情報ないので、ちょっと自分初耳なので、しかも常駐という形になりますので、非常に頼もしい答弁をいただいたなと今そういうふうに感じたところです。

いずれにしても、今この災害の状況が毎年やっぱり激甚化している状況なので、その予測っていう部分が非常に大事になってくると思いますので、その部分について、また一つこれでレベル一つ上がっていくのかなというふうに今感じたところです。この後もしっかり対応していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

2項目目、以上で終わります。

○議長（古谷武美） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。再開は11時といたしますので、よろしくお願いたします。

午前10時53分 休 憩

.....
午前10時59分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番の項目について質問を許します。はい、6番。

○6番（秩父博樹） それでは、三つ目の質問をさせていただきます。

「非核平和都市宣言」20周年の取り組みについてお伺いさせていただきます。

現在、本市は誕生から20周年の節目を迎えるに当たり、様々な記念行事を行っております。市民の皆さまとともに、これまでの歩みを振り返りながら、未来へ向けて新たな一步を踏み出す機会としてまいりたいというふうに思います。

本市誕生から約3カ月後、これは平成17年6月27日ですけれども、本市は「非核平和都市」であることを宣言、決議しており、同じく20周年の節目を迎えます。

決議文を読み上げます。「真の恒久平和は、人類共通の願いである。しかるに、近代世界における核兵器の増強は、依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威と危機をもたらしている。わが国は、世界唯一の核被爆国として、再びこの地球上に、あの広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。大仙市は、平和憲法の精神にのっとり、非核三原則を将来ともに遵守し、あらゆる国の核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、人類共通の念願である恒久平和を希求するものである。ここに、大仙市は『非核平和都市』であることを宣言する。以上、決議する。平成17年6月27日」と、このようにあり、本市から「全世界」に訴えるグローバルな視点が明記されております。この、非核平和都市を宣言してから、平和への願いを後世へ受け継いでいくために、本市では様々な非核平和都市宣言関連事業をこれまで行ってきたところですが、20周年の節目を迎えるに当たり、被爆地と連携した事業を検討してはどうかというふうに考えます。例えば、現在、広島市では、国内の自治体等に対して原爆被害等を疑似体験できるVRゴーグルの貸し出しを開始しております。これは、被爆の実相のバーチャルリアリティ映像が組み込まれたVRゴーグルを使った取り組みで、広島市が実施する原爆・平和展などにおいて、多くの人に原爆投下の悲惨さや現在の広島状況を疑似体験してもらうことにより、平和についてより深く考える機会を提供しているものであります。この広島市の事業を活用させていただいては、いかがでしょうか。

「核問題という現代の一凶を解決することなくして、人類の宿命転換は果たせない」この言葉は、公明党の創立者でもある池田大作先生が40回に及ぶSGI提言の中で一貫して訴えてきたことであり、また、その解決のために世界の数々の政治的指導者をはじめ識者と対話を重ね、平和創出へのたゆみない行動を残してきました。核兵器の惨劇について、「こんな思いを、ほかの誰にもさせてはならない」との思いを、誰よりも強

く持っているのが、ヒロシマ・ナガサキをはじめ世界中のグローバルヒバクシャであり、歴史のコースを変え、核兵器のない新たな道を切り開かねばならないというふうに考えます。

私たちの目指すべき目標は、この絶対悪である「核兵器廃絶」と「世界恒久平和」の実現であり、そのために21世紀前半で果たすべき役割は、アジアをはじめ世界の平和の基盤を築くことにあるというふうに考えます。

核兵器の不使用の歴史は、これまで79年以上にわたって、かろうじて守られてきましたが、これを確かなものにするためにも、核兵器保有国の中で「核兵器の先制不使用」の誓約を確立する必要があります。ミハイル・ゴルバチョフ元ソ連大統領は、この公明党創立者との対談集の中で「平和とは一面、『忘れないこと』であり、『忘却との戦い』である」というふうに述べられております。この「忘却との戦い」を進めるためには、自治体の平和政策において被爆体験の継承に取り組む必要があります。その責務は非常に大きいものであるというふうに考えます。時代の混迷を打ち破るには、何のため、誰のためとの目的観を明確にして、足元から行動を起こすことが重要と考えます。

明年は、非核平和都市宣言20周年、そして広島・長崎に原爆が投下されてから80年の節目を迎える年でもあります。この節目に、“ヒロシマ・ナガサキの心”の普及に努め、被爆の実相を伝える平和展を企画してはいかがでしょうか。その中で広島平和記念資料館に所蔵されている被爆資料や被災写真と平和への取り組みなどを紹介する写真パネル、被爆者の手記、また、VRでの映像体験、被爆者による講話など、これらの実施は核兵器廃絶に向けた市民意識の向上につながる意義深い取り組みになると考えますが、いかがでしょうか。市当局のご所見をお伺いいたします。

3点目、以上です。

○議長（古谷武美） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、被爆の実相を伝える平和展の企画についてお答え申し上げます。

市では、議員の皆様の総意により、平成17年6月に決議された「非核平和都市宣言」の下、各種啓発事業や終戦記念日にあわせた企画展の開催、非核平和レポーター事業や平和標語コンクールなど、その理念を体現する様々な取り組みを展開してきたところであります。

こうした取り組みに加え、戦没者追悼式やSDGsを通じた平和学習なども一助となり、非核平和に対する理解の増進や意識の醸成、記憶の継承など、非核平和宣言都市としての着実な歩みにつながっているものと捉えております。

世界に目を向けますと、昨年開催されたG7広島サミットにおいて「核軍縮に関する広島ビジョン」が採択されたほか、今年の6月のサミットでは、核兵器による威嚇や使用の禁止を盛り込んだ共同声明が発表されるなど、非核平和に向けた確実な機運の高まりを感じさせるところであります。

国際的な取り組みが実を結び、一日も早く世界に平和と安寧がもたらされることを祈るばかりであります。一方では、ウクライナ侵攻で高まる核の脅威や混迷を極める中東情勢に加え、世界各地で紛争やテロが絶えることはなく、今なお多くの人々が尊い命を奪われ、不安と恐怖に怯える日々を余儀なくされております。

こうした状況を打破し、真の恒久平和を実現するためには、世界で唯一の被爆国に生きる我々一人一人が、時の経過とともに風化しつつある先の大戦の記憶を紡ぎながら、平和と安寧を願い、具体的に声を上げ、行動を継続していくことが重要であると考えております。

間もなく20年を迎える非核平和都市宣言の崇高な理念は、今も色あせることなく、今日さらにその意義を増しており、戦後80年の節目に当たり、改めて先の大戦を振り返るとともに被爆の実相に触れ、当時の状況や被爆された皆様に思いをはせる機会を創出することは、大きな意義があるものと捉えております。

令和7年には、本市を会場に「大仙市・仙北市・仙北郡戦没者遺族地方大会」が開催される予定でありますので、議員ご提案の企画も参考にさせていただきながら、戦没者の鎮魂と恒久平和への誓いを新たにし、核兵器の廃絶、そして、争いのない平和な世界の実現に向け、市民の皆様とさらなる歩みを進める機会にしてまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。取り組み進めていただきたいと思います。

先ほどいろいろ中身の展示物の細かいことも、ちょっと案の一つとして挙げさせてい

ただいたところだったんですけど、VRゴーグルについては、自分も知ったのが8月1日だったと思います。その時点で情報提供は当局の方にさせていただいております。ただ、その時は、広島のちょっと自分の知り合いの市議会議員とちょっと情報をやり取りさせていただいたところだったんですけど、全国からこれ、貸し出しの要請が結構来ている状況で、当初、広島市の方でもこのVRゴーグルについては10台の準備だったそうです。ただ実際、貸し出しスタートしたら想定以上の申し込みが全国の自治体からありまして、台数を増やす方向で今進めているというふうな情報も伺ったところですので、多分期日がほかの自治体とぶつかれば難しいのかなと。ぶつからないような日程の設定が必要になってくるのかなと思いますので、その辺の検討も早めにお願ひできればと思います。

あとそれから、実際のこの被災地からの資料に関しても、実際借りられるかどうかというのも期日が結構ぶつかるんじゃないかというのが想定されますので、ちょっとその辺も加味しながら、早め早めの準備が必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっとその辺についてお考えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど申しあげました地方大会、9月下旬ということで予定されております。大仙市戦没者追悼式と、それから戦没者遺族地方大会が午前中からお昼にかけて予定、ふれ文で予定しておるところでありますけれども、それにあわせる形で平和展を企画したいというふうに考えておりました、今、議員からいろいろご説明ありましたバーチャルリアリティ、VR映像体験ももちろんそのメニューの候補に入れております。それから、被爆者証言講話ということで、被爆体験証言者を派遣していただくようなことができないかということで今調整をしております。それから、原爆写真等のパネル展も、これもです、ね何か、こちらは大曲市民会館小ホールのエントランスで展示できないかというように今調整させていただいております。それから、高校生が描いた原爆の絵画展ということで、広島市立基町高等学校ですかね、の生徒が描いた原爆の絵をです、ね展示する方向で今調整中であります。それから、VR映像体験、バーチャルリアリティの映像体験ということ。それから、朗読講演ということで、現在、鹿角市の市民グループ「演劇を楽しむ会が」毎年8月に戦争と暮らしをテーマに実施している朗読講演がある

ということなので、それを依頼できないかというようなことで、今申し上げた五つの企画をもってですね今調整しております。今、バーチャルリアリティに関しては、台数がですね限られているということですので、早めに、専用ゴーグルの関係ですね、早めにお願ひできるかどうかということで調整させていただきたいと思ひます。いずれこうしたことで今、来年の9月ですけれども、案を持ってですね調整を始めたところです。よろしくお願ひいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） いずれにしても市民の皆さんの戦争、また、被爆者に対する認識、思いというのは、さらにしっかり持っていける、そういうふうな機会の創出になっていただければと思ひますので、対応、取り組みのほどよろしくお願ひしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古谷武美） これにて6番秩父博樹議員の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、21番金谷道男議員。

（「はい、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、21番。

【21番 金谷道男議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○21番（金谷道男） 大地の会の金谷です。通告に従ひ、農業振興について2点質問させていただきます。

農業は今回の台風10号の迷走に見られるような気象状況、それに伴ひ発生する災害といった自然現象や国内外の経済動向、社会情勢など、計算できない事柄に左右されがちな産業です。しかし、命をつなぐ基となる食を作る大事な仕事です。厳しい環境の中で懸命に農業に取り組んでおられる農業者の方々をはじめ、市や農業関係機関・団体の皆様の日頃の活動に改めて敬意を表したいと思ひます。

さて、農水省では、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地利用と担い手を結びつける10年後の地域農業の設計図となる「地域計画」の策定を市町村に求めています。この地域計画策定について、7月の農業共済新聞によりますと、2024年3月末で対象

市町村の8割に当たる1,274市町村で協議の場は設置されているが、協議の実施と取りまとめまで進んでいる市町村は505市町村で、2023年度末までに策定・公告された地域計画は、75市町村265地区で全体の5パーセントであった。2024年度末まで全国1,672市町村2万2,539地区の策定が必要だとしていることから、非常に進捗していない。速急に策定を促す必要があるとのことから、農水省として市町村が必ずやらなければならない4ステップの手順を示すとともに、柔軟な対応ができるよう策定マニュアルの内容の更新をして促しているという記事でした。

私は、依然として進む経済のグローバル化や激変する自然環境、加えて緊迫する国際関係も踏まえると、自国での食料生産をしっかりと進めなければならないと考えますし、それが大仙市の持続的な発展の源でもあると思います。その意味で、地域計画策定は重要であり、しっかりと取り組むべきと考えます。

そこでお伺いいたしますが、大仙市の策定対象地区数、協議の場の設定の状況、協議開催回数、あるいは意向調査など、策定の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

また、策定に当たってのネックとなっているのは何なのかなどをお知らせください。

次に、農業生産、販売額の動向とその背景についてです。

大仙市農業の方向は、米、大豆、飼料作物等の土地利用型と野菜、花卉、果樹などの園芸作物集約型、それに畜産を、多様な規模の多様な経営体で取り組み、生産・販売額を伸ばして行くこと。加えて、農業を観光や交流、福祉などとも組み合わせ、地域経済の要となることだと長年思い続けております。

そんな中、最近私の周りで、これまで長年農業生産を頑張ってきた方々が作付け面積を減らしたり、農業から撤退している例が見えるようになってきました。そのことが影響しているのかどうか分かりませんが、近年のJAの園芸作物の販売データによると、かつての勢いがちょっと薄れて伸び悩みのような気がします。

そこでお伺いしますが、米、野菜、花卉、畜産などの作付け面積や生産量、販売額、生産者数など、ここ数年の大仙市の動向とその背景、理由がどのようになっていると考えているのかお知らせください。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、農業振興についてであります。はじめに、農業経営基盤強化促進法による

地域計画につきましては、議員ご案内のとおり、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変えて法律に位置付けられ、その策定が義務化されるとともに計画の策定が各種補助事業の採択の要件にもなるなど、本市の農業振興を図る上で非常に重要な計画であると認識しております。

国では、本年6月に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき、令和7年3月までに新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定することとしており、法に掲げる「食料の安定供給の確保」「農業の有する多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展とその基盤としての農村の振興」などの基本理念に基づき、関連の施策が示される見通しとなっております。

本市におきましても国の動向を注視しながら、本年度における地域計画策定の成果を踏まえ、令和8年度からの第5次農業振興計画の策定に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

地域計画の策定状況といたしましては、現行の人・農地プランの31地区を一部統合し、市内全域を16地区として、令和6年度中の策定を目標に進めているところであります。意向調査につきましては、令和4年度末までに完了しており、関係者の意向を基に、協議の基礎となる現況地図を作成しております。

地域計画策定の協議につきましては、関係者の皆様に個別に通知しているほか、市ホームページなどでも周知に努めているところであり、本日現在、全16地区のうち8地区で初回の協議を終え、協議の場の設定がなされているところであり、今月中旬までには市内全域で初回の協議が行われる予定となっております。この協議につきましては2回以上の実施が義務となっており、この後、年内を目標に全ての協議を終える見通しとなっております。

また、策定上の重要な課題といたしましては、担い手の高齢化や人口減少が進む中、地域での話し合いを基に、次代の担い手の確保につながるよう、協議を進めていくことであるとと考えております。

市といたしましては、全ての方々に「地域農業を守ることは、自分たちの子や孫の世代が暮らす農村環境を守ること」であると捉えていただけるよう、引き続き情報発信に努めるとともに、次代の担い手を確保・育成するための、よりよい地域計画となるよう、市がコーディネーターとなり、農業委員会や県、JAなど関係機関が一丸となって計画の策定をサポートしてまいりたいと考えております。

次に、本市の農業生産額の動向などにつきましては、国により公表されている統計資料や市の調査結果などに基づき、令和2年度から令和4年度までのデータを比較し、3年間の増減と令和4年度における各種の数値などをお答え申し上げたいと存じます。

米につきましては、水稻作付け面積30アール以上の経営体数は419件減の3,339件となっておりますが、ほ場整備を契機として法人などへの農地の集積が進んでおり、担い手1経営体当たりの平均経営面積は0.6ヘクタール増の9.4ヘクタールとなっております。また、全市の作付け面積は683ヘクタール減の1万2,075ヘクタール、収量は1,632トン減の7万3,056トン、産出額は37億円減の123億円となっております。

野菜につきましては、生産者数は48件減の496件、収量は30トン減の1,630トンとなっておりますが、産出額は、ほぼ横ばいの31億円で推移しております。

花卉につきましては、生産者数は7件減の119件、収量は10万本減の340万本となっておりますが、販売額はJAの販売実績で4,000万円増の3億円となっております。これは、冠婚葬祭などにおけるコロナ禍からの一定の需要の回復があり、販売単価の持ち直しにつながったものと推察しております。

畜産につきましては、肉用牛の経営体数は高齢化による廃業などにより13件減の92件となっておりますが、畜産業を継承する若い世代の活躍により、肉用牛の飼養頭数は26頭増の2,868頭、販売頭数は80頭増の1,148頭と増加傾向にあり、今後に期待しているところであります。産出額は、ほぼ横ばいの28億円で推移しております。

本市全体の農業産出額につきましては、38億円減の192億円となっており、米の産出額とほぼ同規模の減少となっております。主な要因といたしまして、コロナ禍における外食産業での消費の落ち込みが米価に影響したものと推察しており、コロナ禍を経て、今後の消費の回復に期待しているところでありますが、いずれにいたしましても本市の基幹産業である農業をめぐる状況は非常に厳しいものであると認識しております。

本市の農業振興における最も重要な課題は、地域農業の担い手の確保と農業所得の向上であると考えております。地域計画の策定により、農地・農業経営の継承や担い手の確保・育成に向けた取り組みを確実に進めるとともに、スマート農業技術の導入による省力化など、農業所得の向上につながる施策を積極的に推進し、持続可能な強い農業の

実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【今野副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、21番。

○21番（金谷道男） ご答弁ありがとうございました。

今、私は地元で基盤整備事業に関わっております。ほ場、あるいはまた導水路をはじめ工事は非常に現在の高度な技術力もあり、順調に進んでいますし、素晴らしい生産基盤ができつつあります。ただ、今の副市長の答弁の中にもありましたとおり、この後の農業情勢を考えますと大変心配な点もありまして、実は会議のたびに関係者の皆さんに私が今言っていることは、ほ場整備は工事でほ場を作るのが目的ではなくて、その整備された生産設備環境を道具として所得を上げることが目標なので、そここのところの目標を忘れないで、みんなで力を合わせて進めましょうよとっております。いわば営農計画を作るわけですが、その営農計画をしっかりと着実に進められるかどうかということが一番のやっぱり目的であり、そのことのためにやっているのだということをお話申し上げておるところですが、まさに今、この地域計画も同じだと思います。確かに前の人・農地プランの練り直しと申しますかそういう感が否めないわけですが、こうした計画というのは、やっぱり実行してどうかということなんだと思います。この後の一番の危惧は、関係者がしっかりと話し合いをして合意をして作ったものであるのかという、これいろんな計画も同じですけども、言い方は悪いんですが一部の話し合いでは、実際にやる時になかなかうまく進まないということがあるのではないかなということが感じられます。これは個々の個人的な事情が当然絡むことなので、その地域で合意を取りつけるということは、なかなか一筋縄ではいかない内容ですし、大変な作業だと思っております。私もその実際に営農計画を作る過程の中でもそんなことを感じました。まだなかなか誰かがやってくれるだろうとか、やってくれとかというレベルのところにはないわけでもありません。もちろん農業者自身の問題ですので、自分たちが解決して前に進むというのが理想ですし、そうあるべきだとは思いますが、実際の話し合いに行くと、なかなかそれがうまくいかないとか、なされていないというようなことを感じていることも現実的にはそんなことも感じます。

それで私、そこにひとつ行政の出番があるのではないかと、役割は何よと申せば、要す

るに地域の小さい集まり、何でもいいんですけども、話し合いをコーディネートする、そういったところがやっぱりなかなか運営者の方々だけではできない部分もあるのではないかなと思います。これ、一生懸命頑張っている担当者の頑張りにさらに追い打ちをかけて頑張れと言っている意味ですけれども、決してプレッシャーをかけているわけではなくて、やっぱり当事者同士も意見の違いもいろいろあると思いますし、思いもあると思うので、そういったところをもっと何かコーディネートする、そんな役目をやっぱり何かできないのかな、もう一步踏み込んでやってみたらどうだろうと、大変難儀な注文を私しているような気もしながら言ってますけれども、ただ、こういった仕事っていうのは、実はIT進んでも、AIで進んでも、なかなかその部分はカバーできないところなんだろうと思います。やっぱり本音で話し合う環境をつくるということが大事なんじゃないのかなと。さっき答弁の中にもありましたが、補助金をもらうためにその場しのぎをやって、後で後始末困るのでは残念だなという気がするわけで、これまでも何回もこういう計画というのは出てきたのを私も分かりますし、これまでも関わってきましたが、そこを何かもう一步踏み込むというのが、やっぱりそういう担当者の思いみたいなものも含めて、何かすごく期待したいなと、そんなふうに思います。夜の集会とかいろいろなことがあるんだと思います。やっぱりそういったところにも少し踏み込んで行って、いろんな情報をつかむ中でコーディネートしていただければ、実効力のあるものができるんじゃないかなと。なかなか集まらないとか何とか話もたくさん聞きますけれども、探りに行ってでも、やっぱりそういったところのまとめ役の仕事が、私は今そういう公務員の中でも、本当は大事な仕事なんじゃないかなと。事務処理することも当然大事なんですけど、事務処理するためにもそういう人間関係の中でやっぱりやっていく、そんなのがあってもいいんじゃないかなと、ちょっとそんな思いもあって実はこの質問をさせていただいたところでもありますので、そこら辺をどう考えているのかお伺いできればと思います。

それから、さっきのその生産の話ですけれども、ご回答いただいたようにやっぱり伸び悩みしているなという気はしておりますし、答弁の中にもありました。それにはやっぱり担い手と、額をどう伸ばすかということだと思いますが、やっぱり私はこの農業というのは、やっぱり自然相手の仕事でございます。大仙市には土と水と太陽という自然からもらった地域資源があると思います。これをしっかり生かすための施策って必要だと思うので、その要はやっぱり人ではないのかなと思います。農業人材。農業人材は、

やっぱり経営する意味での農業人材もありますし、それから農業生産に従事する、いわゆる労働力と言っちゃ怒られるかもしれませんが、そういった面での人、その二つの面の人の確保が必要なのではないかなと思います。

そこで、私これ同じような話を実は当初予算の予算質疑の時にも言ったことと同じことを言うんですけども、いわゆる商工業の方でやっている事業継承、あの制度もやっぱり少し考えてみる必要があるのではないかなと思います。インターネットの世界ですと、今、その仲介をやっている会社があるようです。開くと「大仙市で事業継承を希望する方」とかという題目で出てくるような内容で、実際その会社でどういってるのかそこは分かりませんが、そんなものもぽっと開くと出てくるんです。ただ私、民間でやってるからいいんじゃないのっていう考え方もないわけではないんですけども、さっき質問したその地域計画みたいなものも関係がありますし、農業というのはやっぱり周りとの関係というのは非常にある仕事なんだと思います。そういった意味では、その民間の方で勝手にやってくれよということで結果だけ出てくるというのは、ちょっとまずいのではないかなとそんなことも思っているところでもありますので、やっぱり多少は関わった方がいいのではないかなと。そんな意味でも、実際、さっきの話へ戻りますが、この農業経営者の人方は本当にどう考えているのか、事業継承みたいなことを考えている人もいないのか私もはっきりは分かりません。それから、外でやりたいという人、午前中、高橋同僚議員の話もありましたオーガニックの話も、もしかすればそれをやってみたいという人もいるかもしれません。やっぱり地域内だけでこの人材を確保するというのは、結構難しいというか限界があるのではないかなと。あるいは、外から人が来ることによって、地元で農業に関わっている方の意識も変わるかもしれない、そんな思いもありますので、そういった事業継承みたいなことの仕事も、どっかでやっぱりやらないといけないのではないかなと思いますので、そこら辺のお考えと、もう一つには従事者不足については、技能研修生制度、まあこれいろいろ難しい面があると思いますが、いわゆる外国人労働力の導入ということも考えてもいいのではないかなと。このことについては、今年の7月に農水省で農業分野における外国人人材の受け入れというガイドラインといいますか手引きみたいなものを出しておりますので、そういったものもひとつ見ながら、そういった方法も考えていく、そういったことをこの後の農業振興計画、あるいは地域計画の中で組み込んでやっていくべきではないかなというふうなことも考えておりますが、そこら辺のところはどうお考えなのかお知らせいただ

きたいと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 金谷道男議員の再質問にお答え申し上げます。

はじめに、1点目の地域計画の策定における、特に市の職員の関わり方だと思います。やっぱり議員ご指摘のとおり、ほ場整備等を契機とした営農計画を作成する機会がありますが、中心となって法人を経営する方は別として、それ以外の農家の方は農地中間管理機構に農地を貸して、あと自分はそれで終わりという意識を持たれている方が大変多いのが現状だと、私もそういうふうな認識であります。人頼みと言いますか、それで手を離れるという思いだと思います。

そうした中において、やっぱり今後その農業法人が経営する際に、特に営農計画を策定して、現在、高収益作物を特にどうして、どのようにして作付けしていくのかというのは大変重要な分野でございますので、その高収益作物となりますと、やっぱりどうしても人手、労働力がかかりますので、その部分をその地域の方々がどのようにして担っていただけるのかという協力体制は必ず必要な部分だと思いますので、農業法人を立ち上げて終わり、農地中間管理機構に貸し出して終わりということではなくて、丁寧な話し合いの場が必要だと思います。そうした際には、やっぱりどうしても市の職員が中心となって、そのコーディネーターとなって計画をまとめ、そして話をまとめていくということは大切だと思いますので、数多く足を運んで、地域に足を運んで、ほ場整備は一つの手段でありますので、その後の営農計画が円滑に進むように今後も役割を担っていく必要があると思っております。

それから、2点目の人材の確保でございますが、事業継承のお話を賜りましたが、現在の大仙市におきましても、一つの農業法人が全くその地域とご縁のない方が農業法人を継承したという事例は一つございます。それにつきまして県の方が紹介して新たな方がある法人を、全くご縁のない方だったようなんですが継承したという事例もございません。確かに農業法人も立ち上げて、最初のうちは順調に進むと思いますが、先ほども申し上げましたとおり人手の確保、それから担い手の中心となる方々の高齢化という課題も、これから必ず出てまいりますので、そういう面では新たな事業継承、それから、もしくは最寄りの農業法人同士の合併ということも考えていかなければならないと思っております。

それから、3点目の技能研修生制度の活用でございますが、これは私も昨今の人手不

足を考えますと、この制度は有効に使うべきであると思いますし、必ず使わなければならない時期が来るんだらうと思います。今この地域においても、やっぱり農作業の繁忙期の人手確保というのは、なかなか大変な状況でありまして、農水省が示しているようなガイドラインがありますけれども、外国人労働者研修制度の活用については前向きに考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、21番。

○21番（金谷道男） ぜひ話し合いのコーディネーター役を担当者には大変難儀することだと思いますが、ただ私、農政に限らず、やっぱりいろんな仕事、公務員の方々は担当するわけですけれども、自分もやっぱりその仕事を通じて自分も楽しいなど、あるいはやりがいがあるなど、できたなという感覚をやっぱり市民の皆さんと一緒に持つてもらえることが一番いいのではないかなと私は思います。やっぱり仕事の中に、自分でしっかり楽しさと目標を持って、これは管理職というような意味合いでなくて、全ての職員にやっぱりそのような気持ちで働いていただければいいなと思います。合併20周年になりました。20年もなったのだなという考えがありますけれども、20年前の私どもの職員の時代とは、今、時代は違うと言っても、やっぱり大きくなるのが実は市民の方々と仕事をしているんだけど直接接触して深くというのはなかなかできなくなってきたのかな、確かに多忙だと思います。でも、やっぱり自分自身のためにも、ぜひそんな思いで職員の方々に頑張っていただきたいなと思って、たまたま今回は農業の話をしました。全ての部局にそんなことがやっていければ、よくなるような、職場環境と、我々の意識も含めてこの先、新たな20年はぜひそうやっていただきたいなと、後で市長から感想をいただければありがたいです。

それから、人材育成のコーディネーターの話ですけれども、これもまた必ずしも法人だけでやっぱり農業をやっていくというのは、私はなかなかないんだと思うし、あまりそれは進む方向としては、私個人の意見ですけども、やっぱり多様な農業経営があってもいいんでないか、先ほど、またこれ、人の質問を取ってすいませんが、2反歩でオーガニックをやるっていう方もいてもいい、そういうこともできる農業でないと、やっぱり多様性というのは行き着かないのではないかなと、そんなことを考えてちょっと今回

質問させていただきました。ちょっととりとめのない質問になってしまったかもしれませんが、どうかこの後、令和8年に作る農業振興計画、目標額もしっかり高く設定していただいて、ぜひ300億、400億の大仙市農業を作るような、そういう計画にしていただければいいなと思います。そんなことも含めて、もし市長から何かありましたらお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 金谷道男議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

地域計画の関係では、先ほど来何回も話に出てきていますけれども、やはり市の職員が中心となっておりますね、まずは多くの農家の皆さんに集まっていただくと。これ、何事もそうなんですけれども、多くの皆さんに集まっていただければ、まず一つ成功ということで、その話し合いの結果はもちろん大事ですけれども、まずは集まっていただいて、いろいろ意見を出してもらおうと。ここがね、まず大事な点だと、何事も、いろんな今、市の事業をやるに当たってですね、そう感じております。農業に関しては農家の皆さんから集まっていただいて、いろいろお話をしていただく。そして、いい計画をね、これ毎年見直しもあるということなので、そのたびに集まっていただくことになるかもしれませんが、実効性の高い地域計画にぜひしていきたいというふうに思っておりますので、そういうつもりで市も取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（古谷武美） これにて21番金谷道男議員の質問を終わります。

【21番 金谷道男議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたしますので、よろしく申し上げます。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番佐藤隆盛議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして、2点を柱に質問いたします。今回のこの2点については、過去にも一般質問をしており、答弁をいただいているものもございます。そういう観点から質問をいたします。

まず、道路や河川の国・県との事業調整会議について質問いたします。

近年、地球の温暖化に伴い、台風による大雨や集中豪雨などの頻発が懸念される中、国内はもとより秋田県内でも河川の氾濫による被害が報道されました。さらには、この8月29日には、台風10号による、九州に上陸し大きな被害を受けており、その台風の進路により、大曲の花火も心配されましたが、どうにか開催でき、ほっとしているところであります。

また、我が大仙市でも先日の7月9日、また、7月24日の大雨による被害など発生しており、深刻な状況下にあります。川は堤防の中に水が流れる部分を河床と言っていますが、改修の時は、昔50年に1度、あるいは100年に1度の降水でも耐え得るかという話もありましたが、しかし近年は、それには当てはまらないのではないかと思うものであります。

1級河川は県・国の管理であることは承知しておりますが、市としても常時、危険箇所の把握は必要と考えます。市内を貫通する各河川の安全は、どの程度安全確保されているか気になるところであります。そういうことからして、河川の安全対策として、まずは各河川の危険箇所などの整備はもちろんのこと、現状把握が何よりも必要と思うのであります。

そこで質問いたしますが、8月7日に秋田県仙北地域振興局建設部と、そして8月20日には国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所及び成瀬ダム工事事務所との会議をそれぞれ開催し、国や県が管理する道路・河川に関する要望と併せ、今年度実施を予定している事業に係る協力・連携事項について協議を行っているようでありますが、国や県への要望件数を含め、見通しなどその結果内容についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の一つ目の発言通告であります国と県との事業調整に関する質問につきましては、建設部長が答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

す。

○議長（古谷武美） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、国・県との事業調整会議についてであります。今年度の国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所及び成瀬ダム工事事務所との事業調整会議は、8月20日に行っており、市からは雄物川の治水事業の推進、国道13号大曲・秋田間の整備促進などについて要望しております。国からは雄物川の段階的な整備や国道13号の課題解決に向け調査検討を進めるなどとの回答をいただいておりますが、実現には、なお年月を要するものと認識しております。

秋田県仙北地域振興局建設部との事業調整会議につきましては、8月7日に実施しており、市から、河川案件では県管理各河川の環境整備1件や河川改修5件など計7件、道路案件では県道の拡幅改良7件や歩道の設置2件など計11件を要望しております。

これらの要望に対し県からは、各河川の環境整備は20カ所の要望に対し土砂撤去や伐木など現在進めている3カ所の継続と新規2カ所の実施、河川改修については5件中3件を継続対応するとの回答を受けております。道路要望につきましては、道路改良7件中、現在実施中の路線4件を継続実施し、歩道設置については、現地調査などを実施するとともに安全性向上のため、グリーンベルトの再設置を予算要望する旨の回答を受けております。

いずれにいたしましても、県では現在着手済み箇所 completion を優先し、未着手箇所についても引き続き調査及び予算獲得に努めるとのことでありましたが、新規箇所の事業化は厳しい状況にあると感じております。

今後も、地域の意向を的確に把握し、要望内容の見直しなどを行いながら、事業調整会議などを通じまして国・県へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） 件数については分かりました。

それでは、その協議、会議でですね、国から、調整会議、国からどういう方々ですね、そして役職の方々、それから県からも、どういう方々参加してというか出席してやって

いるのか。そして、こちらから、部長も行くと思えますけれども、その他どういう方々が行って調整会議に参加して協議しているのか、まずこの点お尋ねいたします。

それから、今いろいろ答弁聞きましたけれども、もちろんこの協議会には、それぞれの現場の要求とか話し合うわけですから、お互いに、当方もこっちも現場を確実に確認して協議していると思えますけれども、改めてそのことも確認の意味でお答え願いたいと思います。

それから、私ども、まず会派といいますか年に1回、新政会と一緒に、市長はじめ三役と各部長さんにですね、次年度に向けて予算要望などを含めて、そして先ほどもありました国や県への要望などをお願いしております。それぞれの回答をいただいておりますが、私は少し物足りないというわけじゃないですけれども、そういうものを感じております。

そこでであります、まずその先ほどの件数に対して答弁を、答弁というか回答を読んでみました。そうしたら、その回答を見ますとですね「要望活動を継続し適切な環境整備が図れるよう努めてまいります」とか、「市総合防災課と協議の上、予備設計に着手し、今後も早期対応が図られるよう継続して検討・協議しておきます」とか、それから、例えば窪堰堤防のかさ上げについてはですけれども、左岸堤防が右岸に比べて低くなっている経緯など、ここで確認の上、事業調整会議で適切に対応するよう要望してまいりたいなどの答弁であります。

私は先ほどの繰り返しになりますけれども、こういうのも結構ですけれども、もう少しと言いますか、前向きと言いますか、例えばいつ頃までなのか、してもらいたい時期、こちらから要望するのもいつまでとか、もう少し突っ込んだ協議であってほしいと私は感じておるのであります。

そこで、この中に道路・河川の重点項目事項として、檜岡川の河川改修の現状についても話された、この協議にあったと思えますから、この点について詳しくお知らせください。これは県河川課、檜岡川の南外地域金屋地区、また、新金屋橋付近は、それこそご承知のとおり平成29年7月の豪雨の際、檜岡川の氾濫により家屋などが浸水し、国道105号が通行止めになるなど甚大な被害を受けている箇所でございます。その後、管理者である秋田県では、河川の災害復旧は行われたものの堤防のかさ上げ工事は行われておらず、地元住民から再度の被害に対する強い不安の声が上がっているのであります。そして、その回答には、今後、秋田県仙北地域振興局に現状確認や堤防かさ上げを

行わない経緯を伺って、そして令和4年度の事業調整会議で適切に対応するよう要望してまいるとの回答でありました。実は私、金屋付近の災害の家にはですね、当時、ボランティアに行った経緯がありまして、そこに私と山形市の人と秋田市の人と3人でボランティアしました。その休憩の時にですね、家族から何とかならないのかなという話もされました。その時、私はまだ、その時、議員だとは一言も申し上げておりませんでしたけれども、後から依頼を受け、その住民と市の当時の今建設部長と、それから課長と職員、そしてその立会人と私とから要望をしておるんでございます。繰り返しになりますが、その後4年も経過しておりますし、現在の状況と協議内容についてお知らせください。

まずこの3点であります。このことと先ほど、どういう方々と協議しているのか、それから現場を確認しているのか、それからこの檜岡川について、3点について答弁お願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

3点ございましたが、1点目の出席者のメンバーの構成でございますけれども、国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所と成瀬ダム工事事務所との事業調整会議の出席者につきましては、市からは市長、両副市長、上下水道事業管理者、総務部長、私建設部長、それから各支所の支所長、あと建設部、上下水道局の各担当課長が出席してございます。あと、国からは湯沢河川国道事務所及び成瀬ダム工事事務所の各事務所長、それから副所長、あと各担当課長が出席となっております。

次に、県の仙北地域振興局との事業調整会議につきましては、市からは今年私建設部長、あと各支所の農林建設課長、建設部、各上下水道局の各担当課長となっております。県からは振興局の建設部の部長、それから次長、各担当課長及び担当のチームリーダーとなっております。

それから2点目ですけれども、現地確認しているかという話ですが、基本的に要望事項につきましては、各地域からこちらでくみ取るといいますか吸い上げているものでございまして、職員もその際必ず写真付き、現地確認をして写真を撮って、こういう状況だということ所で要望してございます。もちろん県の方でも場所は把握済みの箇所でございますので、現地確認はしているという回答でございます。

それから3点目の檜岡川の橋といいますか、新金屋橋という所ですけれども、105

号に架かる新金屋橋の上流部の堤防かさ上げ等の要望についてでありますけども、これにつきましては令和4年度の振興局建設部との事業調整会議にて浸水被害対策として要望してございます。その際の県からの回答としましては、檜岡川につきましては令和3年度に災害復旧助成事業が完了し、現在は西ノ又川合流部付近、落合工区での河川改修事業を進めており、まずはその工区の早期完成を目指しますと回答をいただいております。その後、県に確認したところでは、令和5年度で落合工区の整備は完了しているけれども、現在事業中のほかの河川の工区の早期完成を優先したいということでございました。ですので、市からは引き続き現状の調査などを県の方には要望したところがございます。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） まず、今、そういう話聞きまして、このほかの方をやって、まだ檜岡川の方はもう少し待ってくださいということであろうかと思えます。私は何を言いたいかといいますとですね、やっぱりこの、私もその地域の方から言われて要望します。ところが、今みたいにですね、最低でもね、いつ頃だとかというのを、やっぱりここに書いてといいますか、知らせてもらえばその人にも話すんですけども、私もただ言っておりますよ。といえはなんかですね、何やってるんだと。私ばかりでなく、市でもそう思われると思うんですよ。ですからですね、そういうこともやっている。何かいまいちその答弁というか回答がですね、物足りないというような感じがします。で、質問したところがございます。

それから、確かに国に要望する時は、災害あれば市長がトップになって行きますけれども、この県の時ですよ、やっぱり私は、今そこに、こっちからもね、トップである市長や副市長もですね参加して煮詰めるといいますか、そういう強い要望も必要でないかなど。継続要望してまいりますという言葉もありますけれども、じゃあいつ頃までに、これをね、この継続要望5回も、5年も言われるとね、そういうの3回、4回はあるんだけども、今までも私いろいろ質問とかしているんだけども、最低でもね、そこら辺はね、煮詰めてもらいたいと思えますよ。今の答弁で分かりましたけれども、何とかですね、そういうことで要望したところがございます。

それから一つについて、これも事例でありますけれども、実はこうなんです。窪堰川のあのかさ上げの時でしたけれども、これ実は住民から、あの水漬いた時に何でおら方だけといいますか、地域のどご、段差、かさ上げ低いんだと。そして、水漬いた時、見に行きました。そうしたら1キロぐらい低いんですよ、大曲の方とか四ツ屋の方は高くなって、窪堰ですけども、そういうこと有り得ないんですよ。そういうことからしてですね、私は県会議員に行って、見て、行って、そうしたらその県会議員が今度県の人を呼んできました。そしてその中にですね、その対応が良かったなと思うの一つあるんだけれども、私どもに振興局に呼んで、実は図面もあって、見て、その図面を見てですね、今、数字ちょっと分かりませんが、今の段階では問題ないということをおっしゃいました。そうすればですね、あまり納得いかななくても、はいとこう認めざるを得ないなど。これは窪堰川については、当然知っていると思っておりますけれども、その回答は持つております。まずそういうこともありますのでですね、何となく先ほどの繰り返しになりますけれども、要望をしたいと。

それから、一つですね、今、市では2人の副市長おります。建設の方は佐藤副市長関係していると思っておりますけれども、このこととね、佐藤副市長にもお願いがございますけれども、まず春先ですけれども、河川について、河川で災害起きてからどうのこうのじゃないですけれども、やっぱりね、年に春先は、私こういう建設部に一言言ったことあるんですけれども、やってるかもしれませんが、春先には市と、建設部と各支所ごとにですね、各河川、そしてできれば県の人方と春1回はですね見ておくべきではないかなと思っております。なぜ春先がいいかと、まだ草もおがってないしね、実際フラップゲートですか、こういうのも私、で、水漬いた時もあったんですよ。水害ありました。それから、今現在でもですね河川でもこうなんですよね。これはしゅんせつ、まだ堰堤の中に今もありませんけれども、いつもたまるどご決まってるんですよ。それも見に行ってみましたけれども、ただ寄せてあるんだけれども、やっぱりね本来の川の流れになってない。だから、2年も3年もなるもんだがら、そういうの市で、各支所でも把握しておりましたけれども、ただ、いつまでこれ寄せでもらうのよどがって、そこまでいってないと思うんですよ。だからね、そういうことからしてですね、まず現場、やる前に現場を、一通り、なんぼ忙しいかもしれませんが、各一人ずつは市で、各支所ごと、これはやっぱり春先に見てもらいたいなということをおっしゃる佐藤副市長からですね、これは今後そのような対応といいますか、行動を起こしてもらいたいなということをおっしゃるし

たいと思います。先ほど答弁と、佐藤副市長にこのことについてですね、何とがやってもらいたいとお願いでございますが、そのことを質問し、終わります。

以上です。答弁求めて終わります。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 再々質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、毎年春先にですね現地視察ということで、これは実施しております。今年はずね、6月13日に県と一緒に、それから、それぞれの関係する支所長も一緒に現場を見ております。今年も仙北地域の場合は、高梨の丸子川、北川目橋の上・下流、それから川口川ですね、坂見内の所です。両方とも現場としては、河道掘削、あるいはしゅんせつを行う必要があるということで、その説明を受けまして、それで実際に今どうなっているかということをお話を聞いております。ただ、やはり現場を見た段階では、かなり雑木が河床の中にありまして、少しスピード感が遅いのではないのかなということをお話を聞いていただきました。県の方からはですね、しゅんせつした場合、土砂をどっかに退避といいますか置く場所が必要なわけですがけれども、今までは何か県の方で中仙地域の方に持っていっているということでありました。そうしますと、輸送量が高くなりますので、少しでもしゅんせつする距離をいくらかでも稼ぐと言いますかそういうためには、例えば同じ仙北地域内でそういった場所を探すことができませんかということ、その時は支所長の方にそういったこともお願いしております。そういった関係で、現場は見るように毎年しているつもりでございます。

それから、国・県とのやはり協議の中で、様々な形でなかなかやっぱり一朝一夕には事業完結しませんので、事務調整会議だけでなく様々な会議を捉えて要望を重ねていくということが実際必要なことであるというふうに考えております。そして、議員のご質問にありましたけれども、やはりその事業の見通しの経過報告といいますか、それからあるいは事業決定がなされると、そういったやっぱり大事な段階の時にはですね、しっかりその内容を関係者の皆様にお知らせしていくことも必要なことかなというふうに思っておりますので、そういったことで努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古谷武美） 老松市長。

○市長（老松博行） 私からも、先ほど市長が要望に行くべきだというご指摘がありましたので、再々質問に答弁させていただきたいと思いますが、まず、県に対してこれまで

は主要な事業といいますかね、高規格道路本荘大曲道路の整備については私も直接県の本庁の方へ要望活動を行っておりますけれども、それ以外については今まで、地域振興局の建設部も含めてですね、やってなかったというのが、会議ではもちろんやっておりますけれども、直接出掛けての要望活動はしていなかったもので、ちょっと反省を込めてですね、今度はそうした要望活動もしてまいりたいというふうに考えております。やはり要望箇所が多い、それから予算は限定的、県の方も予算は限られているというようなことで、なかなか先ほど来ご指摘ありましたような、いつまで、いつまでできるんだと、やるんだと、これなかなか言えないです、県も。建設部は特に、県の財政課から予算配分してもらってないと、なかなか言えないということだろうと思ひまして、いつまで完成するんだということがもう引き出せたら、これ御の字というふうに思っております、ただやはり、そうしたことを早めるためにも、私トップが何回も行くのが、やはり効果的かなというふうに感じているところですので、引き続き、国だけじゃなくてですね、県に対しても、しっかりと要望をしてまいりたいというふうに考えております。県の方も要望箇所が多いということで、計画的に実施するというようなことで、やっぱり複数年度にまたがっての事業実施ということが多いようでありますので、ただ、先ほどの答弁にもありましたように、現在着手中であっても、いつまでできるか分からないと、いつまで完成できるか分からないと。ましてや、まだ未着手については、いつ着手して、いつできるかということもね、全く言えないというような状況にありますので、そういった点については、ちょっと議員からもご理解をいただいておりますね、要望を重ねて、例えばですね、今、大曲秋田間の国道13号、大曲秋田間の整備について要望を始めておりますけれども、国道13号線横手北道路が今動き出そうとしております。その後ですね、道の駅美郷から、それから大曲との合流点までが次の段階、そして北の方は今、秋田市内の河辺拡幅をやっております。そういった関係で、そうしたものが全てできてから大曲秋田間だというような国交省からの説明をね、受けております。いつできるんだと、全くね、そういう気持ちがあるわけですがけれども、ただ要望を重ねていないとですね、やはり忘れられる可能性があるもので、毎年春・秋、2回ですね、しっかりと要望活動を、国の方へ要望活動をさせていただいているというような状況です。ですから、事業の中身によっては、やはりかなりの年数かかるものもあるということで、何とぞご理解をいただければというふうに思ひます。

終わります。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 通学路の合同安全点検の実施状況について質問いたします。

2021年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理、警察などによる合同点検を実施し、関係機関が対策を進めており、文部科学省は2024年6月に全国の市町村立小学校の通学路における交通安全確保に向けた取り組み状況を公表しました。

対策が必要な全国7万6,404カ所のうち、対策済みは94.4パーセントに当たる7万2,160カ所。残りの5.6パーセントについては、暫定的な安全対策を講じているそうであります。

都道府県別で対策が必要な箇所が最も多いのは神奈川県で5,141カ所、うち5,102カ所対策済みとなっており、最も少ないのは秋田県で347カ所のうち308カ所対策済みとなっております。地域により大きな差があるとのことでもありました。

そこで質問いたしますが、大仙市では小学校の通学路の安全対策に、どのように取り組んできたのか、また、合同安全点検箇所数と実施済み箇所数、そして旧地域（各支所）ごとの実施状況についても伺います。

小学生を持つ親の心配は、毎日の登下校時の安全ではないでしょうか。他を差しおいても万全を期すべきと思ひ、質問したところでございます。

以上です。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 佐藤隆盛議員の二つ目の発言通告であります「合同安全点検」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 藤原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤原秀一） 質問の合同安全点検についてお答え申し上げます。

はじめに、小・中学校における通学路の安全対策につきましては、各学校において日常的な通学路の安全確認はもとより、計画的な交通安全教室の実施や教職員による登下校時の安全指導、地域の方々の協力による見守り活動等の充実に努めております。

また、市教育委員会では、学校、地域、関係機関が連携し、児童・生徒の登下校時における安全を確保するための指針となる「大仙市通学路交通安全プログラム」を平成26年2月に策定いたしました。このプログラムに基づき、湯沢河川国道事務所、仙北地域振興局、大仙警察署、市建設部、市教育委員会をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置し、登下校時の事故の未然防止を図るための合同点検や具体的な対策を実施してきております。

具体的には、「大仙市小・中学校通学路の設定要領」に基づき、学校は毎年4月30日までに通学路や危険箇所等を記した図面を市教育委員会に提出します。その図面を基に要望があった対策必要箇所について、通学路安全推進会議のメンバーに加え、学校、保護者、各支所、自治会等が参加する共同現地調査を行い、歩道整備や防護柵設置、注意喚起看板の設置等の対策をしております。

今年度につきましては、各学校から要望された4カ所について6月13日に共同現地調査を行い、白線やグリーンベルトの引き直し、注意喚起看板設置等の対策を講じております。

次に、国による合同点検についてであります。令和3年7月、文部科学省からの依頼を受け、市教育委員会では各小・中学校通学路の危険箇所をリストアップし、該当する道路の管理者、学校、保護者及び警察と合同点検を実施しました。

合同点検を実施した箇所は全部で13カ所あり、地域別の内訳は、大曲地域4カ所、仙北地域2カ所、中仙地域2カ所、太田地域3カ所、南外地域2カ所となっております。

令和5年度末までに全13カ所のうち10カ所において対策済みであり、主な内容は横断歩道の設置、歩道の整備、注意喚起の看板設置などです。残りの3カ所のうち、中仙地域の県道と太田地域の市道については既に工事に着手しており、令和8年度中に完了する予定であります。また、南外地域の県道については、早ければ令和7年度中に工事着手予定と伺っており、暫定的対策として注意喚起看板を設置しております。

市教育委員会といたしましては、引き続き学校等からの情報を基に点検活動を実施し、関係機関と連携して具体的な対策を検討しながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） 非常にいい答弁というか前向きな答弁でありました。実は私、いろいろその点検の時、若干違いますけれども、私が見るには角間川と南外の小学校前だというふうに捉えて、ほかはまずやってるということを承知しております。

そこで一つお聞きしたいんですけれども、これ全国で一斉調査といいますか、やるもんだからね、この整備した時の金、金、直す時の金、支援、例えば仙北の場合はですね、国からの支援要望でこれも払田もやったんですよ、この事業として。だから、私見るにですよ、この事業は市の金の補助、国からの補助とかなかったんですかということです。今、全部やっているもの。どういう、一般財源でやるものですか。

でね、例えばですよ、仙北の太田仙北線ですけれども、これも指定受けてなってますね、平成27年から令和3年までで1億5,000万でやったんですよ。それが国からの補助ということもうたっておりました。特定財源で、だからこういうものをね、やる時には、こういう今13カ所やる時にもですね、こういう事業でできるんじゃないかなというふうに私思うんですけれども、これは今こういうこと言って大変申し訳ないんですけれども、ただ、こういう事業をね、なぜ言いたいかという、例えば南外小学校の前、これも私見ましたよ。いろいろやっておりますけれども、やっぱり直角で、あれは県の道路を直さなければ危険解消はできないんじゃないかなと思ってですね、けれども、それは今、令和7年ですか、までにやるという、この財源ね、国からの支援といいますか、それをやってできるんじゃないかなと、今、勝手にそう思ったんですけれども。ということで、だからそういうのできるんじゃないかと思って、それ使ったらもう少し早くできるんじゃないかなと思ったんですよ。

まずその件はちょっとさておきまして、それから、ちょっと先ほどの質問と関連しますけれども、これも事前調整会議に、この道路関係はかかったのか、かからないのか。例えば、こういう大きい県道30号線、南外のあれなんかおっきぐ、もしよ、どういう対策するか分かりませんが、そうなるのかなり金かかるもんだがら、どういう調整会議さもかがってもいいもんじゃないかなと思ったんですけれども。何か変な言い方してごめんなさいですけれども。

まずね、ごめんなさい、まずいっすよ。とにかくそういう金を使えるんでないかなという、この南外のどごどがは。結構大きぐ直さなければね、ならないと思うんですよ。ですから私はこういうことについてはですね、言いづらいんですけども、教育長ですね、

南外小学校の校長やった時もあるんですし、一番把握しているんだがらね、県議員とか何が行って、あそこやっぱり通学路ばかりじゃなく、危ないと思うんですよ、あの道路。だから、何とかね、教育長からこれ、そこへ行って早急に直してもらいたいもんだなど、これ要望ですけれども。

変な質問になりましたけれども、まず教育長にですね、このこと要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 佐藤隆盛議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、前段にありました補助のところでありますけれども、さすがにちょっと道路の補助について教育委員会としては難しいところがあり、ましてや今回の南外の所は県道ですので、何とかそこについては、教育委員会としては当然強く要望してまいりますし、補助金等の活用ございませんかといったところも含めながらお願いしていきたいと思います。

いずれ改めまして、南外小学校前の県道については、私も重々分かっております。先ほど申し上げましたが、改めて令和7年度中の工事着手を目指している、予定しているというふうに今回返事をいただいておりますので、今後も道路関係を所管する関係課と連携しながら、引き続き早期実現に向けて働きかけてまいりますので、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて4番佐藤隆盛議員の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

先日の台風10号により、本市と有縁交流を続けている宮崎市が大きな被害を受けら

れました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

先日の大曲の花火は、台風の影響が懸念されましたが、夜には雨もやみ、素晴らしい花火を堪能させていただきました。昼花火では、地元響屋さんが優勝、十号割物・十号自由玉では同じく地元の小松煙火さんが優勝、そして内閣総理大臣賞を受賞され、一市民として大変嬉しく思っております。これからも大曲の花火を応援していきたいと思っております。

それでは、通告に従い質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

今回は「マイナ保険証」の普及と利用促進等についての1点に絞り、質問させていただきます。

ご承知のとおり、現在の「健康保険証」は、本年12月2日から新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードの保険証機能を利用する形態が基本となります。

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤であり、保険証として利用してもらうことにより、患者本人の診療や薬剤に関するデータに基づく、よりよい医療の提供が期待できるほか、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者・医療現場、それぞれに多くのメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用など、日本の医療DX（デジタル化）を進める上でも重要なベースとなるものであります。

ここで、マイナンバーカードを使った実証実験の事例を紹介させていただきます。

一つ目は、令和5年10月23日、神奈川県小田原合同庁舎において行われた広域災害を対象とした避難者支援業務のデジタル化に関する実証実験であります。

開設された避難所では、マイナンバーカードを使って「入退所管理」や「薬剤情報の管理」を行う実証実験を行った結果、入退所の手続きが円滑に、しかも正確に行われ、避難者の把握に要する時間が10分の1に短縮される結果となりました。また、薬剤情報も必要量が正確に把握できるため、スムーズな支援（提供）要請ができ、避難者、運営者双方に大きな効果が見られたそうです。

二つ目は、総務省消防庁が令和4年度に行った国内6消防本部におけるマイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に関する実証実験であります。

例えば、自宅や外出先で事故や病気などにより突然倒れてしまって救急搬送される場

合などに、救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると、既往症の有無や、どんな薬を服用しているのか等の情報が確認でき、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというもので、近い将来に全国展開する予定と聞いております。

このように、マイナ保険証は、災害時や緊急時の迅速な対応など社会全体でDXを進めていくための基盤の一つとなるものであり、本年12月2日までに、いかに円滑に移行できるかが極めて重要であると考えます。

そこで、マイナ保険証の利用促進に向けた本市の取り組みについてお伺いいたします。

去る7月4日に厚労省保険局医療介護連携施策課から「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたご協力をお願いについて」という事務連絡が発出されております。これを見ると、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。私は、ぜひこのようなものを活用しながら、12月の移行に向け広報活動を推進するなど、市民への情報発信に真剣に取り組むべきと考えますが、市当局のご見解を賜りたいと存じます。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の「マイナ保険証の普及と利用促進」に関する質問につきましては、市民部長が答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、マイナ保険証についてであります。マイナ保険証の普及は事務の効率化や利便性向上の観点から極めて重要であり、各保険者単位でその推進に取り組んでおり、市では国民健康保険の保険者として取り組んでいるところであります。

マイナ保険証の普及と利用促進に向けた市の取り組みとしましては、厚生労働省から示されたマイナ保険証の利用勧奨リーフレットを窓口を設置して保険証切り替え時に配布を行い、来庁者への利用勧奨を行っております。

また、市広報の7月号と合わせて全戸配布した国保だよりでは、マイナ保険証のメリットやQRコードを活用した登録方法などについて掲載しております。

さらには、今月予定している被保険者証の一斉発送においても、厚生労働省から示されたマイナ保険証の取得勧奨リーフレットを同封し、未取得者への周知を図ってまいります。

市といたしましては、秋田県国民健康保険団体連合会などとも連携を図りながら、マイナ保険証が持つ利便性を、より多くの方々に理解していただくため、引き続き積極的な情報発信に取り組んでまいります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。そして、リーフレット、それから広報、また、今後送る保険証の一斉発送時にチラシを入れるなど様々な取り組み、本当にありがとうございます。しかしながら、取り組みされているということは、まだまだ普及していないなというふうに感じるところであります。

そこで質問させていただきますが、当市のマイナンバー交付数、そして、国保でマイナ保険証を登録している、ひも付けとかですね、している方、そして実際にひも付けした人の中で利用されている方、そういうの数字分かればお知らせください。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

マイナ保険証の利用実績の最新値であります令和6年6月末日時点の状況でご説明いたします。

大仙市の人口は7万4,417人で、交付件数は6万3,629件、交付率は85.5パーセントとなっております。

また、大仙市国民健康保険被保険者数は1万4,678人、マイナ保険証としてひも付けしている登録者数は9,456人、64.4パーセントとなっております。

マイナ保険証の利用率ですけれども、マイナ保険証の利用者数を外来レセプトの件数で除して求めた数値になりますが、マイナ保険証の利用者数は2,342人、外来レセプト件数は2万4,117件で、マイナ保険証利用率は9.71パーセントとなっております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。実際の利用率9.71パーセントというこ

とで、これは高いのか低いのかちょっと、何ともいえませんが、先日のNHKの報道によりますと、マイナ保険証の利用率は7月時点で11.13パーセントだそうです。この数字というのは、国保だけでなくて社保等も含まれているので、国保のマイナ保険証利用率とどういふふうに照らし合わせていいのか、ちょっと微妙なところではありますが、マイナ保険証のこの国保の方の利用促進のために、ほかの取り組みが必要でないかなというふうに思います。厚労省で出すあのチラシだけではなく。例えばですね、大仙市のホームページのマイナ保険証についてのページなんですけど、これが2023年10月2日から情報が止まったままでありまして、ちょっと利用する人にとっては内容が硬いかなというふうな印象を受けております。これをこれから12月に向けて、やさしい表現にして、そして保険証とのひも付けに関しては、職員が手助けするなどの情報を盛り込んで、やってみたいんだけど何か難しそうという市民の方々に、もう一度アプローチしてみてもどうかというふうに感じております。あと、現在の保険証ですね、新しくこれから一斉に送られるという保険証は、来年の有効期限まで使うことができるんですけども、それ以降はまた今度は資格証明書というものに代わるそうでありまして、この資格証明書は最大1年間の有効期限ということで、毎年更新しなければならないと。ですので、12月に間に合わなくても、その新しく今回一斉発送される保険証の期限内にマイナ保険証への移行がスムーズにできるように、早めに利用開始して慣れていくためにも、もう一步踏み込んだ取り組みが必要かと思いますが、その辺のお考えがありましたらお聞かせ願います。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

第1点目の市のホームページの更新と内容につきましてですけども、現在その2023年の最終更新で止まっているということでもありますので、その内容については先ほど申しました現在厚労省で配布してある、各市町村で利用してもらうために作成した広報素材というようなものが恐らく反映されていないものだと思いますので、そういった広報素材を活用しながら、また、他市の表現内容なども参考に、これからそのマイナ保険証を利用する、ひも付けされる方々に向けて、分かりやすいようなそういう表現の内容のホームページに速やかに改めていきたいと考えております。

また、職員がそのマイナ保険証のひも付けに関してお手伝いすることにつきましてですけども、例えば現在も窓口が高額療養費の限度額適用認定の申請に来られた方に対

しまして、マイナ保険証を利用すればこの認定申請に来る必要がないということをお伝えしまして、その場でじゃあマイナ保険証の方に登録したいという方がいらっしゃれば、そのマイナンバーカードの専用の窓口、こちらの方にご案内して、そのマイナ保険証のひも付けについてサポートを行っております。これは支所の方でも同様にしておりますし、それから、イオン大曲の方に設置してあります自治体スマートカウンター「みんなのス窓」、こちらの方でも同様に、そのマイナ保険証のひも付けに関するサポートをはじめいろいろなそのマイナポータルの利用に関してのサポートなども行っておりますので、こういったサポートは引き続き継続もちろんしていきますし、こういった内容につきましても市のホームページに併せて掲載して、市民の方々に周知を図っていきたくと考えております。

それから、12月2日以降、新たにマイナ保険証を持たない方々に交付される資格確認の件ございましたけれども、挽野議員ご指摘のとおり、資格確認証は有効期限を設けて交付いたします。そういった方々が、次の交付を受けるまでの間に、あるいはその12月2日以降に新たに保険資格をお持ちになられた方や、今現在9月に一斉発送する保険証を紛失された方々に対しても、やはりその資格確認証を交付するか、マイナ保険証にひも付けしていただくか、どちらかの選択をしていただくこととなりますけれども、市としましては、まずそのマイナ保険証が持つメリット、過去のその医療データに基づく適正な医療サービスの提供という、こういったメリットを皆様にお伝えして、できるだけそのマイナ保険証を利用していただくような、そういうような働き掛けを継続的にしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 2時00分 散 会

令和6年第3回大仙市議会定例会会議録第3号

令和6年9月5日（木曜日）

議事日程第3号

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第105号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 3 議案第106号 大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 議案第107号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 5 議案第108号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 6 議案第109号 字の区域の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 7 議案第110号 字の区域の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 8 議案第111号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 9 議案第112号 大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第10 議案第113号 令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第11 議案第114号 令和5年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(質疑・委員会付託)
- 第12 議案第115号 令和6年度大仙市一般会計補正予算（第6号）
(質疑・委員会付託)

- 第 1 3 議案第 1 1 6 号 令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 4 議案第 1 1 7 号 令和 5 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・委員会付託）
- 第 1 5 議案第 1 1 8 号 令和 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（質疑・委員会付託）
- 第 1 6 議案第 1 1 9 号 令和 5 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 1 7 議案第 1 2 0 号 令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定
について（質疑・委員会付託）
- 第 1 8 議案第 1 2 1 号 令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（質疑・委員会付託）
- 第 1 9 議案第 1 2 2 号 令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 0 議案第 1 2 3 号 令和 5 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について（質疑・委員会付託）
- 第 2 1 議案第 1 2 4 号 令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 2 議案第 1 2 5 号 令和 5 年度大仙市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 3 議案第 1 2 6 号 令和 5 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について（質疑・委員会付託）
- 第 2 4 議案第 1 2 7 号 令和 5 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 5 議案第 1 2 8 号 令和 5 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて（質疑・委員会付託）
- 第 2 6 議案第 1 2 9 号 令和 5 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について（質疑・委員会付託）
- 第 2 7 議案第 1 3 0 号 令和 5 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて（質疑・委員会付託）

- 第28 議案第131号 令和5年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第29 議案第132号 令和5年度市立大曲病院事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第30 議案第133号 令和5年度大仙市上水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第31 議案第134号 令和5年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第32 議案第135号 令和5年度大仙市下水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第33 議案第136号 企業団地整備造成工事(第2期)請負契約の変更について (説明・質疑・委員会付託)
- 第34 議案第137号 令和6年度大仙市一般会計補正予算(第7号) (説明・質疑・委員会付託)
- 第35 陳情第44号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情 (委員会付託)
- 第36 陳情第45号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について (委員会付託)

出席議員(24人)

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 後藤 健	23番 鎌田 正	24番 古谷武美

欠席議員（0人）

遅刻議員（1人）

17番 石塚 柏

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
上下水道事業管理者	舛 谷 祐 幸	総 務 部 長	福 原 勝 人
企 画 部 長	伊 藤 公 晃	市 民 部 長	伊 藤 敬
健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸	こども未来部長	田 口 美和子
農 林 部 長	斎 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真理子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前 9時59分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

遅刻の連絡があったのは17番石塚柏議員であります。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

2番戸嶋貴美子議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、2番。

【2番 戸嶋貴美子議員 登壇】

○議長(古谷武美) 1番の項目について質問を許します。

○2番(戸嶋貴美子) おはようございます。だいせんの会、戸嶋貴美子です。議長はじめ執行部の皆様に、日頃よりご指導ご鞭撻^{べんたつ}いただき、誠にありがとうございます。

今回は、本市の企業誘致の強化等を含め3項目お尋ねいたします。

質問に先立ち、企業誘致の必要性については、当局でも十二分に把握していること、承知の上ではございますが、質問をさせていただきます。

はじめに、昨年の令和5年度の市民アンケートによる市政評価に、「企業誘致の強化」についてさらに推進すべき取り組みとして、年代別、そして地域別においても大変期待される結果でありました。

これからもなお人口減少に打ち勝つ、生き残りをかけて、さらに企業誘致等に力を注いでくれることを切に願う市民の一人です。

さて、1番目の質問ですが、これまでの大仙市の企業誘致の実績と成果はどうであったのか、ご質問させていただきます。

また、過去5カ年の誘致企業の件数・職種・雇用人数についてと、さらに過去5カ年の市の企業誘致活動の自己評価も併せてお尋ねいたします。

続きまして、成功事例についてお話をさせていただきます。

先日、企業誘致を成功したとされる北海道石狩市へ行ってまいりました。強く感じたことは、誘致される側(企業側)から見た誘致活動が適切であることが最も大事で、必要であることを学んできました。

現在、我が大仙市は、企業が本市に移動するメリットに対し、これだという決定的な決め手が残念ながら伝えられない状況です。企業側にとって大仙市に誘致されるメリットは何かを今後分析すべきであると思うのですが、いかがでしょうか。

さらに、産業振興政策の基礎分析も平成30年度のRESASを活用した施策立案支援事業を最後に再度更新されておらないため、本年度中にバージョンアップすることをご提案いたします。

続きまして、企業の環境の変化に対応した企業誘致につきまして、これまでの行われてきた企業誘致活動は、多数の労働者を確保できること、そして、比較的低賃金である

ことを有利な点として企業誘致活動が行われてきました。しかし、現在は労働者が減少する状況が続いております。そして、必ずしも低賃金は継続するものでもありません。

企業誘致とは、誘致する市側の利点ばかりではなく、誘致される企業側が大仙市に感ずる魅力やメリットを冷静に分析する必要があると思うのですが、市のお考えと施策、活動の内容について伺います。

最後に、働く環境の多様性（2拠点）についてお尋ねいたします。

企業誘致活動の環境は、企業団地に見られるように、工業を中心に行われてきましたが、企業の業態がここ最近大きく変化してきています。20年後の働く環境とは、少子化と人口減少で、これまで行ってきた産業が大きく変わっていると想定できます。例えば石狩市に誘致されたデータセンターにおいては、多様な働き方であることを前提とし、現地に住んで作業をするだけでなく、リモートワークも認められるなど、自由度が高いものでありました。それにより、関係人口の構築が進んでいると感じられます。

時代がまさに、住む場所は秋田、仕事は他地域及び都市部など、いわゆる2拠点生活への時代へと移り変わってきていることが実感できます。

これらを踏まえ、時代にマッチした企業を含めた誘致活動を展開していくことが重要ではないでしょうか。これに対する市当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 戸嶋貴美子議員の、大仙市の企業誘致の強化に関する質問につきましては、経済産業部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 戸嶋貴美子議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の、企業誘致強化についてでございますけれども、はじめに、企業誘致の実績とその評価につきましては、令和元年度から5年度までの5カ年の実績といたしまして、令和元年度2社、令和2年度1社、令和3年度1社、令和5年度1社、合わせて5社の誘致をしておる状況でございます。業種といたしましては、電子部品製造業が1社、繊維業が2社、コールセンター・BPOオフィスが2社となっております。5社合わせまして186名が新規に雇用されておる状況です。

大仙市のデジタル田園都市国家構想総合戦略におきまして、新規誘致企業の目標値として、令和7年度までに7社と想定しておりますので、17社ではございますが、基準のところからは7社増という形を設定しておりますけれども、現時点においては5社で

ございます。目標値には至っておりませんが、引き続き目標達成に向けまして誘致活動を行ってまいり所存でございます。

次に、大仙市に立地する企業側のメリットや市の魅力の分析及び市の魅力を売りにした企業へのPRについてでございますが、企業に寄り添った誘致活動ができるよう、東京都にあります秋田県企業立地事務所に職員1名を派遣しているほか、東京在住の企業アドバイザーを1名配置し、企業要望や立地意向などの情報をいち早く収集し分析できる体制を整え、トップセールスをはじめとする誘致活動を行っている状況でございます。

誘致活動では、当市の交通アクセスの良さや住みやすさ、そして、利便性の高い地区に大曲企業団地が整備されていることなど、本市の強みや県内トップレベルの企業支援制度を紹介するほか、RESASを活用した各種統計分析や求人状況、Aターン登録者の情報など、国や県の情報も併せながら、企業が当市に魅力や関心を示していただけるような誘致活動に努めているところでございます。

なお、ご提案いただきました「RESASを活用した施策支援事業」の更新につきましては、その当時、東北経済産業局からRESASの活用についてご支援をいただいた際の一つの成果品としてお示ししたものでありまして、引き続き誘致活動の分析ツールとして、このRESASというものを利活用してまいりたいと考えてございます。

次に、2拠点生活などの多様な働き方が可能な企業の誘致活動につきましては、議員ご指摘のとおり、コロナ禍を経て、リモートワークをはじめとした働き方の多様化がより一層進展していくものと捉えております。

企業誘致の大きな目的の一つは、市民の働く場の創出と考えておりますので、大仙市でリモートワークなどが可能な首都圏等の企業の発掘も現在の企業誘致の一つであろうと考えておるところでございます。

ちなみに、令和5年度の秋田県内の誘致企業は近年で最高の24社でありました。うち14社が情報関連産業でありまして、当市でもこの潮流を逃さないため、情報関連産業の立地に対する支援制度を整備してございます。特に本年度からは、小規模な企業に対する支援制度を創設しておりまして、市では本年度、業務委託によるサテライトオフィス誘致に向けたフォームマーケティングやオンライン相談会を実施することとしております。

2拠点生活なども含む多様な働き方が可能となるような企業の誘致についても、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、一方では、県内において自動車産業等の工場の立地の動きもあることから、受け入れ先となります大曲企業団地の立地環境等をPRしながら、デジタルトランスフォーメーションや地域課題解決に取り組む先進的なベンチャー企業、そして、若者や女性の活躍が期待される企業、航空機・自動車産業等の大規模な製造工場なども見据えまして、幅広い業種の企業誘致に取り組んでまいり所存でございます。

私からは以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、2番。

○2番（戸嶋貴美子） ありがとうございます。目標値に至っていないということで、さらにトップセールスも含めまして誘致活動にさらにまい進していただければと思います。

質問ですけれども、本市ではデータセンターを誘致したいと考えておりますでしょうか。理由も添えてお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 戸嶋貴美子議員の再質問にお答えを申し上げます。

データセンターへの誘致を見据えているかというようなご質問かと思っておりますけれども、データセンターの誘致というにはたくさんのメリットがあるというふうに考えております。まずは先ほど答弁で述べさせていただいたような雇用の創出というふうなことはもちろんですけれども、専門的な技術職、高度な技術を持った方の雇用の創出というふうなことも可能でありますし、また、大量の電力を必要とするデータセンターでございますので、電力関係だとかそういったものに関する専門的な知識を持った、得意な、そういった専門的な企業なんかも集積できる、または通信環境がこの大仙市内がよくなるかといったような、そういったメリット、地域経済に多くの利益をもたらす一つの企業というふうに考えております。

ただ、ただという言い方はあれですけれども、企業さん側で大仙市、誘致先に求める条件というふうなこともあるでしょうから、その辺のところを大仙市でかなうことができるのか、まず誠心誠意そういった情報を聞きながらデータセンターの誘致というふうなことも一つの業種として取り組んでまいりたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、2番。

○2番（戸嶋貴美子） ご答弁ありがとうございます。こちらのデータセンターについて、前向きに検討してくださるといことで、非常にありがたくうれしく思っております。

具体的施策をいつ頃までに制定して、取り組む予定か、もしそのご予定等ありましたらご答弁の方お願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 戸嶋貴美子議員の再々質問にお答えを申し上げます。

データセンター誘致に向けて、具体的にどのぐらいまでというふうなそういう期間の設定ではございますが、実はそのデータセンターの誘致に向けては、令和4年3月から実は国または県を含めまして、そのデータセンター誘致に向けて秋田県でどういったことができるんだろうかというふうなことを、大仙市にとどまらず広域的に実は協議会の中で、誘致推進協議会というものが実は昨日も懇談会がありまして、200社近い県内に誘致されている企業のトップが集まり、また、首長さんたちも集まりの懇談会がありましたけれども、そういった協議会の中で、もう既に話し合いはされておるところでございます。

先ほどの答弁の中に若干お話しましたけれども、データセンターが求める、その要望の中に、確かにリスク管理、BCPというBusiness Continuity Planというふうなことで、災害の少ない、リスクを分散するという意味での地方拠点への進出というふうな動きがある一方で、やはりその企業側が求めるところでは、やっぱりそのデータを使用する量の多いところにデータセンターを造りたいと。いわゆる地方よりも首都圏の方が需要があるというようなことで、どうしても首都圏に近いところにデータセンターを造りがちであると。ただ、戸嶋議員が視察に行きました石狩市のように、北海道、どーんと飛んだような場所ではございますが、いわゆる通信網が、光ケーブル、海底ケーブルといったようなものの通信整備がなされているといったような、そういった好条件な場所というふうに私どもは認識しております。なので、そういうその企業が求めるその条件というふうなこともありますので、今現在の大仙市の中で、その企業に対する企業が欲しているそういった条件に合致するかどうかというふうなところも含めながら検討し

てまいりたいというふうに思いますので、まず、いつまでそのデータセンターの誘致について取りかかるかというようなお話だったとは思いますが、データセンターの誘致に向けては、課題の洗い出し、そして誘致に向けた研究というのは、もう既に取り組んでいるところでございます。ですので、引き続いて、データセンターを含めて、その多様な働き方に対応できるような企業、そういったものの誘致に尽力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） これにて2番戸嶋貴美子議員の質問を終わります。

【2番 戸嶋貴美子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。今回は2点についてお尋ねしたいと思います。

はじめに、自衛隊への個人情報提供問題についてお尋ねいたします。

自衛隊への個人情報提供問題につきまして、毎年この7月上旬になりますと、防衛省自衛隊地方本部から自衛官募集のダイレクトメールが、高校卒業や大学卒業を控えた18歳、22歳になる方々の自宅に届けられています。これは住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の個人情報を自治体が紙媒体や電子媒体による名簿を自衛隊に提供しているからであります。

2022年度に自衛官募集のための名簿を提供した自治体は1,618自治体に上り、全自治体の6割を超えたといわれます。大仙市も紙媒体による名簿提供をしており、今年も623名分を提供していると伺いました。

自衛隊員募集のために市が管理する住民基本台帳の個人情報を無断で自衛隊に提供することが許されるのでしょうか。結論から言えば、個人の尊厳を定めた憲法13条、住民基本台帳法、さらには個人情報保護法にも反する行為であり、許されるものではないと考えます。

憲法13条は「すべて国民は個人として尊重される」と定め、自己に関する情報を

コントロールする権利、いわばプライバシー権は、個人の尊厳の根幹を成す基本的人権であります。

最高裁は、憲法13条について、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているとし、何人もその承諾なく個人に関する情報を第三者に取得ないし公表されない自由を有するとしております。

また、氏名や住所など個人識別情報についても、本人が自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことで、そのことへの期待は保護されるべきものであるとしております。

この前提に立って住民基本台帳法では、国または地方公共団体が氏名、生年月日、性別、住所の4情報を取得できるのは、「閲覧」を請求する場合だけであり、「提供」は認められていないのであります。

提供が認められているのは、住基ネットの場合ではありますが、これは提供する情報の内容、提供の方法、提供された情報の管理、利用の方法、目的外利用の禁止、個人情報保護のための監視の仕組みなどが詳細に定められているのです。

また、個人情報保護法では、行政機関が個人情報を保有できるのは「法令で定める所掌事務又は業務を遂行する場合で且つ利用目的をできる限り特定する場合に限定される」とし、行政機関の長などが偽り、その他不正の手段で個人情報を取得することは禁止されております。

そして第69条で、行政機関の長等は法令に基づく場合を除き、個人情報を利用し提供してはならないと規定しております。

こうしたことから、民間企業はもとより、公務労働である海上保安官、消防士、警察官、自治体職員をはじめ、どんな職種でも自治体が住民基本台帳に基づいて対象者の個人情報を名簿化して提供し、求人活動に使われるなどということは、台帳の閲覧による取得も含めて一切やられておりません。

自衛隊だけが自治体から個人情報の提供を受けられるようになっているわけでありませぬ。自衛官募集のための住基4情報の提供に、法的根拠はあるのか、また、自治体による提供が義務なのか調べてみますと、明確な法的根拠はありませんし、義務でもないということが分かりました。

政府は、安倍政権の2013年に閣議決定した防衛大綱に、初めて自衛官募集に関する内容を盛り込みました。それを引き継いだ菅政権は、2020年12月に自衛官募集

について、自衛隊法第97条第1項と同法施行令第120条を根拠に、市区町村長は個人情報「提出」を可能とする閣議決定をしたのであります。

自衛隊法第97条第1項は、知事及び市町村長は政令で定めるところにより、募集事務の一部を行うとしたものであります。また、その政令に当たる同法施行令第120条は、知事及び市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとしたものであります。

この閣議決定に基づいて、政府は総務省と防衛省の連名で「自衛官又は自衛官候補生の募集に関する資料の提出について」と題する通知を知事や市町村に送っているのであります。

通知では、住民基本台帳の一部の写しの国への提出についてとして、「自衛隊法97条第1項、同施行令120条に基づいて、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。なお、この通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。」としております。下記のとおりというふうなその2番目に、募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないなどということを書いてあるわけでありまして、

これらを読み解くに限り、個人情報の提供について、なぜ実施可能と言えるのか、なぜ求めることができると言えるのか、なぜ住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではないと言えるのか、その法的根拠は全く説明されておりません。プライバシー権を侵害しないに足る法的根拠は見当たらないのであります。

先にも述べたように、住民基本台帳法上、国または地方公共団体が4情報を取得できるのは、「閲覧」を市町村長に請求する場合だけであり、「提供」は認められておりません。プライバシー情報であるため、国や地方公共団体といえど外部に対して提供するには、個人情報保護の仕組みが必要ですが、政府が根拠としている自衛隊法97条第1項や施行令第120条には、個人情報保護に関する規定は一切置かれていないのであります。

この点について2023年11月16日、参議院外交防衛委員会で質問されました。防衛省は、個人情報保護法第69条第1項の法令に基づく場合に当たるんだというふうなことを答弁しております。しかし、個人情報保護委員会が法令に基づく場合に該当し得る法令の例として挙げている法令には、自衛隊法施行令120条は挙げていないので

あります。このことは、自衛隊への個人情報の提供は認められないというふうなことからであります。

また、自衛隊法の解釈文献とされる防衛法は、自衛隊法施行令120条の趣旨について、募集事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣は都道府県知事及び市町村に対して募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数に関する報告及び県勢統計等の資料を求め、地方の実情に即して募集が円滑に行われているかどうか判断するためとしており、個人情報の提供を求める趣旨は、そもそも自衛隊法施行令120条には含まれていないと言えます。

したがって、閣議決定と、これに基づく通知は、自治体による自衛隊への個人情報提供は、法的根拠を有するものではないと言えます。にもかかわらず、通知を受け、「閲覧」から「提供」に変更した自治体が急増しているのは、2023年2月10日付で防衛大臣から市町村長宛てに発出された「自衛官募集等の推進について」とする依頼文書が相当のプレッシャーになっていることは否めません。

では、個人情報の提供は義務なのでしょうか。結論から言えば、義務ではありません。政府が個人情報の提供を求める根拠としている自衛隊法施行令120条では、防衛大臣は資料の提出を求めることができるとしており、あくまで依頼できるとする規定であり、自治体が従うべき義務とは言えないのであります。

このことに関して幾つかの事例を挙げますと、施行令120条に基づき、自衛隊が適齢者情報を求めていることに関して、2003年当時の防衛庁長官でありました石破茂氏は「私どもの方から依頼をいたしましても、それは自治体として応える義務はございません。」と述べております。また、2019年、当時、岩屋毅防衛大臣は、法令上、自衛官等の募集は法定受託事務としながらも「義務かどうかと言われれば、当然遂行していただけるものだというふうに考えた上で、その上で丁寧をお願いしていただいている。」と答えており、お願いに過ぎないことを認めております。

また、個人情報保護法第69条第1項との関連の政府答弁では、69条第1項は、ほかの法令に基づく場合は利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定によって利用及び提供が義務付けられるものではないとしております。このことから、自治体の義務ではないというふうなことからあります。

さらに、先に述べましたように、2021年2月5日付の閣議決定に基づく自治体宛ての通知には、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨が記載さ

れております。同じく地方自治法第247条で、国または都道府県の職員は普通公共団体が助言等に従わなかったことを理由として不利益な扱いをしてはならないとしているわけであります。ですから、この通知に従わなかったとしても、不利益に扱われる筋合いはないわけであります。したがって、自衛隊への個人情報の提供は義務ではありません。

そこで伺います。いろいろ述べてきたことで明らかになったことは、自衛官募集強化のために市が管理する住民基本台帳の個人情報を名簿化して提供することを、国が求めることも、自治体が提供することもできるという法的根拠は全くなく、自治体が国の要請に応える義務もないということであります。名簿の提供は住民基本台帳法や個人情報保護法にも反し、基本的人権であるプライバシー権を侵害するものであります。全国では本人の同意のない個人情報の外部への提供を違法として提訴する事例が出始め、平和委員会による自治体要請などで「提供」から「閲覧」に戻して対応する自治体も出てきております。大仙市としては、法律度外視で自衛隊募集強化策を押し付ける政府に、無批判に従うのではなく、法律を遵守し、市民の権利と安全・安心を守る立場で、堂々毅然とした対応を願うものであります。自衛隊への名簿提供を改め、せめて閲覧対応に戻すよう求めるものであります。これへの見解を求めます。

以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります、自衛隊への名簿の提供に関する質問につきましては、総務部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、自衛隊への名簿の提供についてであります。自衛官等の募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項において「都道府県知事及び市町村長は自衛官の募集に関する事務の一部を行う」とされており、自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官又は自衛官候補生の募集に関する報告又は資料の提供については、地方自治法施行令第1条の規定により、法定受託事務として、都道府県及び市町村が事務処理をすることとなっております。

ただ今、議員から縷々ご指摘をいただいたところであります。国では当該募集事務

に関し、「住民基本台帳の一部の写しを国に提出できる根拠を明確化されたい」という地方からの要望に対し、防衛省及び総務省の連名により、現行においても実施可能であり、特段の問題を生ずるものではない旨の通知を都道府県を通じて市町村に発出しております。

また、個人情報保護法との関係では、国の個人情報保護委員会は、自衛隊法施行令第120条は個人情報保護法第69条第1項に規定する「法令に基づく場合」に該当すると明示しております。

このようなことから、市におきましては、防衛大臣からの募集対象者情報の提出の求めに対しましては、氏名、生年月日、性別及び住所の4情報、すなわち住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているところであり、今後も同様の対応をしてみたいと考えております。

なお、この件に関しましては、地方自治法、自衛隊法、住民基本台帳法、個人情報保護法やこれらに基づく政令など多くの法令が関係していることから、当該事務のありように関し、疑義が生じないように法的根拠を整理、明確化する必要があるものと考えており、この点については今後とも国に要望してみたいと存じます。

以上であります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） まず、答弁の中で名簿提供は地方からの要望があったというふうなことがありました。大仙市はそういうふうな要望をされたったもんだがどうだか、まず第1点教えてください。

それから、二つ目には、住民基本台帳の整備と適正管理というのは市長の責務であります。これを定めた住基法第3条の第4項においてですね、何人も住基台帳の一部の写しの閲覧、書類の交付により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならないとしております。自衛官募集のために、本人の了解もなく、適格年齢とされる方々の名簿を作って防衛省に提供するというこの行為は、基本的人権、プライバシー権ですが、これの侵害に当たると思うわけですが、その認識は市長にはありませんか。

三つ目には、繰り返しになりますけれども、国や地方公共団体の機関による定める事

務の遂行のために必要である場合の請求は「閲覧」であります。住基法に定めているのは、あくまでも「閲覧」であります。また、住民票の写し等の一部、これをね、交付を請求できる条項があります。名簿提供というのは、半ば交付に当たるような気がしますけれども、この交付を請求する場合ですね、氏名や住所を明らかにした特定の個人を対象にするわけであります。こうしたことから、六百数十名というそうした人たちの名前を列記して、そして提供しちゃう。これはね、住基法に違反する、閲覧であるというふうなことと、それから、交付するような場合には、氏名や住所をはっきりと明確に示して、その個人を特定した名簿によるものだというふうなこと、こうしたことから、これら名簿の提供というのは住基法にね、反したものだとは私は考えますが、その認識は市長にございますか。

まず、市ではね、この3点についてね、まずお答えいただければというふうに思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） まず1点目、要求に対してそれがあつたかというご質問と理解しましたが、防衛大臣からの請求はございますということであります。——あ、すいません。ちょっと勘違いしました。地方からの要望というのは、国が——ちょっとお待ちくださいね——地方分権に関する提案募集というのを地方から行っております。その際に、ただ今申し上げましたとおり、非常に分かりにくい法体系になっておるということで、資料の提供を明文化してほしいという要望を上げております。これに対する国の反応が防衛省、総務省からの連名のあの通知であつたり、そういう閣議決定を受けての通知の対応ということになっておりますが、やはりそれでは議員おっしゃるとおり、我々も足りないということで明文化してほしいというそういう要望を上げているということでございます。

それから2点目、住民基本台帳法とプライバシー権の関係でございますけれども、これについては、やはり個人情報保護制度が、法制がどういうふうになっているのかということになります。つまり、個人情報保護法で先ほどご答弁申し上げましたとおり、法令に基づく場合か否かということが焦点となります。この個人情報保護法制上、法令に基づく場合であるので、平たく申しますと同意を得なくても提供できるという解釈になっているものでございまして、プライバシー権を侵害しているものではないという解釈となります。

また、その、せめて閲覧にということではありますが、議員のおっしゃる論理で申しますと、資料の提供はプライバシー権の侵害であるので、それをやめろということがございますけれども、すなわち閲覧も結局その論でまいりますと同じ、同様のことであろうと思います。逆に申し上げますと、閲覧というのは情報の提供、資料の提供も情報の提供ということで、結果、同じ結果となります。そういったことで、問題は生じないというところはあろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、再々質問します」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

○3番（佐藤文子） 資料の提供というふうなことで、名簿化して提供すると。これは自衛隊の、防衛省のいわゆる自衛官募集の必要根幹の問題であり、原本提供になりますね。資料というのは、質問の第1質問でも述べましたように、大体の概数だとか、大体その募集に当たって一般市民はどう考えているのかとか、そういうふうなこと、あとは県の統計資料、こういうのを資料というふうなのであって、求めている資料というのはいかなので、名簿というふうなものが資料なのかどうかというのは非常に問題があると思います。

あと、福原部長がおっしゃいましたその名簿化してほしいというふうな、私の聞き違いなのかどうか分かんないけど、もしそれを自治体がね、求めていってると、大仙市がそれを求めたというふうなことなのであれば、もうこれは住基法そのものをね、住基法そのものに相当抵触する発言じゃないのかというふうに私は思っています。そういうふうな意味で、第三質問ですから、基本だけ言います。やっぱりね、住民基本台帳法っていうのその管理、責任は、さっきも言いましたように市長、あります。市長は、何と云ってもその基本的人権、プライバシー権、これ守んなきゃいけない。そういうふうな意味で、住基法に定められた、やっぱり閲覧というのも一つのもちろんこれは提供に当たる、情報の取得に関わっているわけですけども、これも私としては、これもやっぱりよくない問題だと個人的には思いますけれども、法できちっとまずちゃんと位置付けられている、閲覧というふうな方法が位置付けられているもんですから、やっぱりそこに戻ってやるべきではないかと。ダイレクトメールを受け取った高校生、あるいはまた未成年の17歳、あちこちから、どうしてこの手紙、誰が俺の住所、年齢だとか、18歳

になられる高校卒業を控えた皆さんへなどという、そういうのが何で俺に来るんだと、防衛省から。その書かれているその中には、本当に自衛隊の任務やなんかも詳しく書かれているのかも分かりません。非常にきれいごと、防災・救助対策に当たっているそうした姿などが、きらびやかに描かれたそういったものなのではという想像にもなるわけですが、いずれにしてもそういうこの住民基本台帳4情報、個人情報です。これをね、この市が列記して名簿化する、これはやっぱりね、プライバシー権に当たるというふうなこと。それから、住基法にも当たる。こうしたこの問題をめぐって、もう一度ですね、市当局におかれましては、ぜひこの自衛官募集の今起こっている問題と、この法律、そうした憲法、法律との関係で、もう一度しっかり見つめ直していただければというふうに思い、改めてまずこの名簿提供はやめていただきたいというふうなことを申し上げて、まずこの点についての質問を終わります。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 2番目に、エアコンの購入助成と設置率調査についてお尋ねいたします。

まず最初に、エアコン購入に助成をしていただきたいということを申し上げます。

地球沸騰化とも言われる下で、猛暑の後には豪雨や大雨が繰り返される異常気象が続いております。9月に入っても日中の気温が30度以上になるというような事態が続いております。不要不急の外出を避け、家ではエアコンを使用するようにし、熱中症にならないよう国・県・市挙げて呼び掛けているわけであります。

秋田県は「あきた省エネ家電購入応援キャンペーン」として、省エネ性能のエアコンや冷蔵庫を対象店舗から購入すると、1台当たり二つ以上最大で2万円の商品券をプレゼントするキャンペーンを実施しています。また、大仙市では、地球温暖化対策脱炭素を促進するために、蓄電池や太陽光発電設備設置や次世代自動車購入に対し一部助成を実施しております。これらはいずれ根本的なその温暖化対策というふうなことにもつながるわけですが、当面のこうした猛暑続きの中で起こっている熱中症対策、これを何とかしなければいけないんじゃないかというふうに思っているわけです。

こうした中で行われている秋田県や市の施策が大変重要ではありますが、この熱中症対策として当面喫緊にやっぱり解決していかなければならない問題として、やっぱりエアコンというふうなものがフルに活用が広まるというふうなことをしていかなければいけないと思います。しかし、低所得者にとっては利用が非常に難しいというふう

なものと思います。熱中症対策にエアコンは欠かせません。経済的事情から設置や買い替えが困難な方へのエアコン普及を図るために、設置や買い替えに助成制度を設けることができないか、これへの見解を求めます。

二つ目に、エアコン設置率調査についてお尋ねいたします。

自宅にエアコン設置している家庭、世帯はどれだけなのか、調査事例が少なくても分かりませんが、猛暑対策、熱中症対策として、エアコン設置促進を図る上で調査は必要なのではというふうに考えます。

パナソニック株式会社が2023年9月29日発表で、自宅のエアコン設置台数を調査したものでは、調査対象世帯についてはちょっと分かりませんが、3台以上設置が47.5パーセント、2台設置が25パーセント、1台設置が24.4パーセント、自宅にエアコンがないというのが3パーセントとして、まずほぼほぼ、まず九十数パーセントはエアコンが普及されているというふうに考えてもいいかと思います。自宅にエアコンがない家は少ないようですけれども、必要なのになという状況は改善が図られるべきだし、あっても利用していない場合は、その理由を把握する必要もあると思います。大仙市の場合はどうなのか、調査する価値はあると考えますけれども、これに対する見解を求めます。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります「エアコンの購入助成と設置率の調査」に関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、エアコン購入助成と設置率の調査についてお答え申し上げます。

エアコン購入に対する助成といたしましては、議員ご指摘のとおり、秋田県の省エネ家電購入応援キャンペーンのみとなっております。現在、市といたしましては助成制度はございません。

市では、低所得世帯が安定した生活を送ることができるよう、今年度、新たに住民税非課税世帯並びに均等割のみ課税世帯になられた世帯に10万円の給付金を支給する補正予算を先の第2回定例会において議決いただき、現在、支給手続きを行っているところであります。これにより、低所得世帯の経済的負担の軽減につながるものと考えてお

ります。

経済的な事情により、新たなエアコンの設置や買い替えが困難な方への支援につきましては、まずは、本市の状況やニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

調査に当たっては、大仙市社会福祉協議会において、一人暮らし高齢者世帯等を対象に毎年度実施されております「福祉実態調査」などがありますので、こうした調査と併せてエアコンの設置状況やニーズの把握ができないか検討してまいりたいと思います。

助成制度につきましては、その調査結果を踏まえた上で、他自治体の実施状況等を勘案しながら、創設なども含めた検討をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 社会福祉協議会の協力を得ていろいろ実態、設置状況などの把握も含めて調査していきたいというふうなことを言われましたので、これについてはぜひ早々に取り組まれるようによろしくお願いいたします。

それを踏まえての結果に対して、エアコンの助成制度創設が可能なのかも踏まえて検討していきたいというふうな答弁でしたので、前向きであるというふうに私は勝手に捉えましたが、ぜひご検討願いたいと思います。

全国では、あちこちこの猛暑、熱中症対策として助成制度を設けているところが既にたくさん出てきております。青森県三戸町、こういったところでも出ておりますし、北海道でも全世帯を対象にしてやっているというような、そういった事例がちょこちょこ出てきております。いろいろ体温調整機能がね、低下している高齢者の人、あるいは持病のある人、乳幼児、こういった方々へのね、特別の配慮というふうなのは非常に大事だと思いますし、所得が低いために買えないでいるというふうなことは、これはもう早急に改善していかなければならない問題だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

現在給付が始まっております高齢者等の給付金、これは物価高騰対策とかっていうふうなことの中でやられている制度でありますので、エアコン1台まず20万とか10万、十数万とかというふうなことで、必ずしもそのエアコン買うためにこれを使いましょうというふうな状況にはなっていないというのが実情ではないかと思っておりますので、そうし

たことも踏まえましてね、ぜひ早々のこの状況把握と、そして創設に向けた検討をお願いしたいというふうなことを述べまして、この質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（古谷武美） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時10分といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番小笠原昌作議員。

（「はい、議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

【12番 小笠原昌作議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○12番（小笠原昌作） 新政会の小笠原昌作です。通告に従いまして、クマ被害対策について質問いたします。

昨年ほどはいないんですけれども、今年も県内各地でクマが出没し、人身被害が発生しています。数カ月前までは大曲の市街地にも出没し、住民は驚きと恐怖、不安を抱えていました。市街地にクマが目撃されるとは、これまであまり考えられないことでしたが、もはや、人の生活圏との境界線はなくなりつつあると専門家は指摘しています。

県では、8月末時点で992頭の見撃があり、257頭が捕獲されています。これまで人身被害は9件、10人で死者はいないということでしたが、特にこの9月から11月頃までのクリやカキが実り、ミツバチの巣も要注意であり、まさにクマの増える季節であります。食害頻発、稔りの秋、農家にとっては心配される場所でもあります。また、秋の紅葉など見所の観光地などでは客離れが懸念されています。

平野地や市街地にクマを出没させないためには、やぶを払ったり、木を切ったり、見

遠しをよくするといった作業が効果的だそうですが、農地に電気柵を設置するなど、身近な対策として収穫期を迎えた果樹や生ごみなど残飯を放置しないよう気をつけなければならぬと思います。

クマを遠ざけるためにも、昨年から市としてはおりを増やし、捕獲にこれまで以上に力を入れていますが、ここ数年、県内では9月から11月にクマが遭遇し、人身事故が多発しています。

一方、県内各地の学校敷地内や周辺でクマが頻繁に目撃されていますが、学校、PTAなどの連携により、安心して登下校ができるよう対応していただきたいものです。

当市教育委員会では、市内小学校、中学校に、クマとの遭遇しないように、常に児童・生徒に言い聞かせ、安全対策に取り組んでいるようです。身近な生活圏である地域との情報を密にしながら、見守りの連携を図っており、大変感謝しているところでございます。常に行政・地域と連携を図りながら、通学路や学校周辺を点検し、支障のないよう安全地帯第一に対処してほしいものです。

市としては、この23日の定例議会初日、クマ対策に向けて補正予算を計上し、きめ細やかな分野で考慮していただき、感謝しております。地域住民への安全・安心に効果が講じられますことを期待しています。

クマは鋭い爪と人間の1万倍の臭覚を持ち、逃げるものを追う習性があり、100メートルを9秒で走るといわれています。捕獲作業も全て成功すればよいのですが、なかなかそう簡単なものではありません。

こうした中で、昨年はこの時期、異常出没が続いて駆除が増え、捕獲を担う猟友会員が悲鳴を上げていました。特に大仙市全体で猟友会員は現在107名で、高齢化とともに年々減少しており、人手不足の中、危険を感じながら命懸けで捕獲に当たっています。ハンター、猟友会員には、主に農家の人々、職人、勤務者など多数の職種を持ちながら頑張っているようですが、連日の捕獲活動は身体的疲労が重なり、健康に不安を抱えています。会員の少ない地域にも捕獲のおりの設置や有害駆除、毎日地域の見回りを担い活動しております。最近ではイノシシも増えているそうでございまして、大変だそうです。猟友会員からは、クマを捕獲活動するには大変な重労働な上、体力が必要とされています。市からは活動に応じて補助や報酬などあるようですが、実際自分の仕事を捨ててまでの活動は、この先が心配と言われております。

こうした中で、いろいろ協議会などで話し合っているようですが、市民の安全・安心

に命懸けで捕獲を担う人たちの実態を把握し、もっと現場の声を反映していただきたいものですが、いかがなものでしょうか。

そこで質問ですが、猟友会の人出不足への対策・支援について、詳細にお聞かせください。

以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小笠原昌作議員の「クマによる人身被害への対策」に関する質問につきましては、農林部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 小笠原昌作議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、鳥獣被害対策に携わる「大仙市鳥獣被害対策実施隊員」の人手不足に対する取り組みについてであります。

市では、今次定例会においてツキノワグマ被害防止対策の強化を図るため、補正予算を本会議初日にご承認いただいております。その中では、資格取得を後押しするため「第一種狩猟免許」取得に係る支援の拡充と併せ「わな猟免許」の取得に係る支援を新規に創設しました。これにより、有資格者数の底上げを図り、新規隊員の確保につなげてまいります。

このほか、わな設置後の巡回に係る負担軽減を図るため、わなが作動した際に通報される「^{わな}罠センサー」を導入することとしております。また、隊員から要望のあった活動時の安全対策として、ヘルメットやクマ撃退スプレーについても配備しております。

市といたしましては、今後も隊員の要望を踏まえながら、有害捕獲に関する負担の軽減、安全対策に努めるほか、誘引樹木の伐採や緩衝帯の整備を進め、クマの出没抑制を図るなど総合的な対策を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。ただ今、人手不足の対応についていろいろありましたが、クマが出没しないように、地域との連携、人間の生活圏にクマが近づけないように、いろいろな市民に対する啓蒙活動を、これから特に増える時期

でございますので、徹底していただきたいと思えます。

特に課題として、最近、クマが一番出てくるところは、山林または中山間地域の耕作放棄地のところが非常にクマが出ているそうでございます。どうかそういう対策についても今後考えていただければありがたいなと思っております。

今後、クマの出没が増えると予想されます。危険が伴う現場の実態を把握し、重ねて現場の意見を聞きながら猟友会の環境整備にも対応していただきたいものですが、いかがなものでしょうか。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 小笠原昌作議員の再質問にお答え申し上げます。

市街地へのツキノワグマを寄せつけない啓蒙活動でございますが、市ではホームページやSNSの配信、チラシの配布など、クマの誘引となる果実の採り残しや生ごみの収集徹底などをお願いするとともに、出没警報の延長と並行して注意喚起を実施しております。

また、中山間地域の耕作放棄地の解消や里山の対策につきましても、地域の要望を踏まえまして緩衝帯の整備を継続的に実施しております。また、多面的機能支払交付金事業、いわゆる農地・水でございますが、この事業を活用いたしました有害対策を周知いたしまして、農用地と一体的なやぶ払いなど既に多くの組織が取り組んでいるところであります。引き続き鳥獣の出没抑制につながることを、様々な機会を通じて周知してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。クマが出没すると支所の担当者の方々は、本当に見回りやら警察とともに大変でございます。本当にご難儀かけております。どうかひとつ、目撃の情報が最近出ても市の方に報告されない方も、警察の方に報告されない方もたくさんおります。どうかクマはウロウロしていますので、何とかひとつそういう面で皆さんから安全・安心のために前向きな対策を今後ともよろしくお願いしたいと思えます。

答弁はいりませんですけれども、どうか今後ともクマ対策には十分に配慮していただ

きたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（古谷武美） これにて12番小笠原昌作議員の質問を終わります。

【12番 小笠原昌作議員 降壇】

○議長（古谷武美） 日程第2、議案第105号から日程第32、議案第135号までの31件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第105号から議案第135号までの31件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第33、議案第136号及び日程第34、議案第137号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、議案第136号、企業団地整備造成工事（第2期）請負契約の変更についてご説明申し上げます。

資料ナンバー8、議案書の1ページをご覧ください。

本案は、企業団地の整備造成工事におきまして、パイプラインの移設に係る工事費の増額などにより、契約金額を4億4,660万円から4億5,313万8,400円に変更することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものであります。

次に、議案第137号、令和6年度大仙市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

資料はナンバー9、補正予算書〔9月補正③〕をご覧ください。

3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、鈴木優花選手のパリオリンピック女子マラソン6位入賞を祝う記念花火打ち上げ経費や嶽の湯の給湯ボイラー故障に伴う更新工事費などの補正をお願い

するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,700万1千円を追加し、補正後の予算総額を482億9,840万4千円とするものであります。

補正の概要について、歳入からご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、地方創生臨時交付金物価高騰対策で300万円の補正、20款繰越金は、前年度繰越金として2,004万1千円の補正、21款諸収入は建物損害共済金で396万円の補正であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

3款民生費は、低所得・子育て世帯への支援事業費、物価高騰対策で300万円の補正であります。

内容といたしまして、本事業は国の物価高騰における子育て支援策として、令和6年度課税で新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となった世帯の児童1人につき5万円を支給するもので、6月補正で措置した予算額に不足が生じるため追加をお願いするものであります。

10ページをお願いいたします。

7款商工費は1,974万4千円の補正であります。

内容といたしまして、嶽の湯温泉管理費は、8月下旬に故障した給湯ボイラーの更新経費として1,874万4千円の補正、20周年記念セレブレート花火打ち上げ事業費は、パリオリンピック女子マラソンで6位入賞を果たした鈴木優花選手の功績を祝し、大曲商工会議所との協調負担により、10月5日の秋の章で記念花火を打ち上げる経費として100万円の補正であります。

11ページをお願いいたします。

10款教育費は、仙北ふれあい文化センター管理費で、8月26日の落雷により建物内外の電気設備が故障しており、法令で設置が義務づけられる消防用設備の緊急更新工事費として425万7千円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第136号及び議案第137号の2件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第35、陳情第44号及び日程第36、陳情第45号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9月6日から9月19日までの14日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、9月6日から9月19日までの14日間、休会とすることに決しました。

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る9月20日、本会議第4日を定刻に開議いたします。ご苦勞様でした。

午前11時28分 散 会

令和6年第3回大仙市議会定例会会議録第4号

令和6年9月20日（金曜日）

議事日程第4号

令和6年9月20日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告
- ・ 令和5年度決算における健全化判断比率
 - ・ 令和5年度決算における資金不足比率
 - ・ 令和6年度定期監査報告書
 - ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第108号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第109号 字の区域の変更について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第110号 字の区域の変更について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第105号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第111号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第112号 大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第106号 大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第107号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第10 議案第113号 令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第114号 令和5年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第12 議案第136号 企業団地整備造成工事(第2期)請負契約の変更について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第13 議案第115号 令和6年度大仙市一般会計補正予算(第6号) (各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第14 議案第116号 令和6年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第2号) (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第15 議案第137号 令和6年度大仙市一般会計補正予算(第7号) (各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第16 議案第117号 令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について (各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第17 議案第118号 令和5年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第18 議案第119号 令和5年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第19 議案第120号 令和5年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第20 議案第121号 令和5年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第21 議案第122号 令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第22 議案第123号 令和5年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第23 議案第124号 令和5年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第24 議案第125号 令和5年度大仙市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第25 議案第126号 令和5年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第26 議案第127号 令和5年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第27 議案第128号 令和5年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第28 議案第129号 令和5年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第29 議案第130号 令和5年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第30 議案第131号 令和5年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第31 議案第132号 令和5年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第32 議案第133号 令和5年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第33 議案第134号 令和5年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第34 議案第135号 令和5年度大仙市下水道事業会計決算の認定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第35 陳情第44号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第36 陳情第45号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国
庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係
る意見書採択の陳情について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第37 意見書案第18号 地方財政の充実・強化を求める意見書
(質疑・討論・表決)

第 38 意見書案第 19 号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費
国庫負担割合引き上げを求める意見書

(質疑・討論・表決)

第 39 議案第 138 号 財産の取得について (追認)

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第 40 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について

第 41 議員の派遣について

出席議員 (24 人)

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴 美 子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
10 番 佐 藤 芳 雄	11 番 橋 本 琢 史	12 番 小 笠 原 昌 作
13 番 小 松 栄 治	14 番 本 間 輝 男	15 番 佐 藤 育 男
16 番 山 谷 喜 元	17 番 石 塚 柏	18 番 高 橋 敏 英
19 番 橋 村 誠	20 番 渡 邊 秀 俊	21 番 金 谷 道 男
22 番 後 藤 健	23 番 鎌 田 正	24 番 古 谷 武 美

欠席議員 (0 人)

遅刻議員 (0 人)

早退議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
上下水道事業管理者	舛 谷 祐 幸	総 務 部 長	福 原 勝 人
企 画 部 長	伊 藤 公 晃	市 民 部 長	伊 藤 敬
健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸	こ ども 未 来 部 長	田 口 美 和 子
農 林 部 長	斎 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司

観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真 理 子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前10時00分

○議長（古谷武美） おはようございます。

会議に先立ちまして、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） おはようございます。

議会の議決を経ずに締結した契約事案につきまして、ご説明いたしたいと存じます。

既に新聞報道等にもありますとおり、小学校指導者用教材の購入に係る4,366万円余りの契約につきまして、予定価格2,000万円以上の案件として議会の議決に付すべきところ、この手続きを行わずに契約を締結していたことが判明いたしました。

本契約は、令和6年4月1日付で締結したものであります。

本契約につきましては、今年度、教材にデジタル教科書が加わったことにより契約額が大幅に増額となり、議会にお諮りする必要がありましたが、これまで本市の教材購入においては、議決要件を超える契約がなかったため、事務処理の過程において議決に関する認識を欠き、手続きが行われていなかったものであります。

この場をお借りいたしまして、深くおわび申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

つきましては、議会の議決を経ていない本契約につきまして、速やかに追認の議決をお願いするため、本日、単行案を追加提案させていただきたいと存じますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご説明申し上げましたが、契約手続きにおけるチェック体制を強化し、再発防

止に努めるとともに、法令遵守を徹底してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

【老松市長 降壇】

午前10時01分 開 議

○議長（古谷武美） これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

令和5年度決算における健全化判断比率及び令和5年度決算における資金不足比率が市長から、令和6年度定期監査報告書及び例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されておりますので、お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（古谷武美） 日程第2、議案第108号から日程第4、議案第110号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） おはようございます。

本会議第3日、当委員会に審査付託となりました事件について、去る9月6日及び9月9日の2日間、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過や結果及び審査意見等について順次ご報告いたします。

議案第108号「大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について」、議案第109号及び議案第110号の「字の区域の変更について」の3件につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長(古谷武美) これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第108号から議案第110号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古谷武美) 日程第5、議案第105号から日程第7、議案第112号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長(山谷喜元) 当常任委員会に審査付託となりました事件について、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第105号「大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局の説明に対し、委員から「マイナ保険証においては、医療機関に伝わる情報はどのようなものか。」との質疑があり、当局からは「現行の保険証記載の内容が情報として伝わる。また、本人が同意した場合は、診療情報等が提供される。」との答弁がありました。

また、反対の立場から「マイナ保険証の一本化に対しては国民の多くが反対しており、実際に利用率も非常に低い。その要因として、周知不足と医療機関での煩雑な手続きに対して理解が得られていないという状況であることから、やはり国として進めること自体、拙速だと言わざるを得ない。それに伴う条例改正であり、賛成できるものではな

い。」との討論がありました。

挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第111号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」は、当局の説明に対し、委員から「マイナ保険証の普及、利用率の状況はいかがか。」との質疑があり、当局からは「大仙市後期高齢者医療の被保険者は1万6,083人、マイナ保険証登録者数は8,570人であり53パーセントとなっている。利用率について、利用人数1,775人を外来レセプト件数3万8,298件で除して求めると4.6パーセントとなっている。」との答弁がありました。

また、反対の立場から「マイナ保険証への切り替えを前提とした規約改正であり、賛成できない。」との討論がありました。

挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第112号「大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。3番佐藤文子議員。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は、議案第105号及び議案第111号の2件に反対討論を行います。

まず、議案第105号、大仙市国民健康保険条例の一部改正する条例の制定について

反対討論を行います。

本改正案は、現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に移行することを前提としたものであります。

マイナ保険証化を巡っては、利用率が1割に満たないこと、様々なトラブルが相次いでいること、医療機関を休廃業に追い込む事態が相次いでいること、自治体や医療、法曹界など多くの団体から反対の声が上がっていることから、現行の保険証を廃止できる状況ではありません。

国に対して関連法の見直しを求めながら、本条例改正案に反対するものであります。

次に、議案第111号につきましては、秋田県後期高齢者広域連合規約の一部変更についてであります。本案は議案第105号で述べたように、後期高齢者の現行被保険者証を廃止し、マイナ保険証に移行することを前提としたものであるため賛成はできないのであります。

以上で討論を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第105号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者21人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立多数でございます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第111号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者21人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立多数でございます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第112号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古谷武美) 日程第8、議案第106号から日程第12、議案第136号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長(挽野利恵) 当常任委員会に審査付託となりました事件について、去る9月6日、9日及び10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第106号「大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「この条例の適用を受ける可能性のある企業はあるのか。」との質疑があり、当局からは「首都圏の企業訪問等をしているが、現在のところ活用する予定の企業はない。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第107号「大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「公共建築物については、これまで建築主事が行っていた審査及び検査が民間指定確認検査機関でも可能とのことだが、その民間の検査機関は大仙市内にあるのか。」との質疑があり、当局からは「大仙市には無いが、県内の建築物を審査及び検査可能な民間機関は全国に21機関ある。うち秋田県知事指定が4機関あり、その所在地は全て秋田市内である。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第136号「企業団地整備造成工事（第2期）請負契約の変更について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「企業団地へ本社を移転した市内企業の跡地は現在どのようになっているのか。また、県外企業が新規に立地する可能性はあるのか。」との質疑があり、当局からは「既に移動済みの2社の跡地はどちらも他の事業所が再利用している。また、新規立地に向け現在折衝中の企業は全部で8社であり、そのうち4社が市外及び県外の企業である。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第113号「令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」及び議案第114号「令和5年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の2件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第106号から議案第136号までの5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第13、議案第115号から日程第15、議案第137号まで

の3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長(佐藤芳雄) ご報告いたします。

議案第115号「令和6年度大仙市一般会計補正予算(第6号)」のうち、当委員会に付託されました所管する予算につきまして、はじめに、DX推進課所管の予算説明に対し委員から「次期総合行政ネットワークに移行するに当たり、接続回線を二重化することだが、これまではしていなかったということか。」との質疑があり、当局からは「今般の機器更新から新たに導入したいものであり、今後、ガバメントクラウドと接続し、基幹業務システムを取り扱うネットワークとなるため、障害対応をさらに強固にする必要がある。新たに二重化した接続環境を構築するものである。」との答弁がありました。

次に、総合政策課所管の予算説明に対し、委員から「大仙市誕生20周年記念事業費について、本市にゆかりのある方を通じて紹介いただいた人間国宝の監修の下、大仙市民賞受賞者への記念品を制作されるとのことだが、ゆかりのある方とはどういった方か。また、予算額は妥当であるか。」との質疑があり、当局からは「ゆかりのある方とは角間川旧本郷家ご子息に当たる方であり、人間国宝の作品は一般的に非売であり、価格は分かりかねるが、同氏のご紹介ということで相当抑えていただいているようである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(古谷武美) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長(古谷武美) 次に、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長(山谷喜元) ご報告いたします。

議案第115号「令和6年度大仙市一般会計補正予算(第6号)について」及び議案第137号「令和6年度大仙市一般会計補正予算(第7号)について」の2件につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、健康増進センター所管の保健センター維持管理費について、委員から「大曲ヒカリオイベント広場の消雪設備漏水の原因は何か。」との質疑があり、当局からは「令和5年11月に発生した落雷により、地中内に電流が流れたため、配管の腐食が起こったと推定される。」との答弁がありました。

また、別の委員から「地盤の柔らかさも関係するので、年に1回はポンプで圧力をかけて漏水の有無をチェックするなど地盤の状況を調べてはどうか。」との質疑があり、当局からは「地盤の状況について年に1回チェックを行っている。メンテナンス業者には今回のことを踏まえ、重点的に点検を行ってもらおう。」との答弁がありました。

次に、こども家庭センター所管の子育て世代包括支援センター事業費について、委員から「高校生や成人している人も予防接種の関係で母子手帳が必要な時がある。幅広い年齢層が対象となるが、こういった形で移行していくのか。」との質疑があり、当局からは「母子手帳アプリが従来の母子手帳の内容を完全に補完するものではなく、紙の母子手帳は現在も交付している。上の年代の予防接種対象者には今までどおり通知による勧奨、紙の予診票も使うこととし、ある程度の期間はデータと紙が混在することになる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(古谷武美) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長(古谷武美) 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第115号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」について、はじめに、農業振興課所管の畜産業費補助金について、委員から「家畜運搬車と畜産資材運搬車それぞれ補助交付要件が2項目ずつあるが、両方満たすことが交付要件となるのか。また、申請見込み者数について伺う。」との質疑があり、当局からは「両方満たすことが交付要件となる。また、申請見込み数については、事前に親牛10頭以上を所有している畜産農家など30名にアンケートを実施しており、5名から購入を検討していると回答があった。そのうち、早期に購入したいと回答した2名分について、今回、予算計上している。」との答弁がありました。

次に、企業立地推進課所管の大仙市雇用助成金について、委員から「申請見込み数の9社の業種について伺う。」との質疑があり、当局からは「製造業が主な業種となっており、工業等振興条例に適用した事業所としている。」との答弁がありました。

次に、花火産業推進課所管の20周年記念Celebrate花火打上事業費について、委員から「花火の予算計上は毎回切りのいい数字で計上されるが、明細はあるのか。また、大曲の花火協同組合の組合員は何社か。花火大会ごとの予算の振り分けはどのようにしているのか。」との質疑があり、当局からは「組合からは事前設計書をいただいております。その積み上げで予算要求させていただいている。また、組合員は4社で、予算の振り分けは組合側に任せている。」との答弁がありました。

次に、観光交流課所管の特産品発送支援事業費について、委員から「支援実施期間の終期である令和7年2月よりも前に予算超過となる場合への対応について伺う。」との質疑があり、当局からは「支援実施期間内に予算が不足となる場合は、予算の補正をお願いして対応したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、文化財課所管の鈴木空如資料保存活用事業費については、委員から「鈴木空如筆金堂壁画模写について、国の指定を受け、文化庁の補助が受けられるよう、市で強力で働き掛けを進めていくべきと思うが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「鈴木空如筆金堂壁画模写は3組あるが、そのうち1作目と3作目は市所有であり、2作目は民間団体が所有している。研究者の意見では3組がそろって国の重要文化財指定の可

能性があると同っている。今後も国指定の可能性を模索するため、引き続き情報収集等に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第137号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、当局からの補正内容説明に対し、委員から「当初、秋の章で市が打ち上げを行う予定はなかったのか。」との質疑があり、当局からは「秋の章については、例年600万円の支出はしている。今回はパリオリンピック女子マラソンで6位入賞した鈴木優花さんの功績をたたえ、特別要素として追加で打ち上げる花火代として補正をお願いするものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第116号「令和6年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第115号から議案第137号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されま

した。

○議長（古谷武美） 日程第16、議案第117号から日程第34、議案第135号までの19件を一括して議題といたします。

本19件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

当常任委員会に審査付託となりました所管する決算議案7件につきましては、審査結果及び審査意見を述べて、ご報告に代えさせていただきます。

はじめに、審査結果についてご報告申し上げます。

議案第117号「令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について」、また、議案第126号「令和5年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第131号「令和5年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本7件は認定すべきものと決した次第であります。

続いて、審査意見について申し上げます。

1点目、大曲庁舎は築50年が経過し、設備の不具合が頻発し、維持管理費も増大している。利用者の安全性確保のため、庁舎整備の方向性について早期に示されたい。

2点目、アーカイブズ関係経費に関連して、公文書整理に当たっては膨大な量を扱われていることと思うが、計画に沿って順当に作業を実施されたい。また、寄贈された資料をはじめ、貴重な地域資料等の保全・保管についても取り組みを進められたい。

3点目、普通財産の貸し付け一覧に関連して、貸し付け契約を一部他課で担当しているものがあるが、財産活用課に一本化された方が事務効率が良いと考える。特段の場合を除き、現課に置かなくてもよい業務は財産活用課に引き継ぎできるよう検討されたい。

4点目、広報活動費に関連して、ホームページやSNSを活用し、行政情報の発信に努められていることを評価している。公式LINEについては、登録者の属性別にプッシュ型で情報配信する機能を更に活用し、市内で行われるイベントなどの情報も扱うこ

とで、より細やかで精度の高い情報発信ができるよう努められたい。

5点目、移住・定住推進事業費について、移住者を誘致するに当たっての目標値を移住者全体の人数に対して設定しているが、年代や世帯構成といった属性ごとの目標値など、人数以外の指標を用いることも重要であるとする。次期プラン策定に当たって加味されたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

はじめに、審査結果についてご報告申し上げます。

議案第117号「令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について」につきましては、質疑の後、委員より、反対の立場からの討論があり、挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第118号「令和5年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第119号「令和5年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第120号「令和5年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第121号「令和5年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第124号「令和5年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第132号「令和5年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」の6件につきましては、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本6件は認定すべきものと決しました。

次に、審査意見を述べさせていただきます。

第1点目、債権管理について、債権管理課においては、滞納処分に日々尽力し、年度における目標を掲げ、それ以上の成果を出しているなど、市の財源確保に貢献してきて

いると言える。引き続き、関係各所との連携を図り、適正な債権管理を進められたい。

第2点目、ゼロカーボンシティ推進事業について、生活環境課においては、蓄電池や太陽光パネルなどの購入補助を行っているが、周知が十分とは言えず、脱炭素社会に向けた意識が市民に十分に浸透していない現状にある。必要性の高い事業であるので、具体性を持たせ有効な使い方を示すことで、今後、市民が利活用できる環境を整えていただきたい。

第3点目、高齢者に係る包括的支援事業等については、高齢者包括支援センターにおいては、様々なメニューを用意している。認知症などにより判断能力が不十分な方をサポートする成年後見制度利用支援事業などは、高齢化社会における現代において関心が高いと思われることから、支援制度の充実とともに広く周知に努められたい。

第4点目、スクールバス運行事業費については、教育総務課においてスクールバスを運行しており、遠距離通学となる児童の通学難の解消が図られているところである。乗車時間やルートなど効率性と利便性の高い運行を計画されたい。今後においては、児童数の減少が見込まれるため、運行业務について、委託とするか直営とするかなどの業務形態における費用対効果を比較されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

はじめに、審査結果についてご報告申し上げます。

議案第117号「令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第122号「令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第123号「令和5年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第125号「令和5年度大仙市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定

について」、議案第133号「令和5年度大仙市上水道事業会計決算の認定について」、議案第134号「令和5年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について」及び議案第135号「令和5年度大仙市下水道事業会計決算の認定について」の7件につきましては、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本7件は認定すべきものと決しました。

次に、審査意見を述べます。

第1点目、「農業と食」活性化推進事業においては、商品開発や加工品実需調査業務を委託し、その成果をもらうことをゴールとせず、それらを活用し更に発展させるような取り組みをされたい。生産者や実需者等に情報発信し、所得向上へつながる取り組みを期待したい。

第2点目、農業のスタイルが変わってきており、市内若者でもドローンやスマート農業に興味がある人もいると感じている。新規就農者研修施設を活用し、ドローンの資格取得等にも対応できるような環境づくりや、変化に対応した新しい研修メニューを今後議論していただきたい。また、「大仙市農林業後継者育成修学資金貸与条例」の中身を精査し、活用に向けた取り組みを検討されたい。

第3点目、大仙市雇用助成金事業について、今の経済情勢の変化にあった事業内容で、「今」を適切に捉えており評価したい。地域産業の中で何が優先かを考えていただき、経済産業部が抱える多くの事業をよく精査され、企業側にも求職者にもメリットがある事業や小規模でもがんばっている方々が今後意欲を持って経営ができるような活発な事業の展開を期待したい。

第4点目、花火産業構想アクションプラン推進事業費及び地域の花火大会等応援事業費について、補助金や業務委託費及び決算の内訳についての補足資料がなく資料不足と感じる。事業の中身を詳細に把握できるような資料作成をされたい。花火事業に対する補助金などは、市民の関心も高く注目されている。次年度は資料作成に配慮されたい。

第5点目、大仙市観光物産協会補助金について、売り上げや純利益、事業費等が分かる資料を次年度の決算審査の際に示されたい。

第6点目、観光施設課が所管する市内各施設について、故障等により休業せざるを得ない状況を避けるためにも、日常のメンテナンスが重要と考える。休業となれば利用したい方も利用できず、その期間の営業収入もなくなる。経年劣化により致し方ない場面もあろうが、日々の管理徹底に努められたい。

第7点目、除雪の出動命令は旧市町村単位で行っているが、その枠にとらわれず、同

じ降雪状況の地域に合わせ出動させるような仕組みを今後検討されたい。また、除雪オペレータについては、高齢化が進み担い手不足となっている。若者から興味を持っていただけるような取り組みを今後検討されたい。

第8点目、施設の老朽化や利用人口の減少により進めている農業集落排水施設の統廃合について、処理場周辺の住民に対し、事業内容や災害発生時の対応など、丁寧に説明しながら事業を進められたい。また、廃止となった処理場の利活用や処分について、早期に取り組まれたい。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。3番佐藤文子議員。
（「3番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は、議案第117号、令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

私は、令和5年度一般会計当初予算審議において、行政のデジタル化やマイナンバーカードの普及促進を柱とする政府のデジタル田園都市構想や公的サービスの産業化と一体の行革の推進を自治体に押し付ける地方財政計画に沿ったものとして反対を表明いたしました。本決算はその執行であり、賛成できるものではありません。

政府がデジタル社会のパスポートと位置付けるマイナンバーカードは、任意取得であるにもかかわらず、マイナポイントキャンペーンや健康保険証との一体化、いわゆるマイナ保険証化の法政化の下で、取得の強制化が図られてきました。

当市におけるマイナンバーカードの申請率は91パーセントに上っておりますが、その利用率は、自動証明書発行においては13パーセント台にとどまっています。

また、マイナ保険証を利用された方は、当市の国保加入者では9.71パーセントにとどまり、後期高齢者では4.63パーセントと、更に低い利用率になっております。

政府は、マイナ保険証のメリットをデータに基づき正確な治療や薬の処方ができる、高齢者受給者証の提示は不必要になるなどとしております。

しかし、マイナ保険証にひもづいている情報は、レセプト情報なので、1カ月も3カ月も前の情報であり、救急診療やかかりつけ医の受診では、ほとんど利用する必要がないというのが実態です。

現行の保険証とお薬手帳で何ら問題はないのであります。

また、マイナ保険証をめぐるのは、国の総点検後も資格情報の無効があるとか、名前や住所で黒ポチが表記されてしまうとか、カードリーダーでエラーが出る、また、該当の被保険者番号が無いなど、多数のトラブルが発生し続けております。

さらに、マイナ保険証に対応させるため、医療機関のオンライン義務化に耐えられず、今、医療機関の休廃業が増え、2023年度は休廃業、解散件数が709件と、過去最多を更新し、今後更に悪化すると予測されております。

以上のように、マイナ保険証は利用者にとっても、医療機関にとっても、利便性は感じられません。それどころか、命を守る現行保険証の廃止は、世界に誇る国民皆保険制度の破壊につながるものだと考えます。

今、全国でマイナ保険証のごり押しをやめさせ、現行の健康保険証を残すよう求める動きが大きくなっております。健康保険証の存続等を求める地方議会の意見書採択は35都道府県の178自治体に、開業医の団体である全国保険団体連合会や弁護士会、商工団体などの声明が相次ぐ中、健康保険証を廃止できる状況にないのは明らかだと言えます。

以上、マイナ保険証化の問題に特化して述べてまいりましたが、そもそもマイナンバーカード普及の狙いが国民の各種個人情報を一元管理し、国民の監視を強めて、大企業のもうけのタネにするものであることから、マイナンバーカード普及促進とマイナ保険証化には反対してきたところであります。

以上から、本決算を認めることはできないのであります。

以上で討論を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、8番安達成年議員。

（「はい、議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

【 8 番 安達成年議員 登壇】

○ 8 番（安達成年） 大地の会の安達成年です。私は、議案第 1 1 7 号、令和 5 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

はじめに、歳入 5 2 0 億、歳出 4 9 7 億の決算規模であり、コロナ・物価高騰対策の関連の決算が 2 0 億近くありますので、ここ 2、3 年はどうしてもこの大きな決算額となっているところではあります。私が評価したいのは、一般会計において過去 2 番目となる実質収支 2 1 億 5, 8 0 0 万円を確保しており、本市の財政運営は、特別その財政の硬直化を招くような不安要素は見られず、引き続き健全な状態を維持すると思われ

ます。

少し気掛かりなのは、前年度に比べ経常収支比率の伸びが気にはなりますが、議会としても、今後注視していかなければならないと考えております。

歳入において、自主財源であります市税全体の収納率は 9 6. 1 パーセントと前年度比で 0. 1 ポイント増加していることに加え、今後も着実な歳入の確保と市民の税負担の公平性の観点から、引き続き収納率の向上には努めていただきたいと思います。

また、ふるさと納税については、周知の効果が現われており、大仙市を応援してくださる方々が着実に増えていると感じております。今後も、引き続き大仙市の PR に努めていただきたいと思いますのと、今後は、寄附金に係る経費の関係、また、逆に大仙市から出ていくふるさと納税についても検証していただきたいと思います。

次に、市債残高は着実に減少しております。今後も市債の繰上償還など、着実な減少に努めていただきたいと思います。

ただ、逆に、重点事業の推進や市民サービスの水準の維持のためには必要な部分もあり、市債発行につきましては、目標値は維持しつつ、各種財政指標の動向に注視しながら適切に判断していく必要もあるとも考えますので、よろしく願いいたします。

さらに、一方、財政調整基金の取り崩しがあったものの、取り崩し額以上の積み立て、さらには減債基金の積み立てなど、各基金の積み増しを図っていることでもあり、合併特例債が終了することを鑑みても、今後の財政運営の健全化を更に目指す上でも、財政の手腕には期待するところでもあります。大仙市の財政手腕は非常に頼もしいと感じておりますので、よろしく願いします。

今後も基金の取り扱いには十分注視することが重要であると思われ

ます。

令和 5 年度における重点施策の実績についても予算に対する執行率が 9 3 パーセント

となっており、地方創生へのチャレンジから成長戦略までの六つの柱の施策に着実に取り組まれております。その中でも、デジタル変革の加速には市民全般に恩恵を受けるサービスがあります。先ほどマイナンバーカードのお話も出ましたけれども、確かに情報の漏えい、セキュリティの問題は誰もが危惧するところではありますが、しかしながら、デジタル社会で暮らしている私たちも含め、今現在、デジタル教育を受けて育つ子どもたちは、デジタルサービスが当たり前の社会生活となっていくものと思われま

す。スマホ一つで全てのサービスが受けられる時代へと変革してきました。

私も、私の家族も、マイナンバーカードで当たり前のように病院に通院したり、確定申告をしたり、さらにはマイナポイントもいただき、使ってしまった。そういう恩恵を正直受けてまいりました。現実的に、それらに目を向け、市民が納得するサービスを提供するのも公金を常とするこの行政の役割と認識してございます。

特に子育て大仙を象徴する「愛・命・子ども」を育む環境づくりは、決算額の4.2パーセントの20億ほどを占めており、全国に誇れる事業が実施されてきました。限られた予算の中で、農業政策、インフラ整備、観光、学校教育、生涯学習、その他非常によく実施された決算であるとも思います。その達成状況、結果の分析、今後の取り組みのポイント等についても点検が行われており、その報告内容から見ても、適切に各事業の実施がなされたと判断できるものと考えます。

ちょっと長くなりまして申し訳ありませんけれども、今年度、市政懇談会の席上、市民から、議会はきちんと審議しているのかとの質問が寄せられました。恐らく、市の事業、予算、決算等のことを言っているものかと思われま

すが、その部分と、大仙市は花火に多く予算をと

るか、花火を中心としたまちづくりしているのかという問い合わせもありました。5年度の花火関連の予算の実績は、歳出全体の、全ての花火関連を集めても0.2パーセントに達していない少ない予算の中で効果を発揮してござ

います。言い換えれば、市民の皆さんが話題に上がるということは、それだけ効果が現われているものと私は感じております。

また、市民の皆さんに誤解のないようにお伝えしますが、この決算内容から見てもらえば分かることかと思

いますけれども、大仙市は市民を中心としたまちづくりに力を注いでおると自負して

おります。議会も、きちんとした議論を重ねながら認定して

おりますし、反対討論や賛成討論があるということは非常にいい議会であるとも私は感じて

おります。そのこともお伝えしながら、今後も健全な財政を堅持しつつ、市民福祉の向上

に向け、積極的な事業の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

最後に、老松市長が令和5年度施政方針演説にありました「大仙市の未来を拓く」柔軟で力強い政策を、迅速果敢に全力で取り組むとする、市長のみなぎる闘志に賛意を示すとともに、それを支える職員のがんばりに一市民としても感謝を申し上げながら、私は議案第117号、令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成とさせていただきます。

以上であります。

【8番 安達成年議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第117号、令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者22人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、認定することに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第118号から議案第135号までの18件を一括して採決いたします。本18件に対する委員長報告は認定であります。本18件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本18件は、認定することに決しました。

○議長（古谷武美） 議案審議の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。11時15分に再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前11時03分 休 憩

.....

午前11時13分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（古谷武美） 日程第35、陳情第44号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） 当委員会に審査付託となりました陳情第44号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」につきましては、願意を妥当と認め、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより陳情第44号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第36、陳情第45号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

陳情第45号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割

合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、陳情第45号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第37、意見書案第18号、地方財政の充実・強化を求める意見書及び日程第38、意見書案第19号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書の2件を一括して議題といたします。

意見書案第18号は総務企画常任委員長から、意見書案第19号は教育厚生常任委員長から、それぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第18号及び意見書案第19号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本2件は、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております本2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委

員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 討論なしと認めます。

これより意見書案第18号及び意見書案第19号の2件を一括して採決いたします。
本2件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今、議決されました意見書案第18号及び意見書案第19号について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長(古谷武美) 日程第39、議案第138号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長(福原勝人) 議案第138号、財産の取得の追認について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー10、議案書の1ページをご覧願いたいと存じます。

本案は、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買い入れについては、議会の議決を経て行うべきところ、これを経ずに行った財産の取得について、議会の追認をお願いするものであります。

内容といたしましては、令和6年度において小学校の教科書が全面改訂されたことに伴い、大曲、神岡、南外及び仙北の各地域の小学校12校分の指導者用教材を4,366万1,420円で、令和6年4月1日付で締結した契約によりまして、丸重商店から取得したものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第138号は、議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほどご連絡いたします。

午前11時22分 休 憩

午後 1時11分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（古谷武美） 日程第39、議案第138号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第138号「財産の取得について（追認）」につきましては、当局からの説明に対して委員から「教科書供給については、県に一つある供給会社から大仙市内の教科書取扱書店に供給されるが、この取扱書店は市または県で指名した業者なのか。」との質疑があり、当局からは「取扱書店の選定については、市で関与しておらず、供給会社が各市町村にある業者の中から指定している。教科書の供給制度に関しては、完全供給の義務があり、それに対応できる体制が整えられている。」との答弁がありました。

また、別の委員から「今回の指導者用教材の購入に当たり、大幅に金額が上がった理

由は何か。また、教材の数や単価は幾らか。」との質疑があり、当局からは「金額が上がった理由としては、クラウドを使用するライセンス料が加わったことなどにより、セットの単価が2、3倍程度に値上がったことによる。また、教材の数は、12校掛ける学年数掛ける教科数が基本となり、各教科の単価にはばらつきがあり、1セット3から7万円になっている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、議案第138号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第40、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決

しました。

○議長（古谷武美） 日程第41、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付のとおり令和6年度大仙市・仙北市・美郷町議会研修会、令和6年度秋田県市議会議員研修会及び令和6年度秋田県南地域市議会議員研修会へ議員派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、令和6年度大仙市・仙北市・美郷町議会議員研修会、令和6年度秋田県市議会議員研修会及び令和6年度秋田県南地域市議会議員研修会へ議員派遣することに決しました。

○議長（古谷武美） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長（古谷武美） これにて令和6年第3回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞様でした。

午後 1時17分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

令和6年第3回大仙市議会定例会日程表

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
第1日	8月23日(金)	本会議	1. 開 会 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定(29日間) 4. 議長報告 5. 市政報告 6. 議案等審議 ・ 同意を求める件 2件 (説明・質疑・討論・表決) ・ 承認を求める件 1件 (説明・質疑・委員会付託 ・ 委員長報告・質疑・討論・表決) ・ 予 算 案 2件(同上) 7. 議案等上程 ・ 条 例 案 3件(説明) ・ 議決を求める件 7件(同上) ・ 予 算 案 2件(同上) ・ 認定を求める件 19件(同上) 8. 散 会
	8月24日(土)	休 会	
	8月25日(日)	休 会	
	8月26日(月)	休 会	
	8月27日(火)	休 会	一般質問・議案質疑通告締切 (正午まで)
	8月28日(水)	休 会	
	8月29日(木)	休 会	
	8月30日(金)	休 会	

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
	9月 7日 (土)	休 会	
	9月 8日 (日)	休 会	
	9月 9日 (月)	休 会	各常任委員会審査
	9月10日 (火)	休 会	各常任委員会審査
	9月11日 (水)	休 会	各常任委員会審査
	9月12日 (木)	休 会	事 務 整 理
	9月13日 (金)	休 会	事 務 整 理
	9月14日 (土)	休 会	
	9月15日 (日)	休 会	
	9月16日 (月)	休 会	事 務 整 理
	9月17日 (火)	休 会	各常任委員会審査
	9月18日 (水)	休 会	討論通告締切日 (正午まで) 事 務 整 理
	9月19日 (木)	休 会	事 務 整 理

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
第 4 日	9 月 2 0 日 (金)	本会議	<p>1. 開 議</p> <p>2. 議案等審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条 例 案 3 件 (委員長報告・質疑・討論・表決) ・ 議決を求める件 8 件 (同 上) ・ 予 算 案 3 件 (同 上) ・ 認定を求める件 1 9 件 (同 上) ・ 陳 情 2 件 (同 上) ・ 意 見 書 案 2 件 (質疑・討論・表決) <p>3. 議案等審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議決を求める件 1 件 (説明・質疑・委員会付託 ・委員長報告・質疑・討論・表決) <p>4. 閉 会</p>

一般質問通告者

質 問 者	質 問 事 項
9番 高橋徳久 議員	1. 「オーガニック給食」について
6番 秩父博樹 議員	1. 日常生活用具給付事業について 2. 「気象防災アドバイザー」の採用について 3. 「非核平和都市宣言」20周年の取り組みについて
21番 金谷道男 議員	1. 農業振興について
4番 佐藤隆盛 議員	1. 国と県との事業調整について 2. 合同安全点検について
5番 挽野利恵 議員	1. 「マイナ保険証」の普及と利用促進等について
2番 戸嶋貴美子 議員	1. 大仙市の企業誘致強化について
3番 佐藤文子 議員	1. 自衛隊への個人情報「提供」問題について 2. エアコン購入助成と設置率調査について
12番 小笠原昌作 議員	1. クマ人身被害対策について

議案等一覧

番号	件名	議決月日	審議結果
101	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	8月23日	同意
102	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	同上	同上
103	令和6年度大仙市一般会計補正予算（第5号）	同上	原案可決
104	令和6年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	同上	同上
105	大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9月20日	同上
106	大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同上	同上
107	大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	同上	同上
108	大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について	同上	同上
109	字の区域の変更について	同上	同上
110	字の区域の変更について	同上	同上
111	秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	同上	同上
112	大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	同上	同上

番号	件名	議決月日	審議結果
1 1 3	令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について	9月20日	原案可決
1 1 4	令和5年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	同 上	同 上
1 1 5	令和6年度大仙市一般会計補正予算（第6号）	同 上	同 上
1 1 6	令和6年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）	同 上	同 上
1 1 7	令和5年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について	同 上	認 定
1 1 8	令和5年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	同 上	同 上
1 1 9	令和5年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	同 上	同 上
1 2 0	令和5年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	同 上	同 上
1 2 1	令和5年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について	同 上	同 上
1 2 2	令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	同 上	同 上
1 2 3	令和5年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	同 上	同 上
1 2 4	令和5年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	同 上	同 上

番号	件名	議決月日	審議結果
125	令和5年度大仙市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
126	令和5年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	同上	同上
127	令和5年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	同上	同上
128	令和5年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	同上	同上
129	令和5年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	同上	同上
130	令和5年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	同上	同上
131	令和5年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	同上	同上
132	令和5年度市立大曲病院事業会計決算の認定について	同上	同上
133	令和5年度大仙市上水道事業会計決算の認定について	同上	同上
134	令和5年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について	同上	同上
135	令和5年度大仙市下水道事業会計決算の認定について	同上	同上
136	企業団地整備造成工事（第2期）請負契約の変更について	同上	原案可決

番号	件名	議決月日	審議結果
137	令和6年度大仙市一般会計補正予算（第7号）	9月20日	原案可決
138	財産の取得について（追認）	同上	同上

《報告》

番号	件名	議決月日	審議結果
9	専決処分報告について（令和6年度大仙市一般会計補正予算（第4号））	8月23日	承認

《陳情》

番号	件名	議決月日	審議結果
44	地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情	9月20日	採択
45	ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	同上	同上

《意見書案》

番号	件名	議決月日	審議結果
18	地方財政の充実・強化を求める意見書	9月20日	原案可決
19	ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書	同上	同上